

はじめに

愛知県へようこそ！

愛知生活便利帳は、外国から来日されたみなさんが愛知県で生活を始めるにあたって役に立つ情報を集めたものです。左ページに日本語、右ページにポルトガル語で掲載されています。そのあとに、同じ内容でスペイン語を掲載しましたので見比べて活用してください。

最後に、この冊子の発行にあたり、情報提供にご協力いただいた各関係機関の方々に改めてお礼申し上げます。

ご利用にあたって

- 掲載された情報は、関係機関 Web サイト、各種リーフレット、関連書籍などを元に当協会が編纂したものです。
- できる限り最新の情報を掲載するように努めました。発行後、内容が変更される場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 定訳がない団体名や主な法制度名などは、ポルトガル語・スペイン語訳とともに、できる限り日本語のローマ字表記も記載しています。
- ここに掲載された内容は一般的なものであり、個別のケースによって取扱いが異なる場合があります。実際に手続きをされる際は専門機関等でご確認ください。
- 掲載団体等の問合せ先に対応言語の記載がないものは日本語のみの対応となります。お問合せの際は日本語のできる人をご同伴ください。
- 掲載団体等の受付時間は変更される場合があります。また、祝祭日および年末年始に休業する場合がありますので事前に各団体等にご確認ください。
- 掲載された内容に関して損害が生じた場合、当協会は一切の責任を負いません。

Introdução

Bem-Vindos à Província de Aichi!

Este guia reúne informações úteis para os estrangeiros que pretendem iniciar sua vida na Província de Aichi.

As páginas da direita contêm informações em português, e também em espanhol com o mesmo conteúdo. E nas páginas da esquerda se encontra o mesmo conteúdo em japonês. Esperamos que este guia sirva de ajuda para uma rápida adaptação em sua nova vida.

Por fim, gostaríamos de reiterar o nosso agradecimento às entidades que colaboraram fornecendo as informações contidas neste guia.

Observações para a utilização deste guia

- As informações publicadas neste guia, foram elaboradas pela Associação Internacional de Aichi com base nos dados das páginas da Web dos órgãos relacionados e materiais impressos (folhetos e livros).
- Procuramos publicar as informações mais recentes tanto quanto possível, porém há possibilidade de alterações nas informações após a publicação.
- Em caso de termos sem tradução definida, tais como nomes de órgãos ou sistemas de assuntos legais, haverá o termo em japonês descrito em alfabeto latino junto à tradução em português e espanhol.
- As informações contidas neste guia são de caráter geral, podendo não serem aplicáveis em casos particulares. Caso precise realizar algum trâmite, favor confirmar as informações nos órgãos especializados.
- Se não houver indicação de atendimento em outros idiomas por telefone ou outras formas de contato com os órgãos e entidades que aparecem neste guia, significa que há atendimento somente em japonês. Ao efetuar a ligação esteja junto de alguém que domine o idioma japonês.
- Os órgãos e entidades contidos neste guia podem alterar seus horários de atendimento, ou podem não funcionar durante os feriados nacionais e feriados de final e início de ano. Portanto, favor certificar os horários de atendimento de cada entidade.
- A Associação não se responsabilizará por nenhum prejuízo causado devido ao uso deste guia.

Introducción

¡Bienvenidos a Aichi!

Esta guía reúne información de utilidad para aquellos que, llegados a Japón desde el extranjero, se disponen a iniciar su vida en Aichi.

Las páginas a la izquierda contienen información en japonés, mientras que a la derecha se encuentra el mismo contenido en portugués. La edición en español se incluye al final. Esperamos que este libro pueda servirle de ayuda.

Por último, queremos agradecer a las personas de los organismos relacionados que colaboraron aportando información para la publicación de esta guía.

Antes de usar esta guía

- Hemos editado esta guía en base a la información en páginas web de organismos relacionados, a libros y a otro material impreso.
- La información en esta guía ha sido elaborada en base a la “Guía práctica de Aichi (edición en inglés y chino)”, editada en marzo de 2017. Tenga presente que pueden producirse cambios tras la elaboración.
- En el caso de términos sin una traducción unificada, tales como nombres de organismos o de sistemas legales, hemos incluido en lo posible junto con la traducción en español y portugués los términos en japonés con caracteres latinos.
- La información aquí reunida es de carácter general, pudiendo por tanto no ser aplicable en casos particulares. Si va a realizar algún trámite, confirme primero la información con organismos especializados.
- Si no se indica la atención en otros idiomas, los teléfonos y otras formas de contacto con organismos y entidades que aparecen en la guía sólo tendrán atención en japonés. Si es el caso, comuníquese con ayuda de alguien que hable este idioma.
- Los organismos y entidades recogidos en esta guía podrían variar sus horarios de atención o permanecer cerrados en días feriados o en los días de fin y comienzo de año. Contacte de antemano con cada organismo o entidad para confirmar sus horarios.
- Esta asociación no asume ninguna responsabilidad por perjuicios derivados del uso de esta guía.

目次

Índice (português)

Índice (español)

第1章 在留手続き	J-1
1 在留管理制度	J-1
1 在留手続きの流れ	J-1
2 在留資格の各種手続き	J-2
1 在留資格変更許可	J-2
2 在留期間更新許可	J-2
3 再入国許可	J-3
4 在留資格取得許可	J-3
5 在留資格認定証明書交付申請	J-4
6 資格外活動許可	J-4
7 永住許可	J-4
8 活動機関・契約期間・配偶者に関する届け出	J-5
3 不法滞在	J-5
1 出国命令制度	J-5
2 在留特別許可	J-5
4 在留カードの各種手続き	J-5
1 在留カードとは	J-6
2 在留カードの見方	J-6
3 在留カードの有効期間の更新申請	J-6
4 在留カードの再交付申請	J-7
5 住居地に関する届け出	J-7
6 住居地以外の在留カード記載事項の変更届け出	J-7
7 在留カードの返納	J-7
8 在留資格一覧	J-8
5 各種申請・手続き問合せ先	J-9
第2章 その他の手続き	J-10
1 住民基本台帳制度	J-10
1 住民票の写し	J-10
2 住民基本台帳制度の手続き	J-10
2 社会保障・税番号制度(マイナンバー)	J-11
3 外国人登録原票または出入国記録に係る開示請求	J-11
4 外務省における証明	J-11
5 帰化	J-12
6 死亡	J-12
1 死亡届	J-12
2 死体の取扱い	J-12
7 印鑑	J-12
1 印鑑登録	J-12
第3章 労働	J-13
1 仕事と在留資格	J-13
2 労働のルール	J-13
1 労働契約	J-13
2 労働条件	J-13
3 解雇と退職	J-14
1 解雇とは	J-14
2 退職とは	J-14
4 労働者災害補償保険(労災保険)	J-14
1 労災保険とは	J-14
2 主な補償給付	J-14
5 雇用保険	J-15
1 雇用保険とは	J-15
2 失業給付(基本手当)	J-15
3 高年齢求職者給付金	J-16
4 雇用継続給付	J-16
6 仕事の探し方	J-16
7 労働に関する相談窓口	J-17-18
第4章 結婚・離婚	J-19
1 結婚	J-19
1 日本人と外国人の結婚	J-19
2 外国人同士の結婚	J-19
3 婚姻要件具備証明書	J-19
2 離婚	J-20
1 日本人と外国人の離婚	J-20
2 外国人同士の離婚	J-20
3 離婚届	J-20
4 離婚届不受理申出	J-20
5 離婚と在留資格	J-20
3 ドメスティック・バイオレンス(DV)	J-21
1 DVとは	J-21
2 相談窓口	J-21
3 保護命令制度	J-21-22

Capítulo 1 Procedimentos para a permanência	P-1
1 Sistema de controle de permanência	P-1
1 Processo sobre os procedimentos de permanência	P-1
2 Trâmites da qualificação de permanência	P-2
1 Autorização para alteração da qualificação de permanência	P-2
2 Autorização para renovação do período de residência	P-2
3 Autorização de reentrada ao país	P-3
4 Autorização para obtenção da qualificação de permanência	P-3
5 Solicitação do Certificado de Elegibilidade	P-4
6 Autorização para exercer atividades não incluídas na atual qualificação de permanência	P-4
7 Autorização de residência permanente	P-4
8 Notificações relacionadas a atividade, trabalho e cônjuge	P-5
3 Permanência ilegal	P-5
1 Ordem de saída do país	P-5
2 Permissão de Permanência Especial	P-5
4 Procedimentos do cartão de permanência	P-5
1 Cartão de permanência	P-6
2 Explicação do cartão de permanência	P-6
3 Solicitação da renovação do período de validade do cartão de permanência	P-6
4 Solicitação da reemissão do cartão de permanência	P-7
5 Notificação sobre residência	P-7
6 Notificação de alteração de dados do cartão (além da residência)	P-7
7 Devolução do cartão de permanência	P-7
8 Lista de qualificações de permanência	P-8
5 Trâmites e informações	P-9
Capítulo 2 Outros procedimentos	P-10
1 Sistema de registro básico de residentes	P-10
1 Atestado de residência	P-10
2 Procedimentos do sistema do registro básico de residentes	P-10
2 Identificação social e sistema de identificação fiscal	P-11
3 Solicitação de dados cadastrais do registro de estrangeiro e registro de imigração	P-11
4 Autenticação do Ministério das Relações Exteriores	P-11
5 Naturalização	P-12
6 Óbito	P-12
1 Registro de óbito	P-12
2 Manuseio do Cadáver	P-12
7 Carimbo pessoal	P-12
1 Registro do carimbo	P-12
Capítulo 3 Trabalho	P-13
1 Trabalho e qualificação de permanência	P-13
2 Normas trabalhistas	P-13
1 Contrato de trabalho	P-13
2 Condições de trabalho	P-13
3 Demissão e resignação	P-14
1 Demissão	P-14
2 Resignação (demissão voluntária)	P-14
4 Seguro contra acidente de trabalho	P-14
1 Seguro contra acidente de trabalho	P-14
2 Principais indenizações	P-14
5 Seguro de emprego	P-15
1 O que é seguro de emprego	P-15
2 Subsídio de desemprego (subsídio básico)	P-15
3 Subsídio para pessoas em busca de trabalho com idade avançada	P-16
4 Subsídio para continuar o emprego	P-16
6 Como procurar um emprego	P-16
7 Balcões de consultas sobre trabalho	P-17-18
Capítulo 4 Casamento e divórcio	P-19
1 Casamento	P-19
1 Casamento entre japonês e estrangeiro	P-19
2 Casamento entre estrangeiros	P-19
3 Certificado de cumprimento das condições do casamento	P-19
2 Divórcio	P-20
1 Divórcio entre japonês e estrangeiro	P-20
2 Divórcio entre estrangeiros	P-20
3 Registro de divórcio	P-20
4 Notificação de não aceitação do divórcio	P-20
5 Divórcio e qualificação de permanência	P-20
3 Violência doméstica(DV)	P-21
1 Violência doméstica	P-21
2 Balcões de consultas	P-21
3 Ordem de proteção	P-21-22

Capítulo 1 Trámites de inmigración	S-1
1 Sistema de control de residencia	S-1
1 Esquema general de los principales trámites de residencia	S-1
2 Trámites para permiso de residencia	S-2
1 Autorización para cambiar de permiso de residencia	S-2
2 Tarjeta de residencia	S-2
3 Permiso de reentrada	S-3
4 Autorización para obtener permiso de residencia	S-3
5 Expedición del certificado de elegibilidad	S-4
6 Autorización para actividades no reconocidas	S-4
7 Permiso de residencia permanente	S-4
8 Declaraciones relativas a actividad, trabajo y cónyuge	S-5
3 Residencia ilegal	S-5
1 Orden de salida del país	S-5
2 Permiso especial de residencia	S-5
4 Trámites de la tarjeta de residencia	S-5
1 Tarjeta de residencia	S-6
2 Forma de leer la Tarjeta de residencia	S-6
3 Solicitud de renovación de la tarjeta de residencia	S-6
4 Solicitud de reexpedición de la tarjeta de residencia	S-7
5 Declaraciones relativas al domicilio	S-7
6 Declaración de cambio de datos de la tarjeta de residencia (aparte del domicilio)	S-7
7 Devolución de la tarjeta de residencia	S-7
8 Listado de los permisos de residencia	S-8
5 Lugar para trámites y consultas	S-9
Capítulo 2 Otros trámites	S-10
1 Sistema de registro básico de residentes	S-10
1 Copia de la hoja de residencia	S-10
2 Trámites del sistema de registro básico de residentes	S-10
2 Sistema de número de seguridad social e impuestos	S-11
3 Solicitud de información relativa al registro de extranjería o al registro de entradas y salidas del país	S-11
4 Certificación del Ministerio de Asuntos Exteriores	S-11
5 Naturalización	S-12
6 Defunción	S-12
1 Declaración de defunción	S-12
2 Sepultura	S-12
7 Sello personal	S-12
1 Registro del sello	S-12
Capítulo 3 Trabajo	S-13
1 Trabajo y permiso de residencia	S-13
2 Normas de trabajo	S-13
1 Contrato de trabajo	S-13
2 Condiciones de trabajo	S-13
3 Despido y renuncia	S-14
1 ¿Qué se entiende por despido?	S-14
2 ¿Qué se entiende por renuncia?	S-14
4 Seguro contra accidentes de trabajo	S-14
1 ¿Qué es el seguro contra accidentes de trabajo?	S-14
2 Principales indemnizaciones y subsidios	S-14
5 Seguro de empleo	S-15
1 ¿Qué es el seguro de empleo?	S-15
2 Subsídio de desempleo (asignación básica)	S-15
3 Subsídio para personas de edad avanzada en búsqueda de empleo	S-16
4 Subsídio de continuidad del empleo	S-16
6 Cómo buscar empleo	S-16
7 Ventanillas de consulta sobre asuntos laborales	S-17-18
Capítulo 4 Matrimonio y divorcio	S-19
1 Matrimonio	S-19
1 Matrimonio entre japonés y extranjero	S-19
2 Matrimonio entre extranjeros	S-19
3 Certificado de cumplimiento de las condiciones de matrimonio	S-19
2 Divorcio	S-20
1 Divorcio entre japonés y extranjero	S-20
2 Divorcio entre extranjeros	S-20
3 Declaración de divorcio	S-20
4 Declaración de rechazo de divorcio	S-20
5 Divorcio y permiso de residencia	S-20
3 Violencia doméstica	S-21
1 ¿Qué es la violencia doméstica?	S-21
2 Ventanilla de consulta	S-21
3 Orden de protección	S-21-22

目次

Índice (português)

Índice (español)

第5章 出産・育児	J-23
1 妊娠したら	J-23
1 母子健康手帳	J-23
2 妊婦の健康診査	J-23
3 助産師・保健師による訪問指導	J-23
4 認知	J-23
5 母親・父親教室	J-23
2 出産後の手続き	J-23
1 出生届	J-23
2 新生児の国籍取得	J-24
3 その他の手続き	J-24
3 出産費用と各種手当	J-24
1 出産育児一時金	J-24
2 出産時の年金・健康保険料の免除	J-24
3 出産手当金	J-25
4 育児休業給付金	J-25
5 児童手当	J-25
6 幼児教育・保育の無償化	J-25
4 育児	J-25
1 乳幼児健康診査	J-25
2 予防接種	J-25
3 子どもの医療費	J-25
4 保育所	J-25
5 認定こども園	J-26
6 放課後児童クラブ(学童保育)	J-26
7 ファミリー・サポート・センター	J-26
第6章 教育	J-27
1 日本の教育制度	J-27
1 小・中学校	J-27
2 高等学校	J-27
3 幼稚園	J-28
4 外国人学校	J-28-29
5 中学夜間学級	J-29
6 中学校卒業程度認定試験 (中卒認定)	J-29
7 高等学校卒業程度認定試験 (旧大学入学資格検定)	J-29
8 ステップアップスクール	J-29
2 教育支援	J-30
1 就学援助	J-30
2 高等学校等就学支援金	J-30
3 奨学金	J-30
3 日本語学習	J-31
1 日本語能力試験	J-31
2 日本語の学び方	J-31
第7章 医療・年金・福祉	J-32
1 医療機関	J-32
1 外国語対応医療機関	J-32
2 医療保険	J-33
1 日本の医療保険制度	J-33
2 健康保険	J-34
3 国民健康保険	J-35
4 後期高齢者医療制度	J-36-37
3 年金制度	J-37
1 日本の年金制度	J-37
2 国民年金	J-37-38
3 厚生年金保険	J-38
4 脱退一時金	J-39
4 介護保険	J-40
1 介護保険とは	J-40
2 介護サービスを受けるには	J-40
5 障害者	J-40
1 障害者手帳	J-40
2 特別児童扶養手当	J-40
6 ひとり親家庭	J-41
1 児童扶養手当	J-41
2 愛知県遺児手当	J-41
3 母子・父子家庭の医療制度	J-41
第8章 税金	J-42
1 日本の税制度	J-42
2 所得税	J-42
1 所得税とは	J-42
2 源泉徴収	J-42

Capítulo 5 Parto e criação de filhos	P-23
1 Ao engravidar	P-23
1 Caderneta da mãe e da criança	P-23
2 Exames de saúde para gestante	P-23
3 Orientação domiciliar de parteiras e assistentes de saúde pública	P-23
4 Reconhecimento de paternidade	P-23
5 Curso para as mães e para os pais	P-23
2 Procedimentos após o nascimento da criança	P-23
1 Registro de nascimento	P-23
2 Obtenção da nacionalidade do recém-nascido	P-24
3 Outros procedimentos	P-24
3 E Despesas do parto e tipos de subsídios	P-24
1 Subsídio de parto	P-24
2 Aposentadoria no período da gravidez e isenção da taxa do seguro de saúde	P-24
3 Assistência maternidade	P-25
4 Subsídio da licença maternidade	P-25
5 Auxílio infantil	P-25
6 Educação e assistência infantil gratuita	P-25
4 Criação de filhos	P-25
1 Exames médicos para recém-nascidos e crianças pequenas	P-25
2 Vacinação preventiva	P-25
3 Despesas médicas das crianças	P-25
4 Creches	P-25
5 Jardim de infância reconhecido pela Província	P-26
6 Recreação escolar após as aulas	P-26
7 Centro de suporte familiar	P-26
Capítulo 6 Educação	P-27
1 Sistema educacional do Japão	P-27
1 Ensino fundamental (primário e ginásio)	P-27
2 Ensino médio (colegial)	P-27
3 Jardim de infância	P-28
4 Escola para estrangeiros	P-28-29
5 Classes de Ensino Ginásial Noturnas	P-29
6 Exame de equivalência escolar do ensino ginásial	P-29
7 Exame de equivalência escolar do ensino médio	P-29
8 Step up school	P-29
2 Auxílios educacionais	P-30
1 Sistema de ajuda de custo para despesas escolares	P-30
2 Apoio de matrícula do ensino médio	P-30
3 Bolsas de estudos	P-30
3 Estudo da língua japonesa	P-31
1 Exame de proficiência da língua japonesa	P-31
2 Como estudar japonês	P-31
Capítulo 7 Assistência médica, aposentadoria e bem-estar social	P-32
1 Instituições médicas	P-32
1 Instituições médicas com atendimento em vários idiomas	P-32
2 Seguro de tratamento médico	P-33
1 Sistema de seguro de saúde do Japão	P-33
2 Seguro de saúde	P-34
3 Seguro nacional de saúde	P-35
4 Sistema médico para idosos	P-36-37
3 Sistema de aposentadoria	P-37
1 Sistema de aposentadoria do Japão	P-37
2 Aposentadoria nacional	P-37-38
3 Seguro de aposentadoria corporativa	P-38
4 Pagamento parcial de desligamento	P-39
4 Seguro de assistência à terceira idade	P-40
1 Seguro de assistência à terceira idade	P-40
2 Para utilizar os serviços do seguro de assistência à terceira idade	P-40
5 Pessoa com deficiência	P-40
1 Caderneta de deficiente	P-40
2 Auxílio de amparo às crianças excepcionais	P-40
6 Família monoparental	P-41
1 Auxílio de amparo familiar	P-41
2 Auxílio de amparo às crianças órfãs da Província de Aichi	P-41
3 Sistema de assistência médica para família de mãe ou pai com filhos	P-41
Capítulo 8 Imposto	P-42
1 Sistema de imposto no Japão	P-42
2 Imposto de renda	P-42
1 Imposto de renda	P-42
2 Imposto retido na fonte	P-42

Capítulo 5 Parto y crianza	S-23
1 En caso de embarazo	S-23
1 Libreta de salud materno-infantil	S-23
2 Controles de salud de la embarazada	S-23
3 Visitas domiciliarias de orientación a mujeres embarazadas	S-23
4 Reconocimiento de paternidad	S-23
5 Aulas de padres y madres	S-23
2 Trámites tras el parto	S-23
1 Declaración de nacimiento	S-23
2 Adquisición de nacionalidad del recién nacido	S-24
3 Otros trámites	S-24
3 Gastos de parto y diversas ayudas	S-24
1 Subsídio por parto y crianza	S-24
2 Exención del pago de pensiones y cuota del seguro médico por maternidad	S-24
3 Subsídio de baja por maternidad	S-25
4 Subsídio de licencia por crianza	S-25
5 Subsídio infantil	S-25
6 Educación y cuidado infantil gratuito	S-25
4 Crianza	S-25
1 Controles de salud de niños en edad preescolar	S-25
2 Vacunación preventiva	S-25
3 Gastos médicos de los niños	S-25
4 Guardería	S-25
5 Centros con licencia para la educación y el cuidado de la primera infancia	S-26
6 Club infantil extraescolar	S-26
7 Centro de Apoyo a la Familia	S-26
Capítulo 6 Educación	S-27
1 Sistema educativo de Japón	S-27
1 Escuela primaria y escuela secundaria básica	S-27
2 Colegios de secundaria superior	S-27
3 Jardín infantil	S-28
4 Escuelas para extranjeros	S-28-29
5 Clase nocturnas de secundaria básica	S-29
6 Examen de evaluación equivalente a graduado en secundaria básica	S-29
7 Examen de evaluación equivalente a graduado en secundaria superior	S-29
8 Escuela step up school (cursos de formación continua)	S-29
2 Apoyo para la educación	S-30
1 Ayuda a la escolarización	S-30
2 Ayuda a la escolarización en educación secundaria superior	S-30
3 Becas	S-30
3 Estudio de japonés	S-31
1 Examen Oficial de Nivel de Lengua Japonesa	S-31
2 Cómo estudiar japonés	S-31
Capítulo 7 Sanidad, pensiones y bienestar social	S-32
1 Centros médicos	S-32
1 Centros médicos con atención en idiomas extranjeros	S-32
2 Seguro médico	S-33
1 Sistema del seguro médico de Japón	S-33
2 Seguro de salud de los empleados	S-34
3 Seguro nacional de salud	S-35
4 Sistema médico para personas de tercera edad	S-36-37
3 Plan de pensiones	S-37
1 Plan de pensiones de Japón	S-37
2 Pensión nacional	S-37-38
3 Seguro de pensiones sociales	S-38
4 Pago de la suma alzada por retiro	S-39
4 Seguro de atención a la dependencia	S-40
1 ¿Qué es el seguro de atención a la dependencia?	S-40
2 Para recibir los servicios de atención	S-40
5 Personas con discapacidad	S-40
1 Libreta de discapacidad	S-40
2 Subsídio especial de manutención infantil	S-40
6 Familias monoparentales	S-41
1 Subsídio de manutención infantil	S-41
2 Subsídio prefectural para niños huérfanos	S-41
3 Sistema médico para familias de madre o padre con hijos	S-41
Capítulo 8 Impuestos	S-42
1 Régimen de impuestos de Japón	S-42
2 Impuesto sobre la renta	S-42
1 ¿Qué es el impuesto sobre la renta?	S-42
2 Retención del impuesto en la fuente	S-42

目次

Índice (português)

Índice (español)

3	年末調整	J-42
4	確定申告	J-42-43
5	問合せ先	J-43
3	住民税	J-44
1	住民税とは	J-44
2	日本から出国する場合	J-44
4	その他の税金	J-44
1	消費税・地方消費税	J-44
2	不動産取得税	J-44
3	固定資産税	J-44
4	自動車税(種別割)	J-44
5	軽自動車税(種別割)	J-44
第9章	日常生活	J-45
1	住まい	J-45
1	公的賃貸住宅とは	J-45
2	公的賃貸住宅の問合せ先	J-45
3	入居に必要な費用	J-46
2	電気・ガス・水道	J-46
3	ごみ	J-47
1	ごみの分別	J-47
2	家電製品のリサイクル	J-47
4	電話・インターネット・NHK放送	J-47
1	電話やインターネットの新規加入	J-47
2	NHK放送	J-47
5	郵便	J-48
6	送金	J-48
1	国内への送金	J-48
2	海外への送金	J-48
第10章	交通	J-49
1	交通ルール	J-49
2	公共交通機関	J-50
1	鉄道・地下鉄	J-50
2	バス	J-50
3	タクシー	J-50
4	空港	J-51
3	自動車	J-51
1	外国の運転免許	J-51
2	日本の運転免許	J-52
3	運転免許の点数制度	J-53
4	自動車の登録	J-53
5	自動車の抹消登録	J-54
6	車庫証明	J-54
7	自動車の検査(車検)	J-55
8	自動車保険	J-55
9	交通事故	J-56
4	自転車	J-56
1	自転車の安全利用について	J-56
2	自転車の点検・整備と付帯保険	J-56
第11章	緊急のとき	J-57
1	緊急電話のかけ方	J-57
2	地震	J-58
1	南海トラフ地震	J-58
2	地震への備え	J-58
3	地震が起きたら	J-58
4	災害用伝言ダイヤル	J-59
3	台風・集中豪雨	J-59
4	罹災証明	J-59
5	ガス漏れ	J-59
6	防災チェックガイド	J-59
第12章	要覧	J-60
1	(公財)愛知県国際交流協会	J-60-61
2	ハローワーク(公共職業安定所)	J-62
3	労働基準監督署	J-62-63
4	年金事務所	J-63
5	税務署	J-64
6	県税事務所	J-64
7	愛知県女性相談センター	J-65
8	愛知県福祉相談センター	J-65
9	交通事故に関する相談窓口	J-65
10	外国人対象相談窓口	J-66-72
11	大使館・領事館等	J-72

3	Ajuste de final de ano no imposto de renda	P-42
4	Declaração de imposto de renda	P-42-43
5	Informação de contatos	P-43
3	Imposto residencial	P-44
1	Imposto residencial	P-44
2	Ao sair do Japão	P-44
4	Outros impostos	P-44
1	Imposto sobre consumo e imposto sobre consumo regional	P-44
2	Imposto sobre aquisição de imóveis	P-44
3	Imposto sobre bens e imóveis	P-44
4	Imposto sobre a propriedade de automóveis	P-44
5	Imposto de veículos automotores leves	P-44
Capítulo 9	Vida diária	P-45
1	Moradia	P-45
1	Moradias públicas	P-45
2	Contato para moradia pública	P-45
3	Despesas necessárias para alugar um imóvel	P-46
2	Energia elétrica, gás, água	P-46
3	Lixo	P-47
1	Separação do lixo	P-47
2	Reciclagem de aparelhos eletrodomésticos	P-47
4	Telefone, internet, emissora da NHK	P-47
1	Contratação de internet e uma nova linha telefônica	P-47
2	Emissora da NHK	P-47
5	Correio	P-48
6	Remessa de dinheiro	P-48
1	Remessa de dinheiro dentro do Japão	P-48
2	Remessa de dinheiro para o exterior	P-48
Capítulo 10	Trânsito	P-49
1	Regras de trânsito	P-49
2	Transporte público	P-50
1	Trem e metrô	P-50
2	Ônibus	P-50
3	Táxi	P-50
4	Aeroporto	P-51
3	Automóveis	P-51
1	Carteira de habilitação estrangeira	P-51
2	Carteira de habilitação japonesa	P-52
3	Sistema de pontuação da carteira de habilitação	P-53
4	Registro de automóvel	P-53
5	Registro de cancelamento de automóvel	P-54
6	Comprovante de estacionamento	P-54
7	Inspeção de automóvel	P-55
8	Seguro de automóvel	P-55
9	Acidente de trânsito	P-56
4	Bicicleta	P-56
1	Uso seguro da bicicleta	P-56
2	Seguro de bicicleta	P-56
Capítulo 11	Em caso de emergência	P-57
1	Como fazer uma ligação de emergência	P-57
2	Terremoto	P-58
1	Terremoto da depressão de Nankai	P-58
2	Como se preparar para um terremoto	P-58
3	O que fazer quando ocorrer um terremoto	P-58
4	Serviço de mensagens telefônicas em caso de desastre	P-59
3	Tufões e chuvas torrenciais	P-59
4	Certificado de calamidade	P-59
5	Vazamento de gás	P-59
6	Guia de Prevenção de Desastres	P-59
Capítulo 12	Dados de referência	P-60
1	Associação Internacional de Aichi	P-60-61
2	Hello Work (Agências Públicas de Emprego)	P-62
3	Inspeção de Normas Trabalhistas	P-62-63
4	Escritórios de Pensão	P-63
5	Postos de Receita Nacional	P-64
6	Escritórios de impostos provinciais	P-64
7	Centro de consultas para mulheres de Aichi	P-65
8	Centro de consulta de bem-estar de Aichi	P-65
9	Balcão de consultas sobre acidentes de trânsito	P-65
10	Serviço de informação aos estrangeiros	P-66-72
11	Entidades diplomáticas	P-72

3	Ajuste de fin de año	S-42
4	Declaración de la renta	S-42-43
5	Información de contacto	S-43
3	Imposto residencial	S-44
1	¿Qué es el impuesto residencial?	S-44
2	En caso de salir de Japón	S-44
4	Otros impuestos	S-44
1	Impuesto al consumo e impuesto regional al consumo	S-44
2	Impuesto a la adquisición de bienes inmuebles	S-44
3	Impuesto sobre los bienes e inmuebles	S-44
4	Impuesto sobre vehículos (impuesto por tipos)	S-44
5	Impuesto sobre automóviles livianos (impuesto por tipos)	S-44
Capítulo 9	Vida diaria	S-45
1	Vivienda	S-45
1	¿Qué son las viviendas públicas de alquiler?	S-45
2	¿Cómo buscar viviendas públicas de alquiler?	S-45
3	Gastos necesarios al entrar en una vivienda de alquiler	S-46
2	Electricidad, gas y agua corriente	S-46
3	Basura	S-47
1	Clasificación de la basura	S-47
2	Reciclaje de electrodomésticos	S-47
4	Teléfono, internet y emisiones de NHK	S-47
1	Nueva contratación de teléfono o internet	S-47
2	Emissiones de NHK	S-47
5	Correio	S-48
6	Envío de dinero	S-48
1	Envío de dinero dentro de Japón	S-48
2	Envío de dinero al extranjero	S-48
Capítulo 10	Tránsito	S-49
1	Normas de tránsito	S-49
2	Medios de transporte públicos	S-50
1	Tren y metro	S-50
2	Autobús	S-50
3	Taxi	S-50
4	Aeropuerto	S-51
3	Automóviles	S-51
1	Licencias de conducir de países extranjeros	S-51
2	Licencia de conducir japonesa	S-52
3	Sistema por puntos de la licencia de conducir	S-53
4	Registro del automóvil	S-53
5	Registro de baja del automóvil	S-54
6	Certificado de plaza de estacionamiento	S-54
7	Inspección técnica de vehículos	S-55
8	Seguro de automóvil	S-55
9	Accidentes de tránsito	S-56
4	Bicicletas	S-56
1	Seguridad em el uso de la bicicleta	S-56
2	Inspección y mantenimiento de las bicicletas	S-56
Capítulo 11	En caso de emergencia	S-57
1	Cómo realizar una llamada de emergencia	S-57
2	Terremotos	S-58
1	Terremoto de la depresión de Nankai	S-58
2	Preparativos ante un posible terremoto	S-58
3	Cómo actuar si se produce un terremoto	S-58
4	Servicio telefónico de mensajes en caso de desastre	S-59
3	Tifones y lluvias torrenciales concentradas	S-59
4	Certificado de siniestro	S-59
5	Fugas de gas	S-59
6	Guía de Prevención de Desastres	S-59
Capítulo 12	Datos de referencia	S-60
1	Asociación Internacional de Aichi (AIA)	S-60-61
2	Hello Work (Oficinas Públicas de Empleo)	S-62
3	Inspectorías de Normas Laborales	S-62-63
4	Oficinas de Pensiones	S-63
5	Oficinas de Impuestos Nacionales	S-64
6	Oficinas de Impuestos Prefecturales	S-64
7	Centro de Consulta de la Mujer de Aichi	S-65
8	Centros de Consulta de Bienestar Social de Aichi	S-65
9	Ventanas de consulta sobre accidentes de tránsito	S-65
10	Servicio de información aos estrangeiros	S-66-72
11	Embajadas y consulados	S-72



第1章 在留手続き

1 在留管理制度

日本に入国し滞在しようとする場合、入国の目的に応じて在留資格と在留期間が決められます。また、中長期在留者の場合は在留カードが交付されます。

！ 中長期在留者とは

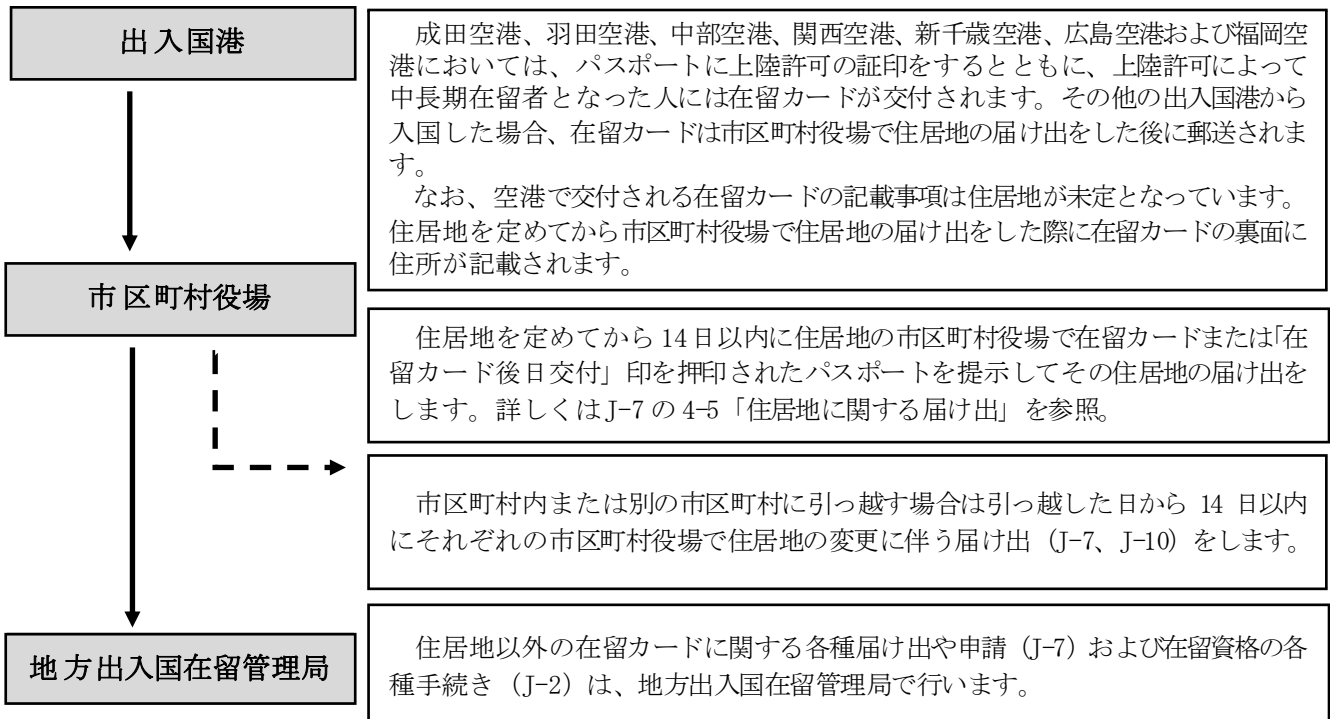
在留管理制度の対象になる「中長期在留者」とは、次の1から6のいずれにもあてはまらない人です。

1. 「3月」以下の在留期間が決定された人
2. 「短期滞在」の在留資格が決定された人
3. 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
4. 1から3の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
5. 特別永住者
6. 在留資格を有しない人

(中長期在留者の例) 永住者、定住者、日本人の配偶者等、技術・人文知識・国際業務、留学、家族滞在等

1-1 在留手続きの流れ

中長期在留者の場合の主な在留手続きの流れは、次のとおりです。



2 在留資格の各種手続き

手続きは申請者である外国人本人が地方出入国在留管理局で行いますが、20歳未満の人は法定代理人が本人の代わりに申請することができます。また、病気などの事情がある人は親族または同居者もしくはこれに準ずる人で地方出入国在留管理局長が適当と認める人は、申請を取り次ぐことができます（その事実を明らかにする資料として診断書等の提出が必要です）。また、地方出入国在留管理局長より申請取次の承認を受けている弁護士や行政書士などにも依頼することができます。

各手続きに使われる申請書等は地方出入国在留管理局で交付しているほか、法務省のWebサイトからもダウンロードできます。

URL	http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html	(日本語)
	http://www.immi-moj.go.jp/portuguese/tetuduki/index.html	(ポルトガル語)
	http://www.immi-moj.go.jp/spanish/tetuduki/index.html	(スペイン語)
	http://www.immi-moj.go.jp/english/tetuduki/kanri/hituyou_syorui.html	(英語)
	http://www.immi-moj.go.jp/chinese/tetuduki/index.html	(中国語)
	http://www.immi-moj.go.jp/korean/tetuduki/index.html	(韓国語)

詳しい在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局または外国人在留総合インフォメーションセンターにお尋ねください。



在留資格の取り消し

在留資格をもって滞在する外国人が次に掲げる事実等が判明したときは、現に有する在留資格を取り消されることがあります。ただし正当な理由がある場合は除かれます。

1. 不正な手段により上陸拒否事由に該当しないものとして上陸許可を受けたとき
2. 不正な手段により在留期間更新許可等を受けたとき
3. 在留資格をもって在留する人が、正当な理由がなく、在留資格に応じた活動を継続して3か月以上行わないで在留するとき（「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」を除く）
4. 配偶者として「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格で在留する人が、正当な理由がなく、配偶者としての活動を継続して6か月以上行わないで在留するとき
5. 在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い、または行おうとして在留するとき（「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」を除く）
6. 不正な手段により在留特別許可を受けたとき
7. 住居地の届け出や変更を90日以内にしなかったときや虚偽の届け出をしたとき

2-1 在留資格変更許可

1

現在の在留目的を変更して在留を希望する場合、在留期間内に在留資格の変更を申請しなければなりません。許可される場合は4,000円の手数料が必要です。



必要書類

- a. 在留資格変更許可申請書（地方出入国在留管理局で交付）
- b. 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16歳未満の場合は不要）
- c. 日本での活動内容に応じた資料（在留資格に応じて異なります）
（例）「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」については、身元保証書
- d. 在留カード（中長期在留者*以外からの変更申請は除きます）
- e. パスポートまたは在留資格証明書

※中長期在留者についてはJ-1の1在留管理制度を参照

2-2 在留期間更新許可

現在の在留期間を超えて引き続き同じ活動をするために在留を希望する場合、在留期間内に在留期間更新の申請をしなければなりません。6か月以上の在留期間を有する場合は、その在留期間が満了する3か月前から申請できます。許可される場合は4,000円の手数料が必要です。

J-2



第1章 在留手続き

必要書類

- a. 在留期間更新許可申請書（地方出入国在留管理局で交付）
- b. 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16歳未満の場合は不要）
- c. 日本での活動内容に応じた資料（在留資格に応じて異なります）
（例）「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」については、身元保証書
- d. 在留カード（中長期在留者以外からの更新申請を除きます）
- e. パスポートまたは在留資格証明書

2-3 再入国許可

現在の在留期間内に一時的に日本を出国し再び日本に入国する場合は、出国前に「再入国許可」を受けておけば、再入国の前に「査証」を取得する必要がなく、再入国後も引き続き同じ在留資格・在留期間で在留できます。ただし、再入国許可の期間は最長5年で（特別永住者は6年）、現在の在留期間を超えることはできません。なお、再入国許可には、日本への出入国が一回限りの許可と、許可の期限内であれば何回でも日本への出入国を繰り返すことのできる数次の許可があります。手数料は、一回限りが3,000円、数次の許可は6,000円です。

必要書類

- a. 再入国許可申請書（地方出入国在留管理局で交付）
- b. 在留カードまたは特別永住者証明書
- c. パスポート

みなし再入国許可

2012年（平成24年）7月9日より、有効なパスポートおよび在留カード（特別永住者の場合は、特別永住者証明書）を持つ外国人が出国後1年以内（特別永住者の場合は2年以内）に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。

ただし、みなし再入国許可の有効期間は海外で延長できないほか、現在の在留期間を超えての再入国はできませんので注意してください。

2-4 在留資格取得許可

外国人として日本で出生した人または日本において日本国籍を離脱し外国人になった人などは、その日から60日を超えて日本に在留しようとする場合は、30日以内に在留資格取得の申請が必要です。日本で出生した場合、与えられる在留資格および在留期間は、通常、親の在留資格および在留期間に応じて決定されます。手数料は無料です。在留資格を取得し、中長期在留者^{*}になった人には在留カードが交付されます。

必要書類

- a. 在留資格取得許可申請書（地方出入国在留管理局で交付）
- b. 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16歳未満の場合は不要）
- c. 出生届書記載事項証明書等、出生したことを証明する書類（日本で出生した場合）
- d. 国籍を証明する書類（日本の国籍を離脱した場合）
- e. 日本での活動内容に応じた資料（在留資格に応じて異なります）
- f. パスポート（所持している場合）
- g. 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（提出する場合は、在留資格取得の許可があったときに、住民地の届け出があったものとみなされます。提出しない場合は、住所地の市区町村役場において、住居地の届け出をする必要があります。）

※中長期在留者についてはJ-1の1在留管理制度を参照。

2-5 在留資格認定証明書交付申請

外国人が日本に上陸しようとする場合、日本で行おうとする活動が虚偽のものでなく、かつ、在留資格に該当すること、また、在留資格により上陸許可基準が設けられている場合には、その基準にも適合していることを証明するための手続きです。この証明書を提示することで、在外公館での査証申請や入国時の上陸審査がスムーズに行われます（交付日から有効期限3か月）。なお、観光や親族訪問などの「短期滞在」の在留資格については、この制度の対象外です。

必要書類

- 在留資格認定証明書交付申請書（地方出入国在留管理局で交付）
- 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3か月以内の撮影。無帽で背景のないもの）
- 日本での活動内容に応じた資料（在留資格に応じて異なります）（例）身元保証書・質問書（地方出入国在留管理局でまたは法務省ホームページでダウンロード可）など
- 返信用の封筒またはレターパック（赤色のもの）

2-6 資格外活動許可

留学生などの就労を認められていない在留資格の人が、アルバイトなどで収入を得る活動を希望する場合や、就労資格をもって在留する人が本来の在留資格に属さない就労活動を希望する場合には、地方出入国在留管理局で資格外活動許可を受けなければなりません。当該許可を受けることなく自分の在留資格の活動範囲外の仕事をすると「不法就労」となります。

入国港において「留学」（「3月」の在留期間が決定された場合を除きます）の在留資格が決定された新規入国者は、入国時に合わせて資格外活動許可申請ができます。

必要書類

- 資格外活動許可申請書（地方出入国在留管理局で交付）
- 資格外活動許可に係る活動の内容を明らかにする書類（「留学」、「家族滞在」または一部の「特定活動」の人が包括的許可を申請する場合は不要）
- 在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書

2-7 永住許可

日本に永住を希望する人は地方出入国在留管理局で永住許可の申請をする必要があります。許可される場合は8,000円（出生による取得は無料）の手数料が必要です。新しい在留カードが交付されます。

永住許可を受けると在留資格は「永住者」となり、無期限で日本に滞在することができます。在留期間更新の手続きや在留資格変更の手続きは必要ありません。永住許可を受けるとはいくつかの条件があります。なお、永住許可を取得しても、在留カードの有効期限*更新申請の手続きを怠った時など、その資格を失う場合があります。詳しくは、「永住許可に関するガイドライン」をご覧ください。

法務省 「永住許可に関するガイドライン」

URL http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan50.html

必要書類

- 永住許可申請書（地方出入国在留管理局で交付）
- 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16歳未満の場合は不要）
- 立証資料（現在の在留資格に応じて異なります）
- 在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書

※在留カードの有効期限についてはJ-6の4-2 在留カードの見方を参照。

2-8 活動機関・契約機関・配偶者に関する届け出

就労を目的とする在留資格（一部を除く）の外国人および留学生、研修生は、雇用先や教育機関などの所属団体の名称変更、所在地変更、会社の倒産や雇用契約の終了などのときに14日以内にその変更の届け出をしなければなりません。また、配偶者としての「家族滞在」、「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の外国人は、その配偶者と死別または離婚したときに14日以内にその旨を届け出なければなりません。

届け出は本人が地方出入国在留管理局で行いますが、東京出入国在留管理局へ郵送による届け出もできます。詳しくは地方出入国在留管理局または外国人在留総合インフォメーションセンターにお尋ねください。

※ 「出入国在留管理局電子届出システム」により、インターネットを利用して出入国在留管理庁長官への届け出を行うことができます。

URL <https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do>（多言語）

3 不法滞在

在留資格の変更又は在留期間の更新の申請をせず、在留期限を超えて日本に滞在すると「不法残留(オーバーステイ)」となります。不法残留のため逮捕されると、出入国在留管理庁に引き渡され退去強制されるか、あるいは、起訴されて裁判にかけられ、その後、退去強制されることになります。退去強制により出国した人は、原則として5年間（過去にも退去強制歴のある場合は10年間）、また、犯罪を犯して一定の刑に処せられた場合などは原則として日本へ入国することができません。

3-1 出国命令制度

不法滞在者であっても、一定の要件の下、身柄を収容しないまま簡易な手続きにより出国させる制度が出国命令制度です。出国命令の対象者は次の要件のすべてに該当する不法残留者です。出国命令により出国したときは、日本に入国できない期間が1年間になります。



要件

- 速やかに日本から出国する意思をもって自ら地方出入国在留管理局に出頭したこと
- 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- 入国後に窃盗罪等の一定の罪により懲役または禁錮に処せられていないこと
- 過去に退去強制されたことまたは出国命令を受けて出国したことがないこと
- 速やかに日本から出国することが確実と見込まれること

3-2 在留特別許可

退去強制事由に該当する人でも、法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認める場合には、在留を特別に許可することができます。在留が認められるかどうかは、法務大臣の自由裁量に委ねられています。許可された場合は在留資格が与えられ引き続き日本で生活することができます。詳しくは地方出入国在留管理局にお尋ねください。

参考資料：法務省「在留特別許可に係るガイドライン」

URL http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan85.html

4 在留カードの各種手続き

各手続きは中長期在留者*本人が行いますが、16歳未満の人や病気などの事情がある人は16歳以上の同居する親族が代わって手続きできます（その事実を明らかにする資料が必要です）。また、住居地に関する手続き以外は、地方出入国在留管理局長が適当と認めた受け入れ機関等の職員や弁護士、行政書士などに依頼することができます。

各手続きに使われる申請書等は地方出入国在留管理局で交付しているほか、法務省のWebサイトからもダウンロードできます。申請書についてはJ-2の2を参照。

詳しい在留カードの手続きについて、地方出入国在留管理局または外国人在留総合インフォメーションセンターにお尋ねください。

※中長期在留者についてはJ-1の1在留管理制度を参照。



4-1 在留カードとは

在留管理制度の対象となる中長期在留者^{*}には、在留カードが交付されます。在留カードは日本での身分を証するもので、満16歳以上の中長期在留者^{*}はいつも携帯し、警察官や地方出入国在留管理局の職員などに求められたら提示をしなければなりません。

在留カードに関する各手続きは地方出入国在留管理局で行いますが、住居地変更の場合は、その届け出は住所地の市区町村役場で行います。

※中長期在留者についてはJ-1の1在留管理制度を参照。

4-2 在留カードの見方

在留カード 表



在留カード 裏



① 在留期限満了日

在留期限は、在留資格に応じて審査の上、決められます。詳しくはJ-8の在留資格一覧をご覧ください。

② 在留カードの有効期限

永住許可を取得した外国人も含め、在留カードには、有効期限があります。在留期限と在留カードの有効期限を混同しないようにしましょう。

③ 就労

就労ができない在留資格の場合は、就労不可と明記されています。詳しくはJ-8の在留資格一覧をご覧ください。

なお、留学生などの就労を認められていない在留資格の人が、アルバイトなどで収入を得る活動が認められた場合は⑥資格外活動にその内容が記載されます。

④ 証明写真

16歳未満の人は、写真がありません(J-6の4-3)。

⑤ 住所変更

住所変更をした場合、新しい住所が裏面に記載されます(J-7の4-5)。

⑥ 資格外活動

資格外活動の許可を受けたときにその内容が記載されます(J-4の2-6)。

⑦ 在留期間・在留資格の更新

在留期間の更新や在留資格の変更の許可申請を行った場合、申請中であることが記載されます(J-2の2-1, 2-2)。

※中長期在留者についてはJ-1の1在留管理制度を参照。

4-3 在留カードの有効期間の更新申請

永住者を含む中長期在留者^{*}は、在留カードの有効期間満了日までに地方出入国在留管理局でカードの更新申請をしなければなりません。永住者又は高度専門職2号の者は、在留カードの有効期限の満了の2か月前から手続きができます。なお、在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている者は、16歳の誕生日までに在留カードの更新が必要となります。16歳未満の方は16歳の誕生日の6か月前から更新申請ができます。原則として当日に新しい在留カードが交付されます。手数料は無料です。

必要書類

- 在留カード有効期間更新申請書（地方出入国在留管理局で交付）
- 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16歳未満の場合は不要ですが、在留カードの有効期間満了日は16歳の誕生日とされている人が申請する場合には写真が必要です。）
- 在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書

4-4 在留カードの再交付申請

在留カードを紛失や盗難などで失ったときは、警察などに届け出るとともに、14日以内に地方出入国在留管理局で在留カードの再発行申請をしなければなりません。また、在留カードが著しく汚損したときなども再交付を申請してください。手続きは無料です。そのほかの理由で在留カードの交換を希望した場合は1,600円の手数料が必要です。

必要書類

- 在留カード再交付申請書（地方出入国在留管理局で交付）
- 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16歳未満の場合は不要）
- ＜在留カードを失った場合＞在留カードを失ったことを証する書類
遺失届証明書、盗難届証明書、罹災証明書等
- ＜在留カードを失っていない場合＞在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書
- ＜交付を受けている人が在留カードを失った場合＞資格外活動許可書

4-5 住居地に関する届け出

日本に入国し、中長期在留者*となった人は、住居地を定めたときおよびその後引っ越した場合には14日以内に住居地の届け出を市区町村役場でしなければなりません。中長期在留者*は市区町村役場で日本人と同様に、住民基本台帳制度（J-10）で定められる転入・転居などの届け出を行う必要がありますので、手続きは市区町村役場で行います。その後、市区町村役場から出入国在留管理庁長官に住所地の届け出が行われます。

※中長期在留者についてはJ-1の1在留管理制度を参照

4-6 住居地以外の在留カード記載事項の変更の届け出

氏名、生年月日、性別または国籍・地域に変更が生じたときは、14日以内に地方出入国在留管理局で変更の届け出をしなければなりません。原則として当日に新しい在留カードが交付されます。

必要書類

- 在留カード記載事項変更届出書（地方出入国在留管理局で交付）
- 写真1枚（縦4cm×横3cmの大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16歳未満の場合は不要）
- 記載事項に変更を生じたことを証する資料（変更後の事項が記載されたパスポート、結婚証明書など）
- 在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書

4-7 在留カードの返納

在留カードが失効したとき（中長期在留者*でなくなったときや再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったときなど）は14日以内に、出入国在留管理庁長官に返納しなければなりません。地方出入国在留管理局に直接持参するか、下記の返納先に送付して返納してください。

東京出入国在留管理局おだいば分室

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

※中長期在留者についてはJ-1の1在留管理制度を参照



4-8 在留資格一覧

在留資格は29種類あり、決定された在留資格で認められている活動以外の活動を行うことはできません。また、在留期間を超えて在留する場合は期間更新の許可が必要です。 就労制限：○ なし / △ 一定範囲可 / × 就労不可

在留資格	在留期間	代表的な職業等	
外交	外交活動を行う期間	外交官	△
公用	5年・3年・1年・3月・30日・15日	国際機関職員	△
教授	5年・3年・1年・3月	大学教授	△
芸術	5年・3年・1年・3月	音楽家、芸術家	△
宗教	5年・3年・1年・3月	宗教家	△
報道	5年・3年・1年・3月	外国の報道特派員	△
高度専門職	5年または無期限	法務大臣が指定する機関の研究者、技術者、経営者	△
経営・管理	5年・3年・1年・4月・3月	企業の経営者、管理者	△
法律・会計業務	5年・3年・1年・3月	弁護士	△
医療	5年・3年・1年・3月	医師、看護師	△
研究	5年・3年・1年・3月	政府機関や私企業の研究者	△
教育	5年・3年・1年・3月	中学校・高等学校等の語学講師	△
技術・人文知識・国際業務	5年・3年・1年・3月	システムエンジニア、通訳、デザイナー	△
企業内転勤	5年・3年・1年・3月	外国の事業所からの転勤者	△
介護	5年・3年・1年・3月	介護福祉士	△
興行	3年・1年・6月・3月・15日	舞踊家、プロスポーツ選手	△
技能	5年・3年・1年・3月	外国料理コック	△
技能実習	法務大臣が個々に指定する期間	技能実習生	△
文化活動	3年・1年・6月・3月	日本文化の研究者	×
短期滞在	90日・30日・15日以内の日を単位とする期間	観光旅行者	×
留学	4年3月・4年・3年3月・3年・2年3月・2年・1年3月・1年・6月・3月	大学生、高校生、小中学生、日本語学校生	×※1
研修	1年・6月・3月	研修生	×
家族滞在	5年・4年3月・4年・3年3月・3年・2年3月・2年・1年3月・1年・6月・3月	在留外国人が扶養する配偶者・子	×※1
特定活動	5年・3年・1年・6月・3月または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者	△
特定技能	3年・1年・6月・4月	介護、建設、造船、宿泊、農業、漁業、飲食品製造、外食業、自動車整備等	△
永住者	無期限	永住許可のある者	○
日本人の配偶者等	5年・3年・1年・6月	日本人の配偶者・子・特別養子	○
永住者の配偶者等	5年・3年・1年・6月	永住者の配偶者・子	○
定住者	5年・3年・1年・6月または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	日系3世、定住者の配偶者、日本人の6歳未満の養子	○

※1 「資格外活動許可」を取得することによって、1週間に28時間以内であれば、風俗営業に関連する仕事以外のパート・アルバイトをすることができます。



5 各種申請・手続き問合せ先



名古屋出入国在留管理局

住所 〒455-8601 名古屋市港区正保町 5-18

アクセス あおなみ線「名古屋競馬場前」駅から徒歩 2 分

電話 代表・・・052-559-2150
 審査管理部門(窓口業務)・・・052-559-2112
 実態調査部門(在留カード関係)・・・052-559-2140
 就労審査第一部門(「特定技能」を除く就労資格関係)・・・052-559-2114
 就労審査第二部門(「特定技能」関係)・・・052-559-2110
 留学・研修審査部門
 (「研修」、「技能実習」関係)・・・052-559-2117
 (「留学」、「短期滞在」関係)・・・052-559-2118
 永住審査部門
 (「永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」関係)・・・052-559-2120

受付時間 月～金曜日 9:00～16:00

名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所

住所 〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町3-11
 豊橋港湾合同庁舎

アクセス JR・名鉄豊橋駅西口から豊鉄バス神野ふ頭線「西ふ頭北行き」乗車 バス停「港湾合同庁舎」下車

電話 0532-32-6567

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00



外国人在留総合インフォメーションセンター

場所 名古屋出入国在留管理局内 窓口相談のみ(豊橋港出張所にはありません)

窓口相談 月～金曜日
 (ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、韓国・朝鮮語、ベトナム語(不定期))

電話相談 0570-013904 (東京都)
 (PHS、IP 電話、海外電話からは、03-5796-7112)
 月～金曜日 8:30～17:15 (休日:土・日・祝日、年末年始)
 (ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、韓国・朝鮮語)

名古屋出入国在留管理局



名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所



駐車スペースが限られています。お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

1

日本語
Japonés
Japonés





第2章 その他の手続き

1 住民基本台帳制度

外国人には日本人と同様に住民基本台帳制度が適用されています。各市町村で住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳が作成され、正確な居住状況を把握し住民の利便性を図ります。



住民基本台帳制度の対象になる外国人

- 中長期在留者（在留カードが交付される外国人）
- 特別永住者
- 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- 出生または国籍喪失による経過滞在者



総務省 「外国人住民に係る住民基本台帳制度」の問合せ

URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html
総務省のWebサイトで住民基本台帳制度についての多言語情報を見ることができます。

多言語通訳サービス

受付時間 8:30～17:30

電話 (ナビダイヤル) 0570-066-630

(IP 電話 PHS から) 03-6436-3605

対応言語 日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語

※ 多言語通訳サービスは2020年（令和2年）2月現在の情報です。最新情報はホームページをご覧ください。

1-1 住民票の写し

住民票には日本人と同様に氏名、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号などの基本事項に加え、国民健康保険や国民年金等の被保険者に関する事項が記載されます。外国人住民の住民票の場合はさらに、国籍・地域や在留資格、在留期間などの事項も記載されます。

住民票に記載される事項の証明が必要な場合は、住所地の市区町村役場で住民票の写しを発行してもらうことができます。手数料が必要です。

2

1-2 住民基本台帳制度の手続き

居住状況に変更があったときに届け出をしなければなりません。お住まいの市区町村で行政サービスを確実に受けられるように正確に行ってください。委任状による代理での届け出もできます。

A 引っ越したとき

現在住んでいる市区町村から別の市区町村や外国に住居地を変更する場合は、引っ越し前、または引っ越した後14日以内に前の市区町村役場で転出の届け出をしなければなりません。転出証明書が交付されます。転出証明書を持って、引っ越してから14日以内に、新しい市区町村役場で転入の届け出をしなければなりません。

同じ市区町村内に引っ越し場合は、引っ越してから14日以内に市区町村役場で転居の届け出をしなければなりません。

B 世帯主が変わったとき

世帯主が変わった場合は、14日以内に市区町村役場で届け出をしなければなりません。



2 社会保障・税番号制度

マイナンバー制度とは、日本に住民票を有するすべての人が持つ12桁の番号を利用し、社会保障、税、災害対策等の分野で、行政手続きを効率化し、住民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤です。

マイナンバーは住民票がある市町村から郵送される「通知カード」に記載されています。「通知カード」に有効期限はありませんので、大切に保管してください。申請者には「マイナンバーカード」が交付され、公的な身分証明書として使用できるほか、様々な行政サービスを利用できるようになります。詳しくは、住所地の市区町村役場または下記にお尋ねください。



内閣府 「マイナンバー 社会保障・税番号制度」

URL <https://www.cao.go.jp/bangouseido/foreigners/index.html> (多言語)

マイナンバー総合フリーダイヤル

電話

- ・日本語： 0120-95-0178
- ・ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国・朝鮮語
マイナンバー制度について 0120-0178-26
「通知カード」、「個人番号カード」について 0120-0178-27

3 外国人登録原票または出入国記録に係る開示請求

2012年(平成24年)7月9日に外国人登録制度が廃止になり、市区町村に保管されていた外国人登録原票は同日以降、法務省に送付され、現在は出入国在留管理庁において保管されていますので、同日以前の住所地等(外国人登録原票に記載された情報に限る)の確認をしたい場合、本人(法定代理人を含む)が、出入国在留管理庁に保有個人情報の開示請求を行うこととなります。また、出入国記録についても開示請求ができます。詳しくは、出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。下記にお尋ねください。



出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係

住所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話 03-3580-4111 (内線 4448)

出入国在留管理庁 「外国人登録原票に係る開示請求について」

URL <http://www.immi-moj.go.jp/news-list/foreigner.html>

出入国在留管理庁 「出入(帰)国記録に係る開示請求について」

URL <http://www.immi-moj.go.jp/news-list/record.html>

2

4 外務省における証明

外国での手続き(婚姻、出産、査証取得、会社設立、不動産購入等)のために、日本の官公署や地方自治体が発行する公文書の提出が必要になる場合があり、在日外国領事等からその公文書について認証が求められた場合は、外務省で先に公印確認の手続きが必要になります。外務省で公文書に押印された公印の証明が終わってから、外国大使館・領事館で領事の認証を受けてください。また、ハーグ条約(認証不要条約)に加盟している国や地域(米国、ペルー、ドイツなど)に公文書を提出する際に、外務省が行うアポスティユ(付せんによる証明)を求められた場合は、領事の認証が不要になります。外務省の証明手続きは郵送で行うことができます。詳しくは下記にお尋ねください。



外務省

本省 住所 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
領事局領事サービスセンター証明班
電話 03-3580-3311 (内線 2308/2855)

大阪分室 住所 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎4号館4階
電話 06-6941-4700

外務省 「証明」

URL <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>



5 帰化

帰化とは日本国籍を取得することです。外国籍の人が日本国籍を得るためには帰化申請が必要です。日本国籍を取得すると選挙権などの権利を得ますが、日本では二重国籍を認めていないため、帰化することにより母国の国籍を喪失します。帰化は法務大臣が許可するもので、日本人との結婚や養子縁組により自動的に日本国籍に変わることはありません。帰化申請の受付は各地の法務局または支局で行います。帰化が許可されると、在留資格は必要なくなり日本人としての戸籍が作成されます。詳しくは、最寄りの法務局または国籍の事務を取り扱う支局にお尋ねください。



問合せ先

名古屋法務局国籍課

住所 〒460-8513 名古屋市中区三の丸 2-2-1
電話 052-952-8073
受付時間 月～金曜日（祝日は除く）8:30～17:15（要予約）
※相談等の場合は、必ず事前に予約が必要です（電話予約可能）。

6 死亡

6-1 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に、親族等が医師の死亡診断書を持って住所地の市区町村役場に届け出ます。国民健康保険証を持っている場合は、返納してください。

また、死亡した人が外国人の場合は死亡の日から14日以内に本人の在留カードまたは特別永住者証明書を地方出入国在留管理局に返納します。あわせて母国の大使館または領事館へも届け出てください。

なお、配偶者としての「家族滞在」、「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の外国人は、その配偶者と死別した場合には、14日以内に地方出入国在留管理局に死別したことを届け出なければなりません（J-5の2-8）。在留資格がただちに無効となるものではありませんが、配偶者としての活動を一定期間（「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の場合は6か月、「家族滞在」および「特定活動」の場合は3か月）以上行わないで在留すると在留資格の取り消しの対象になりますので、引き続き在留を希望するのであれば、地方出入国在留管理局へ資格変更を申請する必要があります（J-2の2-1）。

6-2 死体の取扱い

日本で火葬、埋葬する場合は火葬（埋葬）許可証が必要です。死亡届が受理された後に市区町村役場で申請します。死亡した人の遺体を本国に輸送することもできますが多額の費用がかかります。受け入れ国の規定に従い、遺体の防腐処理、移送手続き、通関手続きを行います。詳しくは大使館または領事館へお尋ねください。

7 印鑑

日本ではサインの代わりになるものとして、印鑑（はんこ）を使います。印鑑には、日ごろよく使う「認印」、銀行口座を開くときに使う「銀行印」、重要な書類に使用する「実印」があります。

7-1 印鑑登録

実印は自動車の登録や不動産の登記、金銭の貸借などの際にサインの代わりとして利用される大切なものです。印鑑を実印として使うには住所地の市区町村役場で印鑑を登録する必要があります。印鑑登録ができるのは住民登録している満15歳以上の人です。印鑑のサイズが一定の条件を満たさない場合や印影が住民票の氏名や通称以外のものである場合は登録できません。印鑑登録手続きが終了すると印鑑登録証（手帳またはカード）が発行されます。実印や印鑑登録証は大切なものなので管理には十分注意してください。印鑑登録証を紛失したときは、紛失届を提出するとともに改めて印鑑の登録が必要です。

実印を使用するとき、その実印が本物であることを証明するものが印鑑登録証明書です。印鑑登録証明書は、本人または代理人が印鑑登録証を役所の窓口で提示して申請すると発行してもらえます。





第3章 労働

1 仕事と在留資格

外国人が日本で就職しようとするときは、与えられた在留資格でその仕事において予定されている活動を行うことができるかを確認することが必要です (J-8)。職種 (仕事の内容) に関係なく働くことができる在留資格は、「日本人の配偶者等」、「定住者」、「永住者」、「永住者の配偶者等」です。在留資格で認められた活動の範囲外で就労する場合は、事前に地方出入国在留管理局で「資格外活動許可」を受けなければなりません。不法に就労した場合、退去強制の対象になります。また、不法就労者を雇ったりその雇用をあっせんしたりした人などは、不法就労助長罪として3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはその両方に処せられるだけでなく退去強制の対象にもなります。

2 労働のルール

2-1 労働契約

事業主は、労働者に対して、賃金、労働時間などの労働条件を書面で明示しなければなりません。賃金などが口約束だったために、証拠がなくトラブルが発生することがあります。仕事を始めるときには、できるだけ詳しく契約書に労働条件を取り決めておくことが大切です。



書面に記載しなければならない労働条件 (労働基準法で義務付けられている事項)

- 労働契約の期間
- 有期労働契約を更新する場合の基準 (更新する場合がある有期労働契約を締結する場合に限る)
- 仕事をする場所、仕事の内容
- 始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- 給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- 退職に関すること (解雇の事由を含む)

※ その他パートタイム労働法、労働者派遣法、職業安定法で、明示が義務付けられている項目があります。会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則(会社のきまり)」がある場合は、その内容を確認することが必要です。

3 2-2 労働条件

A 労働時間と休憩時間

労働時間は、原則として1日8時間、週40時間を超えてはならないことになっています。休憩時間は労働時間に含まれませんが、作業の準備や後片付けなどは、雇い主の指示によるものならば労働時間になります。1日の労働時間が8時間を超えるときは、1時間以上の休憩時間が労働時間の途中で与えられることが決められています。時間外労働の上限について月45時間、年間360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも、上限が設けられます。

B 休日と年次有給休暇制度

労働基準法では、原則として週1回もしくは4週間で4日以上の日が労働者に与えられています。また、入社後6か月間継続して働き全労働日 (勤務すべき日) の8割以上出勤すれば、所定の休日のほかに年次有給休暇 (年休) を最低10日間取得できることになっています。

パートタイマーなどの所定労働日数が少ない労働者であっても労働日数に応じて年休を取得できます。ただし、事業に支障があるときは年休の指定日は変更される場合があるので、事前に上司と話し合しましょう。

また、2019年 (平成31年) 4月1日からは、年10日以上の日が与えられる労働者には、年5日の年休については時季を指定して与えなければならないことになりました。



3 解雇と退職

3-1 解雇とは

事業主の意思で一方的に労働契約を終了させることを「解雇」と言います。解雇には合理的な理由が必要です。合理的な理由がある場合でも、事業主が労働者を解雇しようとする場合には、その労働者に対して少なくとも30日前に解雇の予告をしなければならず、予告期間が30日に満たない場合は解雇予告手当の支払いが必要です。



法律で禁止されている解雇

- 仕事上のけがや病気で休んでいる期間中およびその後30日間の解雇
- 産前産後休業期間中およびその後30日間の解雇
- 公益通報を理由とした解雇
- 労働組合の組合員であること、労働組合の正当な活動をしたことを理由にした解雇
- 女性であること、あるいは女性が結婚・妊娠・出産したこと、産前産後の休業をしたことを理由にした解雇
- 育児休業の申し出をしたこと、または育児休業をしたことを理由にした解雇

3-2 退職とは

労働者の都合や雇い主との合意によって仕事をやめることを退職といます。退職する場合、労働者は請求すれば7日以内に未払いの賃金の支払いを受けられ、積立金や貯金なども返してもらえます。契約期間が決まっている人の場合、契約期間中はやむを得ない理由がない限り、労働者からの雇用契約の解約はできません。雇い主が労働者の退職を認めた後で、労働者が退職の申し出を撤回することは原則としてできませんから、退職の申し出は慎重に行いましょう。契約時に退職の際の条件や手続きを確認しておくことが必要です。また、社員証や貸与された制服、健康保険証なども雇い主に返却しなければなりません。

4 労働者災害補償保険（労災保険）

4-1 労災保険とは

労働者の仕事を原因とするけがや病気、通勤途上の事故によるけが、あるいは不幸にして死亡した場合に、その労働者や遺族を保護することを目的とした保険です。保険料は雇い主（事業主）が全額負担します。パートタイマーやアルバイトを含め、事業主に雇用されていれば外国人にも適用され、仕事によるけが、病気、死亡の場合、また、通勤の途中で災害を受けた場合などに各種の補償給付を受けることができます。給付を受けようとする人は本人が労働基準監督署に請求書を提出しなければなりません。労働災害が発生した場合は、事業場または労働基準監督署（J-62～63、69）、愛知労働局（J-17）に相談してください。

労働基準法等や労災保険請求などについて多言語による資料が厚生労働省のWebサイトに掲載されているので、詳しくはWebサイトをご覧ください。

URL <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html>（多言語）

4-2 主な補償給付

労災保険の主な補償給付は次の通りです。各請求書は労働基準監督署で交付しているほか、厚生労働省のWebサイトからもダウンロードできます。

URL https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/rousaihoken06/03.html（日本語のみ）

A 療養（補償）給付

労働者が業務上または通勤途中でけがをしたり疾病にかかったりした場合に治療・療養に必要な費用が支払われます。療養（補償）給付を受けるためにはできるだけ労災保険の指定病院に行くようにしましょう。病院に「療養の給付請求書」を提出すれば治療費を支払う必要はありません。



B 休業（補償）給付

労働者が業務上または通勤途中でけがをし、その治療・療養のために働くことができず休業したことにより給料が支払われない場合、休業後4日目から給付基礎日額の60%が支給されます。なお、給付基礎日額の20%が休業特別支給金として支給されるため合計80%の支給が行われます。「休業（補償）給付支給請求書」を労働基準監督署に提出しましょう。

C 障害（補償）給付

業務上または通勤によるけがや疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合に支給されます。

D 遺族（補償）給付

労働者が業務上または通勤途中の災害で死亡した場合、遺族に対して支給されます。

5 雇用保険

5-1 雇用保険とは

労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にすることなど、就職を促進することを目的とした国が行う保険制度です。保険料は事業主と労働者が一定の割合で負担し、労働者負担分は毎月の給料から差し引かれます。なお、31日以上雇用見込みがあり週の所定労働時間が20時間以上の労働者であれば外国人にも適用されます。



問合せ先

雇用保険の手続きなどについては、ハローワークインターネットサービスを利用するか、最寄りのハローワーク（J-62）にお尋ねください。

URL https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_guide.html

5-2 失業給付（基本手当）

失業給付（基本手当）は、労働者が離職をして、就職しようとする積極的な意思および就職できる能力があり、求職活動をしていても就職できない状態にあるときに支給されます。原則として、離職の日以前の2年間に被保険者期間が12か月以上（倒産・解雇・雇い止めなどによる離職の場合は、離職の日以前1年間に6か月以上）あることが必要です。

A 受け方

失業給付（基本手当）を受給するには以下の書類をハローワークに提出して求職の申込みをします。受給資格の決定を受けてから7日間（待期期間）を経て初回の基本手当が支払われますが、正当な理由がない自己都合の離職などの場合は更に3か月の給付制限があります。その後、再就職に向けた活動を続けながら、指定された認定日（28日ごと）にハローワークに行き、失業の認定を受けます。失業給付（基本手当）が支給される日数や金額は、雇用保険の適用を受けていた被保険者であった期間や賃金額、年齢や離職理由などによって決められます。



必要書類

- 離職票-1・2（離職後に事業主からもらいます）
- マイナンバー確認資料（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票）
- 身元（実在）確認資料（マイナンバーカード、在留カードなど）
- 写真2枚（3cm×2.5cm）
- 本人名義の普通預金通帳
- 印鑑（自筆署名の場合は不要）



B 受給期間

離職した日の翌日から1年を経過すると、給付日数が残っていても失業給付（基本手当）を受け取ることができなくなります。しかし、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができます。ただし、延長できる期間は最長で3年間となっています。

5-3 高年齢求職者給付金

65歳以上の労働者が離職したときは、一般の失業給付（基本手当）に代えて、一時金として「高年齢求職者給付金」が支給されます。

5-4 雇用継続給付

雇用継続給付は、高年齢者・育児休業者・介護休業者の雇用継続の促進・支援を目的とする失業等給付の一つで、「高年齢雇用継続給付」、「育児休業給付」、「介護休業給付」があります。手続きなどについては、勤務先および最寄りのハローワーク（J-62）にお尋ねください。

a. 高年齢雇用継続給付

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて75%未満に低下した状態で働き続ける場合に、「高年齢雇用継続基本給付金」又は「高年齢再就職給付金」の支給を受けることができます。

b. 育児休業給付

雇用保険の被保険者が、1歳（一定の要件に該当した場合は、1歳2か月。さらに一定の要件に該当した場合は、1歳6か月又は2歳。）未満の子どもの養育のために育児休業を取得し、一定の要件を満たした場合「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

c. 介護休業給付

対象家族を介護するための休業を取得した雇用保険の被保険者について、一定の要件を満たした場合、「介護休業給付金」の支給を受けることができます。

6 仕事の探し方

ハローワーク（公共職業安定所）で職業を紹介しています。通訳員を配置しているハローワークもあります（J-69）。また、ハローワークの求人情報は、インターネットでも見るすることができます。アドレスは、<https://www.hellowork.go.jp/>です。

愛知県内のハローワークはJ-62にありますので、所轄区域をもとに最寄りの場所をご確認ください。

3

名古屋外国人雇用サービスセンター

外国人（外国人留学生を含む）に職業相談・紹介を多言語で行っています。

住所 〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階
URL <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-foreigner/>
電話 052-855-3770 ファックス 052-855-0944
利用時間 8:30~17:15
言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、（月～金曜日）
フィリピン語/タガログ語（月・木・金曜日）
（通訳時間 9:15~12:00、13:00~17:15）





豊橋外国人職業相談センター

外国人に職業相談・紹介を行っています。

住所 〒440-0884 豊橋市大国町 73 大国ビル 2 階
 電話 0532-57-1356
 利用時間 8:30～17:00
 言語 ポルトガル語、英語（月～金曜日）、スペイン語（水・木・金曜日）
 （通訳時間 9:00～12:00、13:00～17:00）

7 労働に関する相談窓口

日本で働く外国人の皆さんは法律などの違いに戸惑うことが多いと思います。賃金の不払いなど労働条件に関するトラブルで事業所の人に相談しても納得できない場合は、愛知労働局外国人労働者相談コーナーあるいは所轄の労働基準監督署（J-62～63、69）などに相談してください



外国人労働者相談コーナー

◆ 愛知労働局 労働基準部 監督課

住所 〒460-8507 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎 2 号館 2 階
 電話 052-972-0253（監督課）
 言語 ポルトガル語（火・水・木曜日）、英語（火・木曜日）
 受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
 交通 地下鉄名城線「市役所」下車 5 番出口より徒歩 3 分

◆ 名古屋西労働基準監督署

住所 〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町 3-37
 電話 052-481-9533
 言語 ベトナム語（木曜日）
 受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
 交通 地下鉄桜通線「中村区役所」駅 4 番出口から西へ信号 2 つ目を左折、徒歩約 10 分

◆ 豊橋労働基準監督署

住所 〒440-8506 豊橋市大国町 111 豊橋地方合同庁舎 6 階
 電話 0532-54-1192
 言語 ポルトガル語（月・火・木曜日）
 受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
 交通 JR・名鉄の「豊橋」または豊鉄「新豊橋」下車徒歩 10 分

◆ 刈谷労働基準監督署

住所 〒448-0858 刈谷市若松町 1-46-1 刈谷合同庁舎 3 階
 電話 0566-21-4885
 言語 ポルトガル語（月・木曜日）
 受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
 交通 JR 東海道線、名鉄三河線「刈谷」駅南口から東へ約 200m

3

日本語
Japonés
Japonés





愛知県雇用労働相談センター

働き方に関する不安や疑問を専門スタッフに相談できます。

住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 ウィンクあいち14F
電話 0120-544-610 (052-563-5261)
利用時間 9:00~20:30
言語 英語、中国語、韓国語(月~金曜日)、その他の言語は事前予約



厚生労働省 外国人労働者向け相談ダイヤル

労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介を行っています。

言語	電話	相談日	相談時間
ポルトガル語	0570-001703	月~金曜日	10:00~12:00 13:00~15:00
スペイン語	0570-001704	月~金曜日	
英語	0570-001701	月~金曜日	
中国語	0570-001702	月~金曜日	
フィリピン語/タガログ語	0570-001705	火・水・木・金曜日	
ベトナム語	0570-001706	水・金曜日	
ネパール語	0570-001708	火・木曜日	
ミャンマー語	0570-001707	月・水曜日	

※ 年末年始(12月29日~1月3日)は除く。

※ 外国人労働者向け相談ダイヤルは2020年(令和2年)2月現在の情報です。最新情報はホームページをご覧ください。



労働条件相談ホットライン

厚生労働省の委託で都道府県労働局や労働基準監督の閉庁後又は土日・祝日の労働条件に関する問題についての相談を行っています。

言語	電話	相談日	相談時間
日本語	0120-811-610	毎日	平日 17:00~22:00 土日・祝日 9:00~21:00
ポルトガル語	0120-290-922	毎日	
スペイン語	0120-336-230	火・木・金・土曜日	
英語	0120-004-008	毎日	
中国語	0120-150-520	毎日	
フィリピン語/タガログ語	0120-400-166	火・水・土曜日	
ベトナム語	0120-588-815	水・金・土曜日	
ネパール語	0120-750-880	水・日曜日	
ミャンマー語	0120-622-700	水・日曜日	

※ 年末年始(12月29日~1月3日)は除く。

※ 外国人労働者向け相談ダイヤルは2020年(令和2年)2月現在の情報です。最新情報はホームページをご覧ください。





第4章 結婚・離婚

1 結婚

国際結婚では、結婚する二人がそれぞれの本国の法律に従わなければなりません。日本人については、日本の法律で定められた以下の婚姻要件をすべて満たしていなければいけません。外国人の場合は、本国の法律で結婚の手続きをしなければ、本国での結婚が認められません。詳しくは、当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

婚姻要件

- 結婚年齢は男性が満 18 歳、女性が満 16 歳に達していること
- 未成年の場合は父母の同意があること
- 重婚とならないこと
- 女性が再婚する場合は、前婚の解消または取消しの日を含めて 100 日間を経過していること

1-1 日本人と外国人の結婚

日本で結婚する場合は日本法に則って手続きを行います。以下の書類を住所地もしくは本籍地の市区町村役場に提出してください。

婚姻届が受理されたら、在日大使館もしくは領事館に婚姻の届け出を行ってください。詳しくは、市区町村役場および当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

必要書類

- 婚姻届出書（成年の証人 2 名の署名・捺印が必要）
- 日本人配偶者の戸籍謄本
- 日本人配偶者の父母の同意書（未成年の場合）
- 外国人配偶者の婚姻要件具備証明書とその訳文
- 外国人配偶者の国籍証明書（パスポートなど）

1-2 外国人同士の結婚

手続きは、日本の方式に従って行う場合、夫婦どちらかの住所地の市区町村役場に以下の書類を提出します。婚姻届が受理されたら、在日大使館もしくは領事館に婚姻の届け出を行ってください。詳しくは市区町村役場および当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

必要書類

- 婚姻届出書（成年の証人 2 名の署名・捺印が必要）
- 夫婦双方の婚姻要件具備証明書とその訳文
- 夫婦双方の国籍証明書（パスポートなど）

1-3 婚姻要件具備証明書

各国の法律に照らして結婚ができるかどうかを証明するものです。在日大使館が発行することが多いようですが、国によって異なりますので確認が必要です。外国語で作成された書類については翻訳者名を明記した日本語訳を添付する必要があります。婚姻要件具備証明書の発行については当該国の在日大使館もしくは領事館にご確認ください。



2 離婚

2-1 日本人と外国人の離婚

夫婦の一方が日本に住む日本人である場合は、日本の法律に則って離婚します。双方が離婚に同意している場合は協議離婚、同意していない場合は調停離婚、調停が整わない場合は裁判離婚の手続きを行います。協議離婚は市区町村役場、調停離婚と裁判離婚は家庭裁判所で行います。ただし、他方の本国法で協議離婚や調停離婚を認めていない場合は、日本での離婚届は本国政府には認めてもらえない可能性もあり、その場合は、日本法による離婚手続きだけでなく外国人の本国でも離婚を成立させる必要があります。詳しくは、市区町村役場および当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

2-2 外国人同士の離婚

夫婦の国籍が同じであれば本国法により離婚します。夫婦の国籍が異なり共通本国法がない場合で二人とも日本に常居所を有すれば、日本法により離婚します。本国の法律が協議離婚を認めていれば、日本の市区町村役場で協議離婚の届け出をすることができます。ただし、それぞれの本国法が協議離婚を認めていない場合は、日本の市区町村役場に協議離婚の届け出をすることができませんので、本国で離婚を成立させる必要があります。詳しくは、市区町村役場および当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

2-3 離婚届

日本の市区町村役場へ離婚届を出す場合の提出書類は以下のとおりです。

必要書類

- a. 離婚届出書（成年の証人2名の署名・捺印が必要）
- b. 戸籍謄本（夫婦のうちどちらかが日本人の場合）
- c. 調停調書の謄本（調停離婚の場合）
- d. 審判書の謄本と確定証明書（審判離婚の場合）
- e. 判決書の謄本と確定証明書（裁判離婚の場合）
- f. 提出者の身分証明書（パスポートなど）

2-4 離婚届不受理申出

あなたが日本人の配偶者から離婚を迫られている場合、配偶者が勝手に署名した離婚届を役所に提出されてしまう恐れがあることから、あなたに離婚の意思がない場合は、相手（日本人）の本籍地またはあなたの住所地の市区町村役場に離婚届の不受理（受け取らない）申出を出しておくとい良いでしょう。

2-5 離婚と在留資格

配偶者としての「家族滞在」、「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の在留資格を有する外国人は、その配偶者と離婚した場合には、14日以内に地方出入国在留管理局に離婚したことを届け出なければなりません（J-5の2-8）。在留資格がただちに無効となるものではありませんが、配偶者としての活動を一定期間（「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の場合は6か月、「家族滞在」及び「特定活動」の場合は3か月）以上行わないで在留すると在留資格の取り消しの対象になりますので、引き続き在留を希望するのであれば、地方出入国在留管理局へ資格変更を申請する必要があります（J-2の2-1）。日本で相当期間滞在してきたか、日本人の子どもを養育しているなどの事情があれば資格変更が認められることもあります。

詳しくは地方出入国在留管理局または外国人在留総合インフォメーションセンター（J-9）にお尋ねください。



3 ドメスティック・バイオレンス (DV)

3-1 ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者や元配偶者、恋人などからの身体的・精神的・性的な暴力のことをいいます。このような暴力は、社会階層や職業に関係なく起きています。被害にあったら最寄りの警察や各市区町村の福祉事務所、女性相談センターにご相談ください。相談した事実の証明書 (DV 証明等) が在留資格や、市町村での手続きに必要な場合があります。また、緊急の場合は一時保護を求めることもできます。



内閣府男女共同参画局

配偶者からの暴力の被害に関する支援や相談機関等に関する情報を提供しています。

多言語パンフレット

(日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、タイ語、韓国・朝鮮語、ロシア語)

URL http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/siensya/08.html

3-2 相談窓口

以下の窓口では、ドメスティック・バイオレンスに関する相談等を受け付けています。



愛知県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)

相談、被害者およびその同伴家族の一時保護、各種情報提供などを行っています。また、愛知県の各福祉相談センター7か所にも愛知県女性相談センターの駐在室 (J-65) が設けられています。詳しくは、愛知県女性相談センターにお尋ねください。

電話 052-962-2527

電話相談 月～金曜日 9:00～21:00

土・日曜日 9:00～16:00 (休日：祝日、年末年始、一部月曜日)

面接相談 火～日曜日 9:00～17:00 (水曜は20:30) (予約制)

(休日：月曜日、祝日、年末年始)

弁護士による DV 専門電話相談 (休日：祝日、年末年始、一部月曜日)

電話 052-962-2528 (月曜日 14:00～15:30)

愛知県男性 DV 被害者ホットライン

DV 被害は女性だけではありません。男性相談員が、男性のための悩み相談に応じます。

電話 080-1555-3055

電話相談 土曜日 13:00～16:00 (第5土曜日・祝日・年末年始を除く)

4

3-3 保護命令制度

被害者や親族等が配偶者等からの暴力や脅迫行為により生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときには、地方裁判所に書面で申し立てることにより、裁判所が加害者に対し保護命令を発することになります。なお、**C**の子への接近禁止命令、**D**の親族等への接近禁止命令、**E**の電話等禁止命令は、単独で発令することはできず被害者に対する接近禁止命令が発令されている間に限ります。また、これらの保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

A 接近禁止命令

6か月間、加害者に対し、被害者につきまとうことや住居や職場等の近くを徘徊することを禁止する命令です。

B 退去命令

2か月間、加害者に対し、被害者と生活の本拠を共にする住居からの退去等を命ずる命令です。



C 子への接近禁止命令

6か月間、加害者に対し、被害者の子につきまとうことや住居や学校等の近くを徘徊することを禁止する命令です。なお、ここでいう「子」とは、被害者と同居する成年に達しない子を指し、別居中又は成年の子は、**D**の親族に該当します。

D 親族等への接近禁止命令

6か月間、加害者に対し、(被害者の親族等につきまとうことや住居や勤務先等の近くを徘徊することを禁止する命令です。

E 電話等禁止命令

6か月間、加害者に対し、被害者に対する面会の要求、緊急時以外の夜間の電話やメール送信等、一定の迷惑行為を禁止する命令です。





第5章 出産・育児

1 妊娠したら

1-1 母子健康手帳

妊娠したら医療機関で受診後、母子健康手帳をもらいましょう。お母さんやお子さんの健康診査結果やお子さんの成長についての記録のほか、健康診査や予防接種など、様々な保健サービスを案内するために作られたものです。住所地の市区町村役場・保健センター（名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市は保健所）に「妊娠届出書」（産院・保健センターなどに置いてあります。）を提出すれば無料で交付されます。

1-2 妊婦の健康診査

妊娠中は、栄養と休息を十分にとり、定期的な健康診査も忘れずに受けましょう。母子健康手帳をもらうときに、一緒に健康診査の受診票ももらえます。受診票を使いますと健診費用の一部が助成されます。通常、医療機関に通訳はいませんので、日本語のできる人を同伴するようにしてください。

1-3 助産師・保健師による訪問指導

各市区町村では、助産師や保健師が家を訪ね、訪問指導を行っています。妊娠中の過ごし方、出産の準備、新生児の発育・発達、疾病予防、妊産婦の不安や悩みなどについて、それぞれの状況に応じた相談ができます。詳しくは住所地の市区町村役場にお問い合わせください。この家庭訪問は無料で、本人からの申し出のほか、医師の紹介によっても行います。

1-4 認知

認知とは、法的に結婚していない父母から生まれた子どもと父親との間に法律的な親子関係を成立させることです。認知をしようとする場合は市区町村役場への届け出が必要です。詳しくは市区町村役場にお尋ねください。

1-5 母親・父親教室

各市区町村では、妊娠、出産や育児に関する日常的な知識や技術を内容とした教室を開催しています。参加できるのは妊娠した人とその家族で、参加は無料です。

5 2 出産後の手続き

2-1 出生届

日本で子どもが生まれたら、親の国籍に関係なく、生まれた日を含めて14日以内に住所地または出生地の市区町村役場に出生届を提出してください。

必要書類

- 出生届書（市区町村役場、または病院で交付されます。）
- 出生証明書（出産したときに出生届書に医師または助産師の証明を受けます。）
- 届け出人の印鑑（印鑑がない場合は本人のサインでも可）
- 母子健康手帳
- 国民健康保険証（加入者のみ）

また、本国の在日大使館もしくは領事館にも届け出てください。詳しくは大使館等にお尋ねください。



2-2 新生児の国籍取得

A 両親のどちらかが日本国籍の場合

母親が日本人である場合または、父親が日本人で外国人の母親と法的に結婚している場合は、その子どもは出生と同時に日本国籍を取得します。母親が外国人であり、日本人である父親と法的に婚姻していない場合であっても、父親が胎児認知をしているときは、その子どもは出生と同時に日本国籍を取得します。一方、父親が胎児認知をしていないときは、子どもの出生後、父親が認知の手続きをした後に法務大臣に国籍取得届を提出することによって日本の国籍を取得する方法があります。詳しくは最寄りの法務局または国籍の事務を取り扱う支局にお尋ねください。外国籍の親の国籍を取得するには、その国の在日大使館または領事館にお尋ねください。



国籍選択

日本国外で出生した子どもが日本国籍と合わせて外国籍も取得する場合は、日本への出生届を提出するときに「国籍留保」の届出をします。日本の法律では日本国籍と外国籍の二つの国籍を持つこと（二重国籍）は認められませんので、22歳※に達するまでにどちらか一方の国籍を選択する必要があります。

※ 2022年（令和4年）4月1日からは20歳に達するまで

B 父親・母親がともに外国籍の場合

父母がともに外国籍の場合は、日本で出産しても日本国籍を取得することはできません。両親のそれぞれの国の法律に従って国籍を取得します。国によって取り扱いが異なるので、手続きの方法や必要書類は在日大使館または領事館にお尋ねください。

2-3 その他の手続き

日本国籍を有さない子どもは、生まれた日から60日を超えて日本に在留しようとする場合には、30日以内に在留資格取得許可申請（J-3の2-4）をしなければなりません。また、生まれた子どもの医療保険加入手続きも必要です。親が国民健康保険に加入している場合は市区町村役場で、健康保険に加入している場合は会社で手続きを行います。

3 出産費用と各種手当

5 出産時の入院は1週間くらいで、費用は30～50万円くらい必要です。妊娠・出産は病気ではないので普通の出産には健康保険は使えません。ただし、帝王切開での出産は、健康保険が使えます。その際、「限度額適用認定証」を病院の窓口で提示することで自己負担限度額までの支払いで済みます。「限度額適用認定証」については、国民健康保険の加入者は住所地の市区町村役場の国民健康保険担当係、健康保険の加入者は勤務先か加入している保険者（健康保険組合または全国健康保険協会）にお尋ねください。

3-1 出産育児一時金

国民健康保険や健康保険の加入者には、出産したときに1児ごとに「出産育児一時金」が支給されます。妊婦さんが出産費用を支払うためにあらかじめまとまった現金を用意しなくてもよいように、市町村もしくは保険者（健康保険組合または全国健康保険協会）から出産育児一時金を医療機関に直接支払う仕組み（直接支払制度）があります。

3-2 出産時の年金・健康保険料の免除

自営業者や学生などの「国民年金第1号被保険者」は、国民年金保険料が、出産予定日または出産日の前月から4か月（多胎妊娠の場合は産前産後の期間の3か月前から6か月間）免除されます。

会社員などの厚生年金被保険者は休業中の産前42日から（多胎妊娠の場合は98日）産後56日まで健康保険と厚生年金の保険料が免除されます。また、満3歳未満の子どもを療育するための育児休業を取った場合も同様に免除されます。



3-3 出産手当金

健康保険の加入者本人が出産のため会社を休み、給料を受けられないときは、出産（予定）日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの範囲内で、出産手当金が支給されます。支給額は欠勤1日につき「支給開始日以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額」÷30日×3分の2となります。

3-4 育児休業給付金

雇用保険の被保険者が1歳未満（一定の要件に該当した場合は、1歳2か月。さらに一定の要件に該当した場合は1歳6か月または2歳。）の子どもを養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。手続きなどについては、最寄りのハローワーク（J-62）にお尋ねください。また、産前産後休業・育児休業を取得した人は、休業期間中の社会保険料が申し出により免除されます。

3-5 児童手当

15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されますが、所得制限があります。また、日本国内に住所がない児童は対象外です。支給月額子どもが3歳の誕生日の前日の月までは15,000円で、以降は10,000円です（ただし、18歳以下の子どもが、3人以上いる場合は第三子以降は12歳に到達後の最初の3月31日までは15,000円です）。児童手当は、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。詳しくは住所地の市区町村役場にお尋ねください。

3-6 幼児教育・保育の無償化

2019年（令和元年）10月1日から、3歳から5歳までの全ての子ども、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無料になります。幼稚園の預かり保育や認可外保育施設は、市区町村より「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

URL <https://www.youhomushouka.go.jp/about/>（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語、日本語）

4 育児

4-1 乳幼児健康診査

3～4か月、1歳6か月、3歳などの乳幼児を対象に、発育・発達の診察、身長・体重の測定、育児相談などを行います。各市区町村により実施方法などが異なりますから、住所地の保健所や保健センターにお尋ねください。

4-2 予防接種

予防接種で予防できる病気もあります。予防接種法に基づく予防接種は、多くは無料で受けることができます。分からないことや心配なことがある場合は、かかりつけの医師や市区町村役場に相談してください。

4-3 子どもの医療費

健康保険に加入している場合、通常は小学校就学前の子どもの医療費は2割が自己負担となりますが、愛知県では、通院については小学校就学前まで、入院については中学校卒業まで、医療費は無料となっています。市区町村によってはさらに上乗せ助成を行っているところがあります。詳しくは住所地の市区町村役場にお尋ねください。

4-4 保育所

保育所は、保護者の就労や疾病などの理由により家庭で保育することができない就学前の子どもを預かる施設です。預かる子どもの年齢や実施しているサービスは各保育所で異なります。早朝、夜間、休日などの通常保育時間外の保育や、保護者の疾病、入院、事故、保育疲れなどにより一時的に子どもを預かる一時保育を実施している保育所もあります。詳しくは市区町村役場または各保育所にお尋ねください。県内の保育所の一覧は愛知県のWebサイトでご覧いただけます。

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000006166.html>



4-5 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ、教育・保育を一体的に行う施設です。3歳以上の子どもは、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。詳しくは、市区町村役場または各認定こども園にお尋ねください。県内の認定こども園の一覧は、愛知県のWebサイトでご覧いただけます。

URL <https://www.pref.aichi.jp/0000016939.html>

4-6 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない場合に、小学校に就学している児童に対し、授業後や長期休暇に児童館や学校の余裕教室などを利用して適切な遊び場や生活の場を提供するものです。詳しくは住所地の市区町村役場にお尋ねください。

4-7 ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人が会員となって子育てを助け合う制度で、主に市町村が設立運営しています。保育施設まで子どもを迎えに行けない場合のお迎えや、保護者の仕事・外出などの際の一時預かりなどを引き受けてもらえます。利用料（市町村によって異なります。）がかかりますが、預かって欲しいときに利用できるのが利点です。利用にあたっては事前に会員登録をするなどの手続きが必要です。詳しくは住所地の市区町村役場にお尋ねください。

5





第6章 教育

1 日本の教育制度

日本の義務教育は、小学校6年間（6～12歳）と中学校3年間（12～15歳）の9年間です。中学校卒業後、さらに高等学校、大学等へと進むことができます。学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。各学年は1学期（4～8月）、2学期（9～12月）、3学期（1～3月）に分けられます（学校によっては前期（4～9月）、後期（10～3月）のところもあります）。外国人の場合、国内の小・中学校に就学する義務はありませんが、希望すれば公立の義務教育諸学校に入学することができます。



文部科学省「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」

日本の学校への入学手続きを多言語で案内しています。

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm



愛知県

「外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブック」

愛知県では、外国につながる子どもたちの進路について考えるときに参考となる冊子を多言語で作成しています。

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook.html>

愛知県

「外国人幼児向け日本語学習教材」等

愛知県では、小学校入学前の外国人の子ども及び保護者を対象に、学校生活への早期適応を目的とした子ども向け学習教材「たのしい1年生」と、日本の教育制度などを解説した保護者向け冊子「小学校入学への手引～1年生になるまえに～」を多言語で作成しています。

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/purekyouzai.html>

6 1-1 小・中学校

小学校新1年生の場合、住居地の届け出をしている市町村から、小学校入学前の夏以降に就学時健康診断等の案内や就学通知が配付されますので、所定の手続きを行ってください。また、公立の小・中学校へ中途入学を希望する場合は、在留カードまたは特別永住者証明書など、住居地が確認できる書類が必要となります。詳しくは、住所地の市町村教育委員会にお尋ねください。

参考資料：愛知教育大学 外国人児童生徒支援リソースルーム「小学校ガイドブック」

URL http://www.resource-room.aichi-edu.ac.jp/kyozai_sonota_shougaidobook%20.html

愛知教育大学 外国人児童生徒支援リソースルーム「中学校ガイドブック」

URL http://www.resource-room.aichi.edu.ac.jp/kyozai_sonota_chuugaidobook.html

1-2 高等学校

高等学校は全日制、定時制、通信制の課程に分けられ、普通科、工業科、商業科など様々な学科を設けています。高等学校は義務教育ではないため、入学検査に合格しなければ入学できません。なお、全日制課程では、外国人生徒および中国帰国生徒等にかかる入学者選抜が、名古屋南高等学校普通科（名古屋市）、中川商業高等学校商業科（名古屋市）、小牧高等学校普通科（小牧市）、岩倉総合高等学校総合学科（岩倉市）、東浦高等学校普通科（東浦町）、衣台高等学校普通科（豊田市）、豊田工業高等学校工業科（豊田市）、安城南高等学校普通科（安城市）、知立高等学校総合学科（知立市）、豊橋西高等学校総合学科（豊橋市）、豊川工業高等学校工業科（豊川市）の11校において行われます。また、定時制課



程の前期選抜では、「外国人生徒にかかる受験上の配慮」の申請をすることができます。対象者はいずれも原則として小学校第4学年以上の学年に編入学している人などです。入試制度の詳細については、公立学校については愛知県教育委員会高等学校教育課（電話：052-954-6786）、私立学校については直接各学校にお尋ねください。

1-3 幼稚園

小学校就学前の3歳から5歳までの幼児を対象としています。幼稚園は毎年4月に新学期が始まります。入園申込みは前年度の決められた月までに行いますが、受け入れ人数に余裕がある場合、随時受付も行っています。令和元年10月から利用料が無償化されました。詳しくは、私立については直接幼稚園へ、公立については住所地の市区町村役場にお尋ねください。

参考資料：愛知教育大学 外国人児童生徒支援リソースルーム「幼稚園・保育園ガイドブック」

URL http://www.resource-room.aichi-edu.ac.jp/kyozai_sonota_gaidobook.html

1-4 外国人学校

日本には英語や中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語などで授業が受けられる外国人学校があります。日本の大学によっては、外国人学校卒業者の受験が認められないことがあります。詳しくは、各外国人学校に直接お尋ねください。



ブラジル人学校

県内にはブラジル人学校が11校あり、うち9校がブラジル教育省によって認可を受けている日本の幼稚園、小・中学校、高等学校に相当するブラジル人学校です。詳しくは各学校に直接お尋ねください。

<ブラジル教育省認可校（ブラジルへ帰国後、継続して就学が可能となる。）>

名称	所在地	電話番号
エジャ・インタラチヴォ	〒440-0888 豊橋市駅前大通 3-48	0532-53-6690
学校法人倉橋学園伯人学校イーイーエス	〒447-0867 碧南市田尻町 4-53	0566-46-3404
	〒440-0086 豊橋市下地町字門 10-1	0532-54-0450
	〒470-0345 豊田市東保見町山ノ田 66 番	0565-47-0020
学校法人豊橋インターナショナルアカデミー	〒441-3134 豊橋市大岩町字久保田 12 番地 1	0532-21-8415
コレージオ・エマヌエウ	〒475-0061 半田市一ノ草町 202-5	0569-58-8655
エスコラ ネクター	〒470-0335 豊田市青木町 3-141 サンハイツ杉 1 階	0565-46-1844
エスコーラ・ピンタンド・オ・セッテ	〒470-0344 豊田市保見町六反田 155-1	0565-43-3987
エスコーラ・サンパウロ・インテルナシオナウ第1校（幼稚園）	〒446-0073 安城市篠目町 1-3-4	0566-95-7363
エスコーラ・サンパウロ・インテルナシオナウ第2校（小中高等学校）	〒446-0062 安城市明治本町 11	0566-93-4946
エスコーラ・パウロフレイレ瀬戸	〒489-0887 瀬戸市菱野台 1-3 菱野第3住宅 9 棟 105	0561-76-0094

<ブラジル教育省の認可を受けていない学校>

名称	所在地	電話番号
エスコーラ・セメンティーニャ・デ・ジェズ	〒447-0064 碧南市西山町 4-45	0566-46-3722
エスコーラ・デ・エデュカサオン・インファンチウ カンチーニョ・ダ・チア・シエシエラ	〒444-0241 岡崎市赤洪町寺前 33-1	0564-83-6004





英語で授業が受けられる県内の学校

学校法人名古屋国際学園

(米国西部地域学校大学協会 (WASC)、国際学校協議会 (CIS)、国際バカロレア (IB)、初等教育プログラム (PYP)、中等教育プログラム (MYP)、ディプロマプログラム (DP) 認定校、JCIS 加盟校)

住所 〒463-0002 名古屋市守山区中志段味南原 2686

電話 052-736-2025 URL <http://www.nisjapan.net/>

一般財団法人インターナショナル・クリスチャン・アカデミー名古屋

(米国西部地域学校大学協会 (WASC)、キリスト教学校国際協会 (ACSI) 認可校)

住所 〒480-1117 長久手市喜婦獄 205 ヴィラユーザン1階

電話 0561-62-4196 URL <http://www.icanjapan.org/>

愛知インターナショナルスクール (米国西部地域学校大学協会 (WASC) 認可校)

住所 〒465-0078 名古屋市名東区にじが丘 3-4

電話 052-788-2255 URL <http://nipais.com/>

学校法人江西国際学園

(国際バカロレア (IB) の初等教育プログラム (PYP) 認定校)

住所 〒451-0044 名古屋市西区菊井 2-12-32

電話 052-581-0700 URL <http://www.enishi.ac.jp/>

1-5 中学夜間学級

中学夜間学級では、さまざまな事情で中学校を卒業できなかった人が、中学校卒業程度の学力をつけて、中学校卒業資格を取得することができます。授業は名古屋市内で行われ、授業料は無料です。授業は日本語で行われますが外国人も参加可能です。毎年1月ごろから生徒の募集を行っています。詳しくは(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団にお尋ねください。



(公財) 愛知県教育・スポーツ振興財団

住所 〒460-0007 名古屋市中区新栄 1-49-10 愛知県教育会館 2階

電話 052-242-1588 URL <http://aichi-kyo-spo.com/education/yakan/yakanchuugaku.html>

1-6 中学校卒業程度認定試験 (中卒認定)

病気などやむを得ない事情のために就学を猶予または免除された人などを対象に、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定することを目的とする国の試験です。合格者は高等学校の受験資格が与えられます。詳しくは、愛知県教育委員会義務教育課(電話:052-954-6790)または文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第二係(電話:03-5253-4111)にお尋ねください。

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sotugyo/index.htm

1-7 高等学校卒業程度認定試験 (旧大学入学資格検定)

高等学校を卒業していないなどのため大学等の受験資格がない人に対し、高等学校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格者には日本国内の大学、短大、専門学校の受験資格が与えられます。就職、資格試験などに活用することもできます。詳しくは、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第二係(電話:03-5253-4111)にお尋ねください。

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/index.htm

1-8 ステップアップスクール (再チャレンジ生涯学習講座)

ステップアップスクールは、16歳以上で働いている人が、もう一度小・中学校の内容の勉強をしたい、日本語を勉強しながら、国語(日本語)、数学(算数)の基礎学力をつけたい人のための講座です。ただし、中学校卒業資格を取得するものではありません。毎年5月頃にホームページの募集案内を更新します。詳しくは(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団にお尋ねください。

URL <http://aichi-kyo-spo.com/education/stepup/stepup.html>

6

日本語
Japonés
Japonés



2 教育支援

2-1 就学援助

小学校や中学校に在学する児童・生徒の保護者が、子どもを就学させることが経済的に困難な場合に、就学に必要な費用が援助される制度です。学用品費のほか通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などの支払いに困るときは、学校か市町村教育委員会に相談をしましょう。ただし、各市町村により援助の内容、所得制限に相違があります。詳しくは、住居地の市町村教育委員会にお尋ねください。

2-2 高等学校等就学支援金

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。返済は不要です。

支給要件に該当する人については、受給に必要な手続きとして、所定の申請書および保護者等の個人番号カードもしくは通知カードのコピー等又は課税証明書等を、在学する学校に提出する必要があります。詳しくは、在学する学校にお尋ねいただくか、文部科学省のホームページでご確認ください。

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm (日本語)

2-3 奨学金

愛知県では、勉学意欲がある高等学校や専修学校高等課程の生徒の修学を支援するため、奨学金の貸与を行っています。

A 高校生等を対象とした奨学金

高等学校・専修学校高等課程に在学し、修学に経済的支援を必要とする人を対象とした奨学金貸与の制度です。日本国籍の人、あるいは外国籍で永住者または特別永住者の人が対象となります。詳しくは、愛知県教育委員会高等学校教育課（電話：052-954-6785）か在学する学校にお尋ねください。

B 高等学校等奨学給付金

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減すべく給付金を支給します。返済は不要です。以下の条件を全て満たしている場合に保護者が申請できます。

生徒の条件

- 2014年（平成26年）度以降に高等学校等の1年生に入学した人
- 7月1日時点で就学支援金の受給資格を有する人

保護者等の条件

- 生活保護（生業扶助）受給世帯又は保護者全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である人
- 7月1日時点で愛知県に住民票がある人

詳しくは、国公立学校については、愛知県教育委員会高等学校教育課（電話：052-954-6785）、私立学校については、愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室（電話：052-954-6187）もしくは在学する学校にお尋ねください。

C 短期大学、専修学校、大学などの学生を対象とした奨学金

短期大学、専修学校、大学などの学生を対象とした奨学金制度には、日本学生支援機構の奨学金があります。奨学金の貸与月額は条件によって異なります。また、無利息と利息付の2種類があります。詳しくは、在学する学校の奨学金窓口にお尋ねください。

独立行政法人日本学生支援機構

URL <https://www.jasso.go.jp/>



D 留学生を対象とした奨学金

留学生を対象とした奨学金制度は、日本政府（文部科学省）、日本学生支援機構、地方自治体などで行っています。これらの制度の一覧は、日本学生支援機構が毎年日本語と英語で発行している「日本留学奨学金パンフレット」で確認できます。

URL <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/planning/about-scholarship/>

3 日本語学習

3-1 日本語能力試験

この試験は、日本国内及び海外で日本語を母語としない人を対象として、日本語能力を測定し、認定することを目的としています。毎年7月と12月に試験があります。試験の申し込みは、インターネットからできます。詳しくは、日本国際教育支援協会（JEES）の下記のサイト（日本語・英語）をご覧ください。



試験概要

実施団体	公益財団法人日本国際教育支援協会、独立行政法人国際交流基金
試験日	7月・12月（年2回実施）
Webサイト	http://info.jees-jlpt.jp/

3-2 日本語の学び方

日本語は、一般の日本語学校のほか、市町村やボランティア団体などが開催する日本語教室で学ぶことができます。愛知県国際交流協会でも日本語教室を開催しています（J-61）。

また、（一財）日本語教育振興協会のWebサイト（<https://www.nisshinkyō.org/>）から、同協会が認定した日本語教育機関（2019年（平成31年）3月31日現在、258校）の情報を日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国・朝鮮語で検索できます。

6





第7章 医療・年金・福祉

1 医療機関

日本の医療機関には多くの診療科があり、入院や手術などの治療を行う病院と、病院より規模が小さく普段から身近にかかる診療所（医院）があります。

病気やけがの状況に応じて受診する医療機関を選んでください。また、多くの診療科のある病院で、どの科に行けばよいのか分からないときは、受付で症状を伝えて聞いてください。

病院に行ったら、健康保険証を出します。健康保険証を提示すると、医療を一部自己負担で受けることができます。健康保険証を持っていなかった場合、あるいは医療保険に加入していない場合は、医療費は全額自己負担となります（医療保険 J-33）。

主な診療科目

内科	主に薬を使って治す科で、かぜをはじめ病気一般を治療します。何の病気か分からないとき、まず内科を受診するとよいでしょう。
外科	外傷にかかわる治療や手術を行います。
小児科	一般的にはおおむね 15 歳までの子どもの病気一般を治療します。
整形外科	骨折やねんざ、腰痛など、骨・関節・筋肉にかかわる治療を行います。
眼科	目の病気一般を治療するほか、視力検査もします。
歯科	虫歯治療など、歯に関する治療をします。

その他、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、精神科などがあります。



外国人向け多言語説明資料一覧

厚生労働省の Web サイトの「外国人向け多言語説明資料一覧」で医療に関する資料が多言語で掲載されています。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html



多言語医療問診票

（特活）国際交流ハーティ港南台と（公財）かながわ国際交流財団が協働で制作した多言語医療問診票です。科目別、言語別で探せるようになっています。

URL <http://www.kifjp.org/medical/>

7

1-1 外国語対応医療機関

インターネットや電話、ファックスで外国語対応の可能な医療機関を検索することができます。



あいち救急医療ガイド

今診てもらえる病院・診療所をポルトガル語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で検索できます。また、多言語で対応できる県内の救急医療機関を検索できます。

URL <https://www.qq.pref.aichi.jp/>

なお、多言語での音声・ファックスによる自動応答案内もあります。

電話・ファックス 050-5810-5884

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国・朝鮮語



あいち医療情報ネット

外国語で対応できる県内の病院・診療所・歯科診療所・薬局・助産所などの医療情報を検索できます。

URL <https://iryojoho.pref.aichi.jp/>



また、一部の医療機関において、下記のサービスが受けられます。



あいち医療通訳システム

- ・ **医療通訳者の派遣**
大学と連携して養成した知識・スキルを持った医療通訳者を派遣します。
- ・ **電話通訳**
初診や緊急のときなどに、患者と医療機関スタッフとの間の電話通訳を行います。
- ・ **文書翻訳**
医療機関への紹介状等の翻訳を行います。

※ **対応言語** ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語
韓国・朝鮮語（電話通訳のみ）、その他の対応言語については、以下の Web サイトをご確認ください。

あいち医療通訳システムが利用できる医療機関や利用方法などについては、運営事務局にお問合せください。

電話 050-5814-7263（運営事務局）（日本語のみ）
受付時間 平日 9:00～17:30
URL <http://www.aichi-iryoku-tsuyaku-system.com/>

2 医療保険

2-1 日本の医療保険制度

日本の医療保険制度は、病気やけがをしたときの医療費負担を軽減する目的で設けられています。日本に住む人は、国籍を問わず公的医療保険に加入しなければなりません。医療保険には、会社や事業所に勤める人および扶養家族が加入する健康保険と、それ以外の人を対象とする国民健康保険があります。加入すると被保険者証が交付され、病気などになったとき保険医療機関の窓口で提示すれば費用の一部を支払うだけで必要な治療が受けられます。

ただし、日本との社会保障協定締結国において、社会保障制度の二重加入防止のため、社会保障制度に加入する必要がない場合があります（日本で受ける医療に関する費用の支出に備えるための適切な保険に加入していることを証明する必要があります）。詳しくは、日本年金機構のホームページでご確認ください。

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/>

医療保険一覧表

		健康保険 (社会保険)	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者		健康保険の適用事業所で常時働く人	住民登録している75歳未満の人	75歳以上の人、65歳～74歳で一定の障害のある人
保険料		給料の額に応じて決められ、会社と加入者が50%ずつ負担。	世帯ごとの家族数や前年の所得から計算される。	被保険者の所得に応じて負担する。2年ごとに見直される。
給付内容	医療費等	7割給付3割自己負担	7割給付3割自己負担	9割給付1割自己負担
	傷病手当金	あり	なし	なし
	出産一時金	1児ごとに42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は40.4万円）	1児ごとに42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は40.4万円）	なし
	出産手当金	あり	なし	なし

*詳細はJ-34～J-37を参照。

7

日本語
Japonés
Japonés



0歳から中学校卒業まで(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の人は「子ども医療費受給者証」、70歳から74歳の人は「高齢受給者証」の提示も必要です。ただし、市町村によって、助成対象となる年齢や支給方法、所得制限の有無等が異なります。詳しくは住所地の市区町村役場にご相談ください。

2-2 健康保険

健康保険の適用事業所で常時働く人であれば、国籍にかかわらず加入します。なお、手続きは事業主が行います。

A 保険料

給料の額に応じて決められ、事業主と加入者が50%ずつ負担します。事業主は加入者の給料から保険料を控除します。

B 給付内容

a. 医療費等

70歳未満の本人・家族が保険医療機関にかかった場合は、医療費の7割(義務教育就学前までの子どもの場合は8割)が保険から支払われます。70歳以上75歳未満の本人・家族(後期高齢者医療制度に移行された人を除く。)の場合は8割(ただし、現役並み所得がある者は7割)がそれぞれ保険から支払われます。その他、入院時の食事療養費の一部、訪問看護に要する費用の一部なども支給されます。

b. 療養費

やむを得ず保険医療機関以外で診療を受けたときや、日本国外で医療を受けたときなど、医療費の全額を負担した場合は、保険者が承認すれば一定部分が払い戻されます。

c. 高額療養費

1か月の自己負担額が一定額を超えたとき、請求により超えた分が払い戻されます。また、「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月(1日から月末まで)の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

d. 移送費

医師の指示で必要な医療を受けるため緊急に移送されたときは、保険者が認めた範囲の実費が払い戻されます。

e. 傷病手当金

加入者本人が業務外の病気やけがのため仕事を連続する3日間を含め4日以上休んで給料を受けられないときは、4日目から欠勤1日につき「支給開始日以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額」÷30日×3分の2が受けられます(最長1年6か月)。

f. 出産育児一時金

子どもが生まれたときに支給されます。支給額は、1児ごとに42万円(「産科医療補償制度」に加入していない医療機関で出産した場合は40.4万円)です。日本以外で出産した場合は40.4万円です。

g. 出産手当金

加入者本人が出産のため仕事を休み、給料を受けられないときは、出産日以前42日から出産日後56日までの範囲内で欠勤1日につき「支給開始日以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額」÷30日×3分の2が受けられます。

h. 埋葬料(費)

加入者本人が死亡したとき、または被扶養者が死亡したときは、5万円が支給されます(埋葬費の場合は、5万円の範囲内で実際に埋葬に要した費用を支給)。



問合せ先

全国健康保険協会愛知支部(協会けんぽ)

住所 〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JP タワー名古屋23階

電話 052-856-1490

受付時間 平日 8:30~17:15

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/>



2-3 国民健康保険

住民登録の対象となる人で、職場の健康保険など他の公的医療保険の適用にならない人で 75 歳未満の人は国民健康保険に加入することになります。次のいずれかに該当するときには、14 日以内に、住所地の市区町村役場で加入の手続きをしてください。

- a. 住民登録を行ったとき
- b. 他の市町村から転入したとき
- c. 職場の健康保険をやめたとき
- d. 子どもが生まれたとき（子どもの分）

なお、住民登録の対象とならない 3 か月以下の在留期間が決定された人でも、3 か月を超えて滞在すると見込まれる場合は、加入対象になる場合がありますので、気をつけてください。詳しくは、住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

A 保険料（税）

国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主は、保険料（税）を納める義務があります。保険料（税）は、世帯ごとの家族数や前年の所得から算出されます。また、保険料（税）は、年間分を納期ごとに分割して、金融機関などを通じて世帯主が納めます。市区町村役場から送られてくる「納付書」を市区町村役場や金融機関に持参して納める方法と、金融機関の「口座振替」を利用する方法があります（市町村によっては、コンビニエンスストアなどでも支払うことができます）。

保険料（税）は、加入の届け出をした日からではなく、国民健康保険の資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。

また、災害や失業、倒産などで保険料（税）を納めることが困難な場合は、保険料（税）を減免できる場合がありますので、住所地の市区町村役場にご相談ください。

B 保険証（国民健康保険被保険者証）

国民健康保険の加入者には、保険証が交付されます。保険証は国民健康保険に加入していることを証明するもので、診察を受ける際には必ず医療機関の窓口に表示します。保険証の貸し借りや売買は禁じられています。不正使用すると法律で罰せられます。

C 給付内容

a. 医療費等

医療機関にかかった場合、未就学児は医療費の 8 割、義務教育就学以上 70 歳未満の人は 7 割、70 歳以上 75 歳未満の人は 8 割（一定所得以上の人は 7 割）が保険から支給されます。

b. 療養費

やむを得ず保険医療機関以外で診療を受けたときや、海外で医療を受けたとき（治療目的で渡航した場合は除く。）などいったん全額を自費で支払ったときは、保険者が承認した場合、後日払い戻されます。

c. 高額療養費

1 か月の自己負担額が一定額を超えたとき、超過した金額が支給されます。

70 歳未満の国民健康保険加入者と一定の条件（※）を満たす国民健康保険加入者は、「限度額適用認定証」の交付を受け、保険証と併せて医療機関等の窓口に表示すると、1 か月（1 日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

70 歳以上の加入者は、「高齢受給者証」を保険証と併せて医療機関の窓口などに提示することで、同様に医療費の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

※一定の条件とは①住民税非課税の人②年収が約 360 万円～約 1160 万円の現役並の所得の人。

d. 移送費

治療のため入院・転院が必要とされ、移送されたとき、保険者が認めた範囲内でその費用が支給されます。

e. 出産育児一時金

子どもが産まれたとき支給されます。妊娠 85 日以降であれば、死産・流産でも支給されます。

f. 葬祭費

加入者が死亡したとき葬祭を行った人に支給されます。額は市町村によって異なります。



D 資格喪失

次のいずれかに該当するときには、国民健康保険の資格を喪失しますので、14日以内に住所地の市区町村役場で資格喪失の手続きをし、保険証を返還してください。

- a. 帰国するとき
- b. 他の市町村に転出したとき
- c. 職場の健康保険に加入したとき
- d. 死亡したとき
- e. 後期高齢者医療制度（75歳以上の人および一定の障害があり申請により認定を受けた65歳以上の人が入る医療制度）の対象となったとき（75歳に到達し、対象となったときの手続きは不要です。）

資格喪失後に保険証を使用して診療を受けた場合は、国民健康保険が負担した医療費はあとで返還することになります。

2-4 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者の方々が安心して医療を受け続けることができるよう創設された制度で、都道府県ごとに全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営しています。

A 加入対象者（外国人の場合）

次のいずれかに該当する人は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。ただし、在留資格が特定活動で、活動内容が医療目的、観光保養目的の人は加入できません。なお、それまでに加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など）は脱退となります。

a. 75歳以上の人

75歳の誕生日当日以降加入します。加入についての手続きは必要ありません。

b. 65歳～74歳で一定の障害のある人

後期高齢者医療広域連合の認定を受け、認定日から後期高齢者医療制度に加入できます。加入を希望される人は、お住まいの市区町村の窓口で認定の申請をしてください。

また、一度認定を受けた人でも、74歳まではいつでも障害認定を撤回して、他の健康保険などに移ることができます。

※ 「一定の障害のある人」とは

身体障害者手帳1～3級、身体障害者手帳4級（音声、言語、下肢1・3・4号）
療育（愛護）手帳A判定（1・2度）
精神障害者保健福祉手帳1・2級

B 保険料

年間の保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」（定額）の合計です。保険料率は2年ごとに見直されます。

C 給付内容

被保険者が、病気やけがにより保険医療機関等にかかるとき、被保険者証を掲示すれば療養の給付を受けることができます。かかった医療費の自己負担額は1割（現役並み所得者は3割）です。

a. 高額療養費

同一月内に支払った医療費の一部負担金を合算して、自己負担限度額（所得区分等によって細かく設定されます。）を超えた部分を支給します。初回のみ申請が必要です。

b. 高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者で、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、自己負担限度額（所得区分等によって細かく設定されます。）を超えた場合に、申請により支給されます。

c. 入院時食事療養費

被保険者が入院したときの食事にかかる費用のうち、決められた金額までは自己負担になりますが、一定の条件を満たした場合は、申請により食事代が減額されます。

d. 入院時生活療養費

被保険者が療養病床に入院したときは、食事代のほかに居住費も自己負担になりますが、一定の条件を満たした場合は、申請により食事、居住費が減額されます。



e. 療養費

次のような場合で医療費の全額を支払ったとき、申請により、支払った費用の一部の払い戻しが受けられます。

- ・ やむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき
- ・ 医師の指示により、コルセットなどの補装具を作ったとき
- ・ 輸血のために用いた生血代がかかったとき
- ・ 海外に渡航中、治療を受けたとき

f. 柔道整復、鍼灸、あん摩・マッサージ施術療養費

柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師等の施術には、被保険者証が「使える場合」と「使えない場合」があります。

g. 訪問看護療養費

居宅で療養している人が、主治医の指示に基づいて訪問看護ステーションの訪問看護を利用した場合、利用料（訪問看護に要した費用の1割、現役並み所得者は3割）を支払い、残りの額を広域連合が支払います。

h. 移送費

負傷、疾病等により、移動が困難な患者が医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に、やむを得なかったと広域連合が認めた場合に限り移送費を支給します。

i. 保険外併用療養費

保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分があつても全額が自己負担となりますが、一定の条件を満たした場合は、通常の治療と共通する部分（診察、検査投薬、入院料）の費用については保険が適用されます。

j. 葬祭費

被保険者が死亡したときは、葬祭を行った人に葬祭費として5万円を支給します。

3 年金制度

3-1 日本の年金制度

日本の年金制度は、老齢や障害、死亡などに対して生活の安定を図るため日本に住むすべての人が年金に加入することになっています。公的年金制度には、国民年金、厚生年金保険があります。国民年金は加入期間や支払った保険料に応じて基礎年金を支給する制度で、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして過去の報酬（給与）と加入期間に応じた報酬比例の年金を支給する制度です。

なお、日本年金機構から毎年、誕生月に公的年金の加入者に日本語で書かれたねんきん定期便（ハガキまたは手紙）が届きます。ねんきん定期便には、これまでの年金加入期間や保険料納付額などの年金記録が記されています。

また、外国人が本国へ帰国する場合に、日本で納めた年金がどうなるかについてはJ-39の3-4「脱退一時金」を参照してください。

3-2 国民年金

国籍を問わず、日本に住む20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。ただし、国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度なども設けられており、「学生納付特例制度」、「産前産後期間の免除制度」、「配偶者から暴力を受けた方の特例免除」などさまざまな場合で適用されます。



日本年金機構

国民年金制度の仕組み（多言語資料）

URL <https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kokunenseido.html>



A 加入者および加入手続き

a. 第1号被保険者

日本に住む20歳以上60歳未満の人で、次の第2号被保険者または第3号被保険者に該当しない人。本人が、住所地の市区町村役場で加入手続きをします。

b. 第2号被保険者

会社や工場等に勤務している人で、厚生年金保険等に加入している人。手続きは事業主が行います。

c. 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人。配偶者（第2号被保険者）が勤務する会社等の事業主を経由して加入手続きを行います。

B 保険料（第1号被保険者の人）

毎月の保険料は年度毎に決められています。日本年金機構から納付書が送付されますので、翌月末日までにその額を払い込みます。なお、所得が少ない等の理由で保険料を納めることが困難な場合は、市区町村役場に保険料免除等の申請を行ってください。承認された場合は保険料の全額または一部が免除されます。また、子ども出産前後は国民年金保険料が出産予定日、または出産日の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）国民年金保険料が免除されます。

C 保険給付

以下の基礎年金が一定の要件の下に支給されます。一部例外はありますが、日本国外に居住する場合も居住先で年金を受け取ることができます。

a. 老齢基礎年金

保険料を納めた期間、免除承認期間（一部免除の期間は、減額された保険料を納めた期間）、合算対象期間等の合計が25年以上ある場合（2017年（平成29年）8月1日からは10年以上ある場合）、65歳になったときに支給されます。

b. 障害基礎年金

加入者が病気・けがで、障害者になった場合、障害の程度に応じて支給されます。

c. 遺族基礎年金

加入者が死亡したとき、18歳未満の子のある配偶者または子に支給されます。

7

3-3 厚生年金保険

社会保険に加入している事業所（会社や工場）に雇用されている人は、原則加入する義務があります。

A 加入者および加入手続き

会社や工場に一定の条件の下、雇用されている70歳未満の人が加入します。原則として65歳未満の人は同時に国民年金の第2号被保険者となります。手続きは事業主が行います。

B 保険料

給料の額に応じて決まり、事業主と加入者が50%ずつ負担します。事業主は加入者の負担額を給料から控除します。産前産後期間の免除についてはJ-24の3-2「出産時の年金・健康保険料の免除」を参照してください。

C 保険給付

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金が一定の要件の下に支給されます。



D 問合せ先

ねんきんダイヤル

電話 0570-05-1165 (050 から始まる番号で電話をかける場合は03-6700-1165)
受付時間 月曜日 8:30～19:00
火～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談を受けます。

通訳サービスを利用する場合：(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語)

年金の受け取りについて	03-6700-1165	月～金曜日 9:00～17:00
国民年金の加入について	03-6630-2525	月～金曜日 9:00～17:00
厚生年金保険・健康保険への加入について	03-6837-2913	月～金曜日 9:00～17:00

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12/29～1/3は利用できません。

来訪相談の予約 「予約受付専用電話」

電話 0570-05-4890 (050 から始まる番号で電話をかける場合は03-6631-7521)
受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日、12/29～1/3は利用できません)

その他詳しくは、最寄りの年金事務所にお尋ねください(J-63)。

3-4 脱退一時金

脱退一時金は、次の条件を満たした人が被保険者の資格を喪失して、住民票転出(予定)日以降2年以内に請求した場合に支給されます。ただし、転出届を提出していない場合、再入国許可期間内は、原則として脱退一時金を請求することができません。脱退一時金の額は、被保険者期間や保険料納付済期間に応じて決められます。なお、国民年金の脱退一時金からは所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の脱退一時金からは支給時に20.42%の所得税等が源泉徴収されます。また、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある人は、一定の要件の下、年金加入期間を通算して、日本と協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなります。

7

受給条件

- 日本国籍を有しない人であること
- 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、および保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、または厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上あること
- 日本国内に住所を有しないこと
- 年金(障害手当金を含む)を受ける権利を有したことの無いこと

脱退一時金に関する情報

日本年金機構 Web サイトから脱退一時金に関する詳細および請求書をダウンロードすることができます。

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todoke/kyotsu/20150406.html> (多言語)



4 介護保険

4-1 介護保険とは

介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う保険形式により、市町村が主体となって運営しています。寝たきりや認知症などで介護が必要な状態になったときや日常生活で支援が必要な状態になったとき、費用の1割から3割の負担で介護サービスを利用できます。詳しくは市区町村役場にお尋ねください。

参考資料：愛知県 「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」
URL <https://www.pref.aichi.jp/korei/guide/>

A 加入対象者（外国人の場合）

以下の全ての要件に該当する人が対象となります。

- a. 住民登録をしていること（住民登録の対象にならない3か月以下の在留期間が決定された人で、3か月を超えて日本に滞在すると見込まれる場合は加入対象になる場合があります。）
- b. 65歳以上であること、もしくは40歳以上65歳未満で、日本の公的医療保険に加入していること

B 保険料

- a. 65歳以上の人

住んでいる市町村によって異なりますが、標準的な賦課方法では、所得に応じて9段階ほどの金額に分けられ、市町村からの通知に基づいて納めます。ただし、老齢等年金給付が月額15,000円以上の場合は年金から差し引かれます。

- b. 40歳以上65歳未満の人

医療保険の保険料に上乗せして納めます。計算の仕方や額は、加入している医療保険や給料、所得、資産等によって異なります。

4-2 介護サービスを受けるには

介護保険のサービスを利用するには、まず住所地の市区町村役場に申請し、どの程度の介護が必要なのか認定を受けます。この認定結果に基づき、居宅介護（介護予防）支援事業者にケアプラン（利用者の希望や心身の状況をふまえた介護サービスの利用計画）を作成してもらい、必要な介護サービスを利用します。なお、ケアプランは本人が作成することもできます。

5 障害者

7 障害者の福祉サービスについては、住所地の市区町村役場で相談できます。市区町村役場では、障害者手帳の交付や、医療費の助成などの福祉サービスの総合的な相談が受けられます。

障害者福祉に関しては、愛知県が発行している「福祉ガイドブック」をご覧ください。

参考資料：愛知県 「令和元年度 福祉ガイドブック」
URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html>

5-1 障害者手帳

一定の身体、知的、精神障害がある人は、申請により障害者手帳が交付されます。交付されれば、障害の種別・程度に応じて各種手当の支給、各種税の減免、公共交通機関の運賃の割引など、様々な制度を利用できます。手続きは住所地の市区町村役場で行います。

5-2 特別児童扶養手当

一定の条件に該当する精神または身体の障害がある20歳未満の子どもを監護、養育している場合には、特別児童扶養手当が支給されます（月額1人につき1級52,200円、2級34,770円。ただし、所得制限があります）。詳しくは住所地の市区町村役場にお尋ねください。



6 ひとり親家庭

ひとり親家庭を支援するための各種の支援制度があります。

6-1 児童扶養手当

離婚等により父親もしくは母親がいない家庭などで、18歳以下の子ども（障害をもつ子どもは20歳未満）を養育している場合には、児童扶養手当が支給されます。支給資格者が養育する子どもの数や所得等により決められます（平成31年4月現在は月額1人42,910円から10,120円、2人目の児童は10,140円から5,070円加算、3人目以降は6,080円から3,040円加算）。一定以上の所得があるなど支給されない場合があります。詳しくは住所地の市区町村役場にお尋ねください。

6-2 愛知県遺児手当

離婚等により父親もしくは母親がいない家庭などで、18歳以下の子どもを養育している場合には、最大5年間支給されます。一定以上の所得がある場合は支給されません。詳しくは住所地の市区町村役場にお尋ねください。

6-3 母子・父子家庭の医療制度

ひとり親家庭等の18歳以下の子どもおよびその子どもを扶養している父親または母親が医療機関で診療を受けた場合には、医療保険自己負担額が支給されます。一定以上の所得がある場合は支給されません。詳しくは住所地の市区町村役場にお尋ねください。



母子・父子自立支援員等による相談

各市福祉事務所・県福祉事務所では、母子・父子家庭の人が自立できるよう、母子・父子自立支援員等により生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行っています。

※ 市にお住まいの人は市役所へ、町村にお住まいの人は住所地を管轄する県福祉相談センターへお問合せください（県福祉相談センターは、要覧J-65）。

7





第8章 税金

1 日本の税制度

日本に住んでいる人は、外国籍であっても日本人と同じように税金を納める義務があります。日本の税金には、大きく分けて国に納める国税と、都道府県・市区町村に納める地方税があります。国税の代表的なものは所得税で、住民税や自動車税などは地方税です。また、所得税や住民税などは直接税、消費税などは間接税です。

2 所得税

2-1 所得税とは

所得税は、事業から生ずる所得や会社で支給される給与、ボーナスなど個人の所得にかかる税金です。納税の方法には、事業を営んでいる人のように自ら所轄の税務署に申告して納める方法と、給与所得者のようにその給与の支払者が支払う給与から所得税を差し引いてその所得者に代わり納める方法があります。

なお、2013年（平成25年）から2037年（令和19年）までの各年分について、所得税を納める義務のある人は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

2-2 源泉徴収

雇用主が給与を支払う際に、所定の所得税及び復興特別所得税を差し引いてこれを国に納付することを、給与所得にかかる源泉徴収といいます。勤務先を通じて1月1日から12月31日（※1）までに支払われた給与の合計金額や源泉徴収された所得税及び復興特別所得税額等が記載されたものを「源泉徴収票」といい、翌年の1月末ごろ（※2）までに勤務している会社から交付されます。これは、自分の給与所得等を証明する重要な書類で確定申告書を作成する場合にも必要となりますから大切に保管してください。

（※1）年の途中で退職した場合は、その退職日

（※2）年の途中で退職した場合は、退職の日以降1か月以内

8 2-3 年末調整

雇用主がその年最後の給与の支払をする際に、月々の給与を支払う都度源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額と、その年中の給与の支払総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことを「年末調整」といいます。年末調整を行うには、雇用主に扶養控除等申告書を提出することが必要です。なお、日本国外に親族がいる人で、一定の条件に該当する場合は、扶養控除等が受けられます。扶養控除等申告書等に該当者を記載し、一定の証明書を添付または提示して、年末調整において控除を受けてください（扶養親族の異動等による年末調整の再計算は、翌年の1月末日まで可能です）。また、年の途中で退職し年末調整ができない場合は確定申告が必要となります。

2-4 確定申告

その年の1月1日から12月31日までの1年間に得た所得について、自ら所得金額や税額を計算して、翌年2月16日から3月15日（3月15日が土・日曜日のときは翌月曜日）までに所轄の税務署へ申告書を提出して所得税の納付や還付の手続きをすることを「確定申告」といいます。在留資格の更新や変更のときなどに、確定申告書の写しが必要になる場合がありますので、確定申告書の控を保管しておきましょう。



A 居住者の場合

居住者（日本国内に「住所」を有し、または現在まで引き続いて国内に1年以上「居所」を有する個人をいう。）で収入が1か所からの給与所得のみの方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されるため、通常、確定申告を行う必要はありません。ただし、居住者である給与所得者でも、以下に当てはまる人は確定申告をしなければなりません。

- 給与の年収が、2,000万円を超える人
- 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える
- 給与を2か所以上からもらっている人で、主たる給与以外の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える人



注意

日本国外において支給を受ける給与等も原則として課税所得に含まれます。

B 非居住者の場合

非居住者（日本国内に「住所」がなく、かつ現在まで引き続いて「居所」を有している期間が1年未満の人）の人でも、日本国内において不動産収入などの一定の要件に該当する収入がある人は確定申告を行う必要があります。非居住者で収入が給与所得のみの方は、原則として一律20.42%の税率で給与から源泉徴収されますので、確定申告は不要です。

C 日本から出国する場合

確定申告すべき人が出国し確定申告期限までに再入国しない場合は、納税管理人を定め、出国日までに税務署長に届け出て申告を納税管理人に依頼するか、出国日までに確定申告書を提出し納税を済ませておく必要があります。

2-5 問合せ先



インターネットによる情報提供

国税庁のWebサイトから日本語および英語による税金に関する情報、「タックスアンサー」にアクセスできます。タックスアンサーはスマートフォンや携帯電話でも利用できます。

URL <https://www.nta.go.jp/> ※キーワード「国税庁」で検索

また、次のURLから英語による国税情報にアクセスできます。

URL <https://www.nta.go.jp/english/index.htm>



電話による問合せ

国税に関する一般的な相談は、名古屋国税局「電話相談センター」をご利用ください。

利用時間 月～金曜日（祝日、年末年始除く）8:30～17:00

利用方法

- 英語による相談
名古屋国税局「電話相談センター」 電話 052-971-2059 をご利用ください。
- 日本語による相談
最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「1」を選択してください。税務署の電話番号は要覧（J-64）をご覧ください。



3 住民税

3-1 住民税とは

1月1日現在、日本に住所を有する人は住民税の対象になります。住民税は、県民税と市町村民税に分けられますがその二つをあわせて市町村に納めます。納付には、自分で納める方法と給与や公的年金が支払われる際に差引かれて徴収される方法があります。税額は、前年の所得額を基礎に算定されます。詳しくは、市区町村役場にご相談ください。

3-2 日本から出国する場合

住民税の納税義務者は、本人出国後の納税に関する事項を処理させるため、納税管理人に関する書類を市区町村役場に提出しなければなりません。出国前に住民税の全額を納付することができる場合もあります。詳しくは、市区町村役場にご相談ください。

4 その他の税金

4-1 消費税・地方消費税

消費者が物を買ったりサービスの提供等を受けたりしたときに、その物の購入価格や提供を受けたサービスの価格に対して、標準税率10%（うち2.2%は地方消費税）又は軽減税率8%（うち1.76%は地方消費税）が消費税等として課税されます。

4-2 不動産取得税

土地や家屋を取得したときにかかる県税です。

4-3 固定資産税

毎年1月1日現在、土地や家屋、償却資産（土地・家屋以外の有形の事業用資産）を所有している人にかかる税金です。

4-4 自動車税（種別割）

自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、自動車（軽自動車・オートバイ等を含まない。）を持っている人にかかる県税です。県税事務所から納税通知書が届いたら納期限までに銀行、コンビニエンスストアなどで納めます。愛知県内の各県税事務所は、要覧（J-64）をご覧ください。

4-5 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、軽自動車、オートバイ、フォークリフトやトラクターなどの小型特殊自動車を持っている人にかかる税金です。市区町村役場から納税通知書が届いたら納期限までに銀行、コンビニエンスストアなどで納めます。





第9章 日常生活

1 住まい

1-1 公的賃貸住宅とは

公的賃貸住宅は、都道府県や市町村などの地方公共団体、公共企業などが安価な家賃で提供する住宅のことで、都道府県営住宅、区民住宅、市営住宅、町営住宅、UR 賃貸住宅などがあります。ただし、それぞれ決められた入居者資格を満たしている人しか入居できません。

1-2 公的賃貸住宅の問合せ先

愛知県営住宅

愛知県営住宅の募集の受付等については、愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所（支所）にお問合せください。各住宅管理事務所（支所）は、第12章「要覧」（J-71）をご覧ください。

受付時間 月～金曜日 9:00～17:15 （休日：土・日・祝日、年末年始）

外国語対応 事務所・支所により異なります（J-71）

県営住宅テレホンサービス 052-971-4118（日本語）

なお、現在募集中の住宅については、愛知県住宅供給公社の Web サイトで見ることができます。

URL <https://www.aichi-kousha.or.jp/prefectural/>

UR 都市機構

UR 賃貸住宅の入居については以下にお問合せください。

電話 052-968-3100
（事務所・支店によりポルトガル語・スペイン語・英語の電話通訳可）

URL <https://www.ur-net.go.jp/chintai/>
https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/sumainoshiori/english.html（英語・中国語）

言語 ポルトガル語

受付時間 毎日 9:30～18:00（年末年始は休み）

名古屋市営住宅

名古屋市営住宅や定住促進住宅については以下にお問合せください。

名古屋市住宅供給公社 管理部管理課募集係

電話 052-523-3875

受付時間 月～金曜日 8:45～17:15（木曜日は 8:45～19:00）

その他の市町村営住宅

市町村役場の住宅管理担当にお問合せください。





住まいの窓口

住まいの窓口では、愛知県営住宅、名古屋市営住宅、UR 賃貸住宅等の問合せを受け付けています。

住所 名古屋市中区栄三丁目5番12号先（栄）森の地下街
 電話 052-259-2672（愛知県営住宅） 052-264-4683（名古屋市営住宅等）
 052-264-4711（UR 賃貸住宅等）
 営業時間 月曜日～水曜日、金曜日～日曜日（第2・4水曜日・年末年始を除く）
 10:00～19:00（申込受付は、18:00 まで）

1-3 入居に必要な費用

賃貸住宅に入居するときには一般的に次のような費用がかかります。

a. 家賃

1か月の賃料のこと。毎月、指定された日にちまでに支払います。

b. 礼金

民間の住宅を借りるときに家主に支払う場合のある一時金です。解約するときには返還はされません。

c. 敷金（保証金）

家賃の滞納や部屋の修繕代に対する担保として家主に支払います。賃貸借契約を解約するときには未納家賃などを差し引いて残額があれば返還されます。

d. 共益費（管理費）

アパートの階段・通路・エレベーターなど共用部分の電気代や維持費として入居者が分担します。家賃とは別に支払います。

e. 仲介手数料

不動産業者を通じて契約をしたときに物件を仲介した報酬として不動産業者に支払います（おおむね家賃の半月～1か月分）。

f. 損害保険料

民間の賃貸住宅の場合は、借主が失火や水漏れ等で大家に損害を与えた場合に備え、火災保険等の加入を入居条件とされる場合があります。

2 電気・ガス・水道

転居する場合は電気・ガス・水道の手続きが必要です。

9



電気の問合せ先

各電力会社または家主等に連絡してください。電話番号は、検針票または振込用紙に記載されています。お問合せの際は、「住所」「名前」「電話番号」「お客さま番号（検針票等に記載されている13桁の番号）」を伝えてください。



ガスの問合せ先

ガスには都市ガスとプロパンガス（LP ガス）の2種類があります。都市ガスは配管を使って広いエリアに供給されますが、その他の区域ではボンベに貯蔵するプロパンガスを使うことになります。また、ガス機器には、使用できるガスの種類が明記されています。ガス機器がガスの種類と合っているか、必ず確認してください。ガスの使用には十分注意し、器具の使い方をよく確認してから使しましょう。

a. 都市ガス

ガス会社を家主等に確認して、近くの営業所などに連絡してください。

b. プロパンガス

ガスの検針票に販売店の連絡先が書いてあります。分からない場合は家主等に確認してください。





水道の問合せ先

居住する市区町村役場の水道担当部局にお問合せください。

3 ごみ

3-1 ごみの分別

家庭のごみは、地域で決められたルールに従って正しく仕分けし、決められた日時、決められた場所に出しましょう。これらを守らないと、地域の住民に迷惑となり、トラブルの原因になります。ごみの分け方は地域によって異なります。ごみの分け方、収集の日時、場所等は、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

3-2 家電製品のリサイクル

エアコンやテレビ、冷蔵庫などの家電製品には、資源として活用できる部品がたくさんあります。各家電製品（業務用家電を除く。）は、家電リサイクル法に基づき、資源として再利用されます。廃棄するときは、購入したお店、あるいは買い換えるお店等にリサイクル料金、収集運搬料金を払って引き取ってもらいます。なお、購入したお店が分からない、買い換える予定もないという場合は、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

対象となる家電製品

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

※ パソコンはメーカーが無料で回収します（ただし、リサイクルマークが付されたものに限る。）のでお手持ちのパソコンメーカーに相談してください。

4 電話・インターネット・NHK 放送

4-1 電話やインターネットの新規加入

電話には、大きく分けて電話回線を使って自宅や会社に設置する固定電話と移動しながら通話できる携帯電話等があります。電話回線を使う固定電話のほか、インターネットをアクセス回線とする固定電話（IP 電話）もあります。インターネットプロバイダーと契約を結ぶとパソコンや携帯機器などからインターネットにアクセスすることができます。インターネットを通して電子メールのやり取りや映像通話を始め、世界とつながる様々なサービスにアクセスできます。電話回線があれば接続できる ADSL 方式のほか、光ファイバーによる光インターネットなどもあります。電話やインターネットの料金やサービスなどは会社によって異なりますので、比較検討してから契約するとよいでしょう。

4-2 NHK 放送

日本放送協会（NHK）の放送を受信できるテレビ（チューナー内蔵パソコン、ワンセグ対応端末などを含みます）を設置された場合は、法律により NHK と契約を結び受信料を支払う必要があります。契約手続きや受信料免除制度などについて詳しくは NHK にお尋ねください。

NHK 受信料情報 URL （多言語） <http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/>

放送受信契約の受付 （日本語のみ） 0120-151515 9:00～20:00（土・日・祝日も受付）

NHK ナビダイヤル （日本語のみ） 0570-077-077 ※12月30日17:00から1月3日まででは利用できません。

スマートフォンサイト （日本語のみ）



5 郵便

郵便に関することは、郵便局の郵便窓口やゆうゆう窓口などで取扱っています。「〒」がシンボルマークで、郵便局のほか、コンビニエンスストアなど切手などを売っている店にはすべてこのマークがついています。



問合せ先

郵便局については、以下にお問合せください。

日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター（国際電話からは不可）

電話 0570-046-111（英語、通話料有料）（携帯電話からも可）
0120-23-28-86（日本語、フリーコール（携帯電話からは不可））
0570-046-666（日本語、通話料有料（携帯電話からも可））

受付時間 月～金曜日 8:00～21:00
土・日・祝日 9:00～21:00

URL **【よくある質問】**

https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/index2.html（日本語）

https://www.post.japanpost.jp/question/index_en.html（英語）

【国際郵便】

<https://www.post.japanpost.jp/int/question/index.html>（日本語）

https://www.post.japanpost.jp/int/question/index_pt.html（ポルトガル語）

https://www.post.japanpost.jp/question/index_en.html（英語）

https://www.post.japanpost.jp/int/question/index_cn.html（中国語）

https://www.post.japanpost.jp/int/question/index_kr.html（韓国語）

6 送金

6-1 国内への送金

受取人が銀行に口座を持っている場合は口座振込みが利用できます。手数料は、振込先銀行や支店、振込金額によって異なりますが、無料～880円程度です。なお、10万円を超える現金による振込みを行う場合は本人確認が必要です。で、パスポートや在留カードなどととも申し出てください。

6-2 海外への送金

銀行や国際送金取扱郵便局から海外に送金することができます。海外の銀行に口座を開設していれば、日本の銀行や国際送金取扱郵便局から送金の手続きができます。また、送金小切手を使って海外に送金することもできます。なお、送金には、本人確認書類及び送金目的等の確認等事前にチェックが必要です。海外送金は、送金人と受取人の双方が銀行口座を持っている場合に利用することができます。所要日数や手数料などは様々ですので、各銀行にお問い合わせください。

なお、申込みにあたっては、本人確認書類のほか、取引の内容、状況等に応じて、追加での確認を求められる場合があります。

（参考）一般社団法人全国銀行協会「銀行をご利用のお客さまへのお知らせ」

<https://www.zenginkyo.or.jp/special/am1201806/>

また、資金移動業者（内閣総理大臣の登録を受けている業者）を利用すれば、窓口やインターネット、コンビニ端末などで1回あたり100万円までの海外送金ができます。





第10章 交通

1 交通ルール

県内では交通事故が多発し、外国人が被害者や加害者となる場合も見られます。交通事故にあわないために、次のような基本的なルールをしっかり守ってください。

歩行者

- 歩道があるところでは、必ず歩道を通ってください。
- 歩道がないところでは、道路の右側端を歩いてください。
- 道路を横断するときは、信号交差点では信号機（歩行者用信号機）に従い、横断歩道を利用してください。

自転車

- 車道の左側端を一列で通行してください。
- 「歩道通行可」の標識のあるときは歩道を通行できます。
- 「歩道通行可」の標識がない歩道でも、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、一定の身体障害のある人は通行できます。また、交通の状況から見て、道路工事や駐車車両があるなど、やむを得ない場合も歩道を通行することは認められます。
- 歩道を通行できる場合でも、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- 13歳未満の子どもを自転車に乗せるときは、ヘルメットを着用させるようにしましょう。
- 2人乗りや傘さし運転、スマートフォンや携帯電話を使用しながらの運転は法律で禁止されています。
- 踏切や一時停止場所では、必ず止まって左右の安全を確認してから通行してください。
- 信号機のある交差点では、信号機に従って通行してください。
- お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。法律で禁止されています。

10 自動車(原付及び自動二輪を含む)

- 国内で有効な運転免許（J-52の3-2）を取得していない人は絶対に自動車の運転をしてはいけません。
- 歩行者、自転車の安全に十分配慮しましょう。
- お酒を飲んだら絶対に自動車の運転をしてはいけません。また、お酒を飲んだ人に自動車を貸したり、自動車を運転する人にお酒を勧めたり、お酒を飲んだ人に運転を依頼し同乗すると罰せられます。
- 交通法規を守り、信号機、交通標識、道路標示に従ってください。
- 自動車に乗るときは、後部座席を含む全席のシートベルトの着用を確認してください。また、バイクに乗るときは、必ずヘルメットを着用してください。
- 6歳未満の幼児を乗せるときはチャイルドシートを正しく着用させてください。
- 交通標識や道路標示で最高速度が指定されているところでは、その速度を超えてはいけません。
- 自動車や原動機付自転車を運転するときはスマートフォンや携帯電話を使用してはいけません。法律で禁止されています。
- 交通事故を起こしたときは、必ず警察（110番）に連絡してください。（詳しくは、本章のJ-56の3-9を参照してください。）



2 公共交通機関

2-1 鉄道・地下鉄

愛知県内では、名古屋市営地下鉄、JR、名鉄、近鉄などが運行しています。切符は自動券売機で購入できます。通常、自動券売機の上に路線図があり、駅名と料金を調べることができます。12歳未満の小児（中学生以上は大人）は半額、6歳未満の幼児は保護者（同伴の大人もしくは小児）1人につき2人（名古屋市営地下鉄は4人）まで無料です。また、乗り越しをした場合は、駅の乗り越し精算機または運賃精算所で精算します。1日乗車券や定期券など割安な切符もあります。また、1枚のカードで鉄道や地下鉄に乗ることができる「マナカ」や「トイカ」、「ピタパ」を始めとする多くの交通系ICカードもあります（名鉄の蒲郡線、広見線の一部を除きます。）。特急券や指定券は駅の窓口で1か月程前から購入することができます。

主な鉄道会社問合せ先

鉄道会社名	URL	電話番号	受付日時
名古屋市交通局（市バス・地下鉄テレホンセンター）	http://www.kotsu.city.nagoya.jp/ （多言語あり）	052-522-0111	8:00~19:00 年中無休 （日本語のみ）
JR東海（JR東海テレホンセンター）	https://jr-central.co.jp/ （日本語・英語・中国語・タイ語・韓国語・フランス語・ドイツ語）	050-3772-3910 音声に従って「2」を選択	6:00~24:00 年中無休
名鉄（お客さまセンター）	https://top.meitetsu.co.jp/ （多言語あり）	052-582-5151	8:00~19:00 月～金曜日 8:00~18:00 土日祝（年末年始含む）
近鉄（近鉄電車テレホンセンター）	https://www.kintetsu.co.jp/ （多言語あり）	050-3536-3957	8:00~21:00 年中無休

2-2 バス

バスには、料金が均一のものと同乗車距離によって金額が変わるものがあります。均一料金の場合は、通常、乗車時に運転席の横にある料金箱にお金を入れます。乗車距離によって料金が変わる場合は、乗車時に整理券を取り、降車時に、前方上部にある運賃表で整理券の番号の料金を確認した上で料金箱に支払います。バスにも、1日乗車券や定期券などがあります。また、1枚のカードで名古屋市交通局、名鉄バス、ゆとりーとラインのバスに乗車できるICカード「マナカ」もあります（名鉄バスの蒲郡地区を除きます。）。バスの場合、降りることを運転手に知らせなければいけません。自分の降りる停留所がアナウンスされたら窓際や天井付近にあるボタンを押してください。

2-3 タクシー

タクシーを利用するには、

- ① 電話にてタクシー会社への配車依頼をする。
- ② タクシーを正面から見て、フロントガラス右側に赤い文字で「空車」と表示されているタクシーを、手を挙げて停車させて利用する。
- ③ タクシー乗場にて利用する。
- ④ タクシー配車用スマートフォンアプリにて、乗車したい場所までタクシーを呼び利用する。アプリ配車では乗車場所、降車場所を入力するため、言語が通じなくても簡単に利用できるほか、料金目安（その時の交通状況により多少異なる場合あり）がわかります。

料金は、走行距離および走行時間によって加算されます。支払いは現金、クレジットカード、ペイ（QRコード）、電子マネー等で決済できるタクシーが多くなりましたが、乗る前に乗務員へ確認してください。

また、車椅子や寝台を利用されている方も容易に移動ができるリフト付きの介護・福祉タクシーも利用できます。身体障害者手帳の交付を受けている方は割引制度があります。詳しくは市町村役場にお尋ねください。



2-4 空港

県内には2つの空港があります。中部国際空港（セントレア）は、中部地域の空のゲートウェイとして国内線・国際線の充実した航空ネットワークを誇る国際拠点空港であり、県営名古屋空港は、通勤航空、ビジネス機など小型機の拠点空港です。

A 中部国際空港（セントレア）



セントレア テレホンセンター

住所 〒479-0881 常滑市セントレア1-1
電話 0569-38-1195 (6:40~22:00 年中無休)
URL <https://www.centrair.jp/>

B 県営名古屋空港



名古屋空港総合案内所

住所 〒480-0202 西春日井郡豊山町大字豊場
電話 0568-28-5633 (7:00~21:00 年中無休)
URL <https://nagoya-airport.jp/>

3 自動車

日本で自動車やバイクを運転するときには運転免許が必要です。また、運転免許証は運転するときには必ず携帯していなければなりません。

3-1 外国の運転免許

A 国際運転免許証

日本国内で運転できる国際運転免許証は、ジュネーブ条約(1949.9.19)締約国が発給したものに限り、運転できる期間は、次の2つの要件が同時に満たされていることが必要です。

- 国際運転免許証の有効期間(発給の日から1年間)内であること
- 日本に上陸した日から1年間であること



出入国の条件

日本に住民登録されている日本人及び住民登録をし再入国許可を受けて出国した外国人が、出国の日から3か月に満たない期間内に再び日本に上陸した場合、「日本に上陸した日から1年間」の起算日にはなりません。

B 外国運転免許証

ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、エストニア、スイス、台湾の運転免許証は、日本語翻訳文(当該免許証を発給した外国等の行政庁等、領事機関または日本自動車連盟(JAF)で翻訳されたものに限る。)を添付したものに限り、運転できる期間は、次の2つの要件が同時に満たされていることが必要です。

- 外国運転免許証の有効期間内であること
- 日本に上陸してから1年を超えないこと

日本自動車連盟(JAF) 外国免許証の日本語翻訳文申し込み案内

<http://www.jaf.or.jp/inter/translation/> (日本語)

<http://www.jaf.or.jp/e/translation/switch.htm> (英語)



出入国の条件

上記の国際運転免許証に同じ



3-2 日本の運転免許

A 外国運転免許の切り替えによる運転免許の取得

次の要件を満たす人は運転免許試験場または東三河運転免許センターで日本の免許証への切り替えを申請できます。

- a. 正規に発行され、発行国において有効な外国免許証を所有していること
- b. 外国免許取得後、発行国に通算して3か月以上滞在していたこと

申請時に書類審査した後、適性試験・知識確認および実技確認（後日）に合格すると運転免許証が交付されます。ただし、知識確認・実技確認が免除となる国が一部あります。

必要書類

- a. 外国免許証（免許証と身分証明書等の携帯が必要とされる場合は身分証明書等）
 - b. 外国免許証の日本語翻訳文（当該免許証を発給した外国等の行政庁または領事機関、または一般社団法人日本自動車連盟（JAF）のいずれかの作成したものに限りです。）
 - c. 出国および入国年月日がすべて押印されている新旧すべてのパスポート（複数お持ちの人は全て提出してください。）
 - d. 在留カード
 - e. 国籍等（本籍）記載の愛知県内在住の住民票の写し（コピーは不可）
 - f. 申請用写真1枚 ※申請前6か月以内に撮影した、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭を識別できる範囲内において、頭部を布等で覆う者である場合を除く。）正面・上三分身・無背景（縦3cm×横2.4cm）のもの。
 - g. 日本の運転免許証
 - ・現在、有効な日本の運転免許証を所持している人はその運転免許証
 - ・過去に取得していた人は、その運転免許証
 - h. その他
 - ・外国免許の経歴証明書、滞在証明書などが必要になる場合があります。
 - ・国や取得状況によっては、他に書類が必要となる場合があります。
- ※ 詳細については愛知県運転免許試験場（平針）（電話：052-802-3211）または東三河運転免許センター（電話：0533-85-7181）に直接お尋ねください。

注意事項

日本語ができない人は必ず通訳を同伴してください。

参考書として、外国語版の交通教則本（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）が一般社団法人日本自動車連盟（JAF）（電話：052-872-3685）から販売されています。

B 免許の取得

日本では「自動車教習所」で実技や学科の勉強をしてから運転免許を取得するのが一般的です。普通自動車免許の場合、およそ30万円前後の費用がかかります。期間は自動車教習所により様々ですから、詳しくは各教習所にお尋ねください。指定自動車教習所を卒業すれば技能試験が免除され、公安委員会が実施する学科試験（日本語のほか、ポルトガル語、英語、中国語で実施）と適性試験に合格すれば免許証が交付されます。なお、指定自動車教習所の教習は日本語で行われます。

C 運転免許証の更新

最初に交付される運転免許証の有効期限は交付日から3回目の誕生日の1か月後までです。その後、有効期間は免許保有者の年齢や違反等の有無により3～5年となります。更新手続きは、運転免許試験場、東三河運転免許センターおよび免許証更新窓口がある住所地の警察署にて行います。なお、免許証更新が可能な窓口については、公安委員会から個々に発送される更新連絡書により通知されます。更新をしないと運転免許は失効（無効）し、新たに免許試験を受け直さなければならない場合もあります。





必要書類

- a. 運転免許証更新連絡書（ハガキ）
- b. 運転免許証（免許停止中の人は運転免許停止処分書）
- c. 同時に住所変更する場合は、新住所が確認できる書類（在留カード、特別永住者証明書、新住所に届いた郵便物など）
- d. 同時に本籍、国籍、氏名、生年月日を変更する場合は、国籍（日本人は本籍）の記載がある住民票の写し（コピーは不可）
- e. 手数料（優良運転者：3,000円 / 一般運転者：3,300円 / 違反運転者：3,850円 / 初回更新者：3,850円 / 70歳以上の人：2,500円）

D 運転免許の申請に関する問合せ先



愛知県運転免許試験場（平針）

- 住所 〒468-8513 名古屋市天白区平針南3-605
 電話 【代表】052-801-3211（日本語のみ）
 【担当係の電話番号】（受付時間 月～金曜日 8:45～17:15）
- 更新・再交付・記載事項変更・国外運転免許証の発給に関すること。
052-800-1351
 - 受験・期限切れ手続き・外国免許証からの切り替えに関すること。
052-800-1352
 - 高齢者講習に関すること。
052-800-1353



東三河運転免許センター

- 住所 〒442-0067 豊川市金屋西町2-7
 電話 0533-85-7181（日本語のみ）

3-3 運転免許の点数制度

点数制度とは、交通事故や信号無視、速度超過、駐車違反、携帯電話等を使用しながらの運転などの交通違反に対して一定の点数を付加し、合計点が一定の基準に達すると免許取消しや免許停止などの処分を与えるものです。

3-4 自動車の登録

自動車を購入したときには、自動車の登録手続きが必要です。また、他人から譲り受けたり他人に売却したりしたときは、所有者の移転登録をしなければなりません。自動車の登録に関する情報は、インターネットでも見ることができます。

URL <http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/toroku/index.htm>



移転登録に必要な書類（普通車の場合）

- a. 申請書
- b. 手数料納付書
- c. 自動車検査証
- d. 印鑑登録証明書（新・旧所有者のもので発行後3か月以内）
- e. 所定の譲渡証明書
- f. 新・旧所有者の実印（代理人が申請する場合は所定の委任状に押印）
- g. 車庫証明書（管轄の警察署で交付を受けたもので発行後おおむね1か月以内のもの）
- h. 住民票の写し（自動車検査証に記載してある所有者の住所、氏名等が印鑑登録証明書と異なる場合）

詳しくは、愛知運輸支局または自動車検査登録事務所（軽自動車については軽自動車検査協会）にお尋ねください（J-55の3-7）。



3-5 自動車の抹消登録

自動車の使用をやめたときや、自動車が滅失、解体等によりなくなった場合には抹消登録を行う必要があります。

必要書類（普通車の場合）

- a. 申請書
- b. 手数料納付書
- c. 自動車検査証
- d. ナンバープレート
- e. 印鑑登録証明書（所有者のもので発行後3か月以内）
- f. 所有者の実印（代理人が申請する場合は所定の委任状に押印）
- g. 住民票の写しく自動車検査証に記載してある所有者の住所、氏名等が印鑑登録証明書と異なる場合>
- h. 解体情報（リサイクルの移動報告番号と解体報告受領日）<解体の場合>
- i. 所有者の個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等）および所有者の身分を証明する書類（個人番号カード、運転免許証等）<所有者が重量税還付申請を行う場合>
- j. 所有者の個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等）、代理人の身分を証明する書類（個人番号カード、運転免許証等）および代理人の印鑑<代理人が重量税還付申請を行う場合>

詳しくは、愛知運輸支局または自動車検査登録事務所（軽自動車については軽自動車検査協会）にお尋ねください。（J-55の3-7）。

3-6 車庫証明

自動車を保有するには、車庫証明（道路以外の場所に駐車スペースを確保していることを証明するもの）が必要です。住所地（使用の本拠の位置）から2キロメートル以内に駐車スペースが確保できたらその駐車スペースを管轄する警察署に自動車保管場所証明申請書を提出します。適正に車庫が確保されていると認められると、車庫証明書と保管場所標章が交付されます。保管場所標章は車両の後面ガラス左側等見やすい箇所に貼付してください。また、軽自動車についても保管場所の届け出が必要な地域がありますので、詳しくは最寄りの警察署にお尋ねください。

必要書類

（普通車の車庫証明）

- a. 証明申請書（2枚）
- b. 標章交付申請書（2枚）
- c. 所在図・配置図
- d. 保管場所の使用承諾証明書（駐車場の賃貸借契約書の写しでも可）または自認書
- e. 手数料 申請時 2,200円、証明交付時 500円（愛知県収入証紙のみ受付可）

（軽自動車の保管場所届出）

- a. 保管場所届出書
- b. 標章交付申請書（2枚）
- c. 所在図・配置図
- d. 保管場所の使用承諾証明書（駐車場の賃貸借契約書の写しでも可）または自認書
- e. 手数料 500円（愛知県収入証紙のみ受付可）

申請・届出用紙は、県内警察署の交通課で無料にてお渡ししています。また、愛知県警ホームページから、エクセル様式をダウンロードすれば一括で入力可能です。

URL <http://www.pref.aichi.jp/police/shinsei/koutsu/shako/chusha/index.html>



3-7 自動車の検査（車検）

自動車が安全・環境基準に適合しているかどうかを国が一定期間ごとにチェックするのが、自動車の検査（いわゆる車検）です。この検査に合格して、有効な自動車検査証（いわゆる車検証）の交付を受けていなければ運行することはできません。自動車検査証の有効期間は、自家用乗用車の場合、初回は3年、2回目以降は2年です（新車の初回だけ3年になります。）。詳しい手続き等については最寄りの運輸支局または自動車検査登録事務所にお尋ねください。

問合せ先

ナンバー	中部運輸局（軽自動車を除く）	電話番号	管轄区域
	軽自動車検査協会（軽自動車）		
名古屋	愛知運輸支局 〒454-8558 名古屋市中川区北江町1丁目1-2	050-5540-2046	名古屋市、半田市、津島市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、愛西市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、阿久比町、武豊町、東浦町、美浜町、南知多町、大治町、蟹江町、飛島村
	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 〒455-0052 名古屋市港区いろは町2丁目56-1	050-3816-1770	
尾張 小牧 ※1 一宮 ※2 春日井 ※3	小牧自動車検査登録事務所 〒485-0074 小牧市新小木3丁目32	050-5540-2048	※1 瀬戸市、犬山市、江南市、清須市、小牧市、稲沢市、岩倉市、尾張旭市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町 ※2 一宮市 ※3 春日井市
	小牧支所 〒485-0074 小牧市新小木3丁目36	050-3816-1773	
三河 ※1 豊田 ※2 岡崎 ※3	西三河自動車検査登録事務所 〒473-0917 豊田市若林西町西葉山46	050-5540-2047	※1 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市 ※2 豊田市 ※3 岡崎市、幸田町
	三河支所 〒473-0917 豊田市若林西町西葉山48-2	050-3816-1772	
豊橋	豊橋自動車検査登録事務所 〒441-8077 豊橋市神野新田町字京ノ割20番3	050-5540-2049	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
	豊橋支所 〒441-8077 豊橋市神野新田町字京ノ割18	050-3816-1771	

10

3-8 自動車保険

A 強制保険（自動車損害賠償責任保険）

自動車保険には強制保険と任意保険の2種類があります。日本では、すべての自動車の所有者に自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）への加入が法律で義務付けられており、自動車の購入や車検のときに自動的に加入されます。この保険は自動車またはバイクを運転中に他人を死傷させた場合のみ適用され、被害者の人的損害を限度額まで補償するものです。事故によっては多額の賠償金がかかり自賠責保険では十分ではない場合があるので、さらに任意保険に入ることをおすすめします。

B 任意保険

強制保険の対象とならない対物損害（他人の物を壊すなどの事故）や車両損害（自動車を盗まれるなどの事故）、事故の賠償額が自賠責保険の支払限度額を超える対人損害などに対して支払われます。任意保険は民間の保険会社で加入できます。



3-9 交通事故

万一、交通事故にあった場合は、落ち着いて次のように対応してください。

- a. 自動車を運転しているときは、他の交通の妨害にならないよう安全な場所に自動車を移動させ、エンジンを切ります。
- b. 負傷者がいるときは、消防（119番）に電話し、救急車が到着するまでの間、安全な場所を確保し、応急手当を行ってください。
- c. すぐに警察（110番）に電話し、事故にあった時間、場所、負傷者の数や負傷の程度などを伝え、指示を受けてください。
- d. 警察官が到着するまで、事故現場を離れないでください。

交通事故を起こしたまま警察に連絡せずに、その場から逃げると罪になり、罰せられます。

交通事故に関する相談窓口は、要覧（J-65）をご覧ください。

4 自転車

自転車は車と同じ、車両です。愛知県では飲酒運転や信号無視などの危険行為を3年以内に2回以上繰り返す自転車運転者を対象に行う自転車運転者講習制度を設けています。安全に利用しましょう。

URL:<http://www.pref.aichi.jp/police/koutsu/jitensha/kousyu.html>（ポ・英・中・ベ）

4-1 自転車の安全利用について

- a. 自転車安全利用五則を守りましょう
 - ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
 - ④ 安全ルールを守る
 - ・二人乗り・並進走行の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認、飲酒運転の禁止など
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
 - ・大人もヘルメットを着用しましょう
- b. 自転車保険に加入しましょう
自転車は安全に利用しないと事故の加害者になることもあります。近年、自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいます。万が一の時に備えて、自転車保険に加入しましょう。
 - ※ 自治体によっては、自転車保険への加入が義務付けられています。お住まいの自治体のHPなどで、御確認下さい。

4-2 自転車の点検・整備と付帯保険

自転車安全整備店で自転車の点検・整備を受けると、TSマークが貼付されます。TSマークには、賠償責任保険と傷害保険と傷害保険（自転車賠償責任保険）が含まれます。自転車賠償責任保険とは自転車の使用している時に起こった事故により生命または身体の損害を填補する保険です。個人賠償責任保険でも付帯することも多いので、まずは補償の対象となっているか確認しましょう。TSマークの有効期限が1年間ですので1年に1度、自転車の点検・整備を受けることをお勧めします。



傷害補償：入院15日以上（一律）1万円
死亡・重度後遺障害/1～4級（一律）30万円
賠償責任補償：死亡・重度後遺障害/1～7級限度額1,000万円



傷害補償：入院15日以上（一律）10万円
死亡・重度後遺障害/1～4級（一律）100万円
賠償責任補償：死亡・重度後遺障害/1～7級限度額1億円
入院15日以上（一律）10万円





第11章 緊急のとき

1 緊急電話のかけ方

! 火事・けが・急病

火事やけが、急病のときは119番に電話をかけてください。119番は全国共通で24時間体制をとっており、通話料は無料です。

1. 局番なしで直接119をダイヤル（プッシュ）する。公衆電話の場合は、緊急用の赤いボタンを強く押します。
2. 「火事」か「救急（けが・急病）」かをはっきり告げ、場所、名前を落ち着いて伝えます。
3. 119番の通信員に伝える主な内容

（例）火事の場合

- ・何が燃えているのか。
- ・逃げ遅れやけが人の有無。

救急の場合

- ・誰がどうしたのか。
- ・意識の有無。
- ・どこが痛い、苦しいのか。

4. その他119番の通信員の質問に落ち着いて回答してください。

! 交通事故・犯罪

交通事故や犯罪が起きたときは110番に電話をかけてください。110番は全国共通で24時間体制をとっており、通話料は無料です。

1. 局番なしで直接110をダイヤル（プッシュ）します。
2. いつ、どこで、何が起きたかできるだけ正確に告げ、自分の名前を伝えます。
3. 警察官の質問に対して落ち着いて答えます。

（例）

（時）、（詳細な場所）で交通事故（盗難／けんか等）がありました。

私は（名前）で、交通事故（盗難／けんか等）の当事者（目撃者等）です。

連絡先は（電話番号・携帯電話）です。

※必要があれば、通訳人に転送し、三者通話をすることがあります。（通訳人が不在の場合もあります。）警察官が話しかけるまで電話を切らずにお待ちください。

! 愛知県警ホームページ（多言語版）

県警ホームページでは、多言語で防犯や防災に関する情報を掲載しております。

詳しくは下記のWebサイトをご覧ください。

URL <https://www.pref.aichi.jp/police/other-languages/index.html>



2 地震

日本は地震の多い国です。愛知県を含む東海地域では、南海トラフにおいておよそ100年から150年程度の周期で繰り返し発生するマグニチュード8クラスの大規模な海溝型地震により、甚大な被害を被っています。また、活断層型地震として、1891年（明治24年）の濃尾地震や1945年（昭和20年）の三河地震によっても大きな被害が生じています。



マグニチュードと震度

マグニチュード（M）は地震により発生するエネルギー、地震そのものの大きさをあらわします。一方、震度は地震の揺れの度合いをあらわします。同じ地震でも、各場所での震度が異なり、震源から離れると震度が弱くなります。マグニチュードは世界共通のものさしで、その値が1大きくなるとエネルギーは約31倍になります。一方、震度は日本で10階級（0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）であらわします。例えば、震度6弱では、立っていることが困難で、耐震性の低い木造住宅では倒れるものがあります。

2-1 南海トラフ地震

トラフとは、海底にある深さ6,000mまでの細長い溝を意味します。南海トラフと呼ばれる深さ4,000m級の溝は、日本列島の太平洋側に位置し、静岡県駿河湾から九州にかけて伸びています。この南海トラフでは、東海地震、南海地震や南海地震といった大地震がおよそ100年から150年おきに繰り返し起きています。

今後、30年以内に南海トラフにおいて、マグニチュード8~9クラスの地震が発生する確率は70~80%とされています。少しでも被害を軽減するためには、日頃から地震に備えることが非常に大切です。

2-2 地震への備え

- 可能な限り1週間程度の飲料水・食料を備蓄しておきましょう（最低でも3日分程度）。なお、避難する際に持ち出す袋やかばんには、携帯ラジオや懐中電灯などを入れておくと非常時に役立ちます。
- 1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された住宅については、耐震性が不十分である可能性があります。耐震診断を受け、「倒壊の可能性がある」と診断された場合は、耐震改修や建て替えを検討してください。
- 家の中の家具や電化製品類の固定、ガラス飛散防止フィルムの貼り付けなどを行いましょう。
- 家の間取りや家具の配置などを考慮して、安全に身を守ることができる場所を確認しておきましょう。
- 避難する場所とその経路、家族との連絡方法を事前に確認しておきましょう。
- 地域で行われる防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- 地震の基礎知識や家庭でできる日頃の備えについて、「防災チェックガイド」で確認しておきましょう。
※「防災チェックガイド」については、J-59をご覧ください。

2-3 地震が起きたら

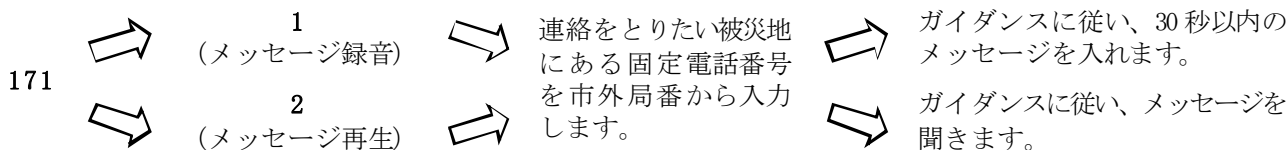
- 建物の中では、転倒のおそれがある家具から離れ、テーブルの下など、身を守ることのできる場所で揺れが収まるのを待ち、自分の身を守りましょう。
- 揺れが収まったら、使っている火をすぐ消し、ガスの元栓を閉め、出火防止に努めましょう。
- 出火のおそれがないことを確認したら、扉を開けて非常脱出口を確保しましょう。
- 避難する前には、水道の元栓を閉めるとともに、電気が復旧したときに、壊れたり倒れたりした電化製品に通電して火災が発生すること（通電火災）を防ぐために、電気のブレーカーを切っておきましょう。なお、感震ブレーカーを取付けておくことも有効です。
- 屋外ではブロック塀や自動販売機の倒壊、窓ガラス、看板などの落下物に注意しましょう。
- 海岸付近にいる場合は、津波の危険性があるのですぐに高いところに避難しましょう。
- 自動車を運転中の場合はハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落として道路の左側に止め、エンジンを切りましょう。避難が必要なときは、キーを付けたまま、ドアロックをせずに、車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難しましょう。



2-4 災害用伝言ダイヤル

地震などの大災害発生時には、被災地に安否確認、お見舞いなどの電話が殺到し、電話がつながりにくくなる状況が数日間続きます。「災害用伝言ダイヤル（171番）」は災害発生時には、電話の通信状況に応じて家族、親類、知人などの安否確認や情報連絡に利用できるサービスです。まず171番をダイヤルし、流れてくるガイダンスに従って伝言の録音・再生を行います。また、各携帯電話会社から災害用伝言板サービスが提供されています。

基本的な操作



ガイダンスは日本語のみで、海外から利用することはできません。原則として相手の電話番号までの通話料がかかります。毎月1日と15日、正月三が日、防災週間（毎年8月30日～9月5日）や防災とボランティア週間（毎年1月15日～21日）などに災害用伝言ダイヤルを体験できます。



災害用伝言板（Web171）

パソコンやスマートフォンから固定電話番号や携帯電話・PHS番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

URL <https://www.web171.jp/>

なお、各携帯電話およびPHS提供会社も災害用伝言板のサービスを提供しています。詳しくは、各事業者にお尋ねください。

3 台風・集中豪雨

日本では、夏から秋にかけて台風が接近しやすくなります。台風が来ると強風や豪雨により洪水や土砂災害などの被害が出る場合があります。ラジオやテレビなどで台風情報に注意し、台風が近づいたら旅行、登山、釣り、海水浴などは控えましょう。また、短時間に集中的な大雨が降る集中豪雨や局地的大雨による被害が全国的に発生しています。台風や集中豪雨に備えて、日ごろから近くの避難場所を確認しておくことが大切です。

4 罹災証明

地震や風水害、火事などの被害にあつて、税の減免や猶予などを受ける場合には、罹災証明が必要です。申請書は住所地の市区町村役場（火事を除く）または消防本部（火事のみ）にあります。

5 ガス漏れ

ガス臭いときやガス漏れ警報器が鳴ったときは危険です。このようなときは次のように対処してください。

- 窓や戸をあけましょう。
- ガス栓やメーターガス栓を閉め、火を使わないようにしましょう。
- 換気扇をはじめ、電気器具のスイッチには、絶対に手を触れないでください。スパークによる爆発の原因となります。
- ガス会社、ガス販売店に連絡しましょう。

6 防災チェックガイド

外国人住民の防災意識と自助力の向上を目的として、当協会が「防災チェックガイド」を作成しています。この冊子は、外国語（ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語）とやさしい日本語が併記してあります。下記のアドレスからPDF版のダウンロードができます。

URL <http://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/bosaiuidebook/index.html>





第12章 要覧

1 (公財) 愛知県国際交流協会

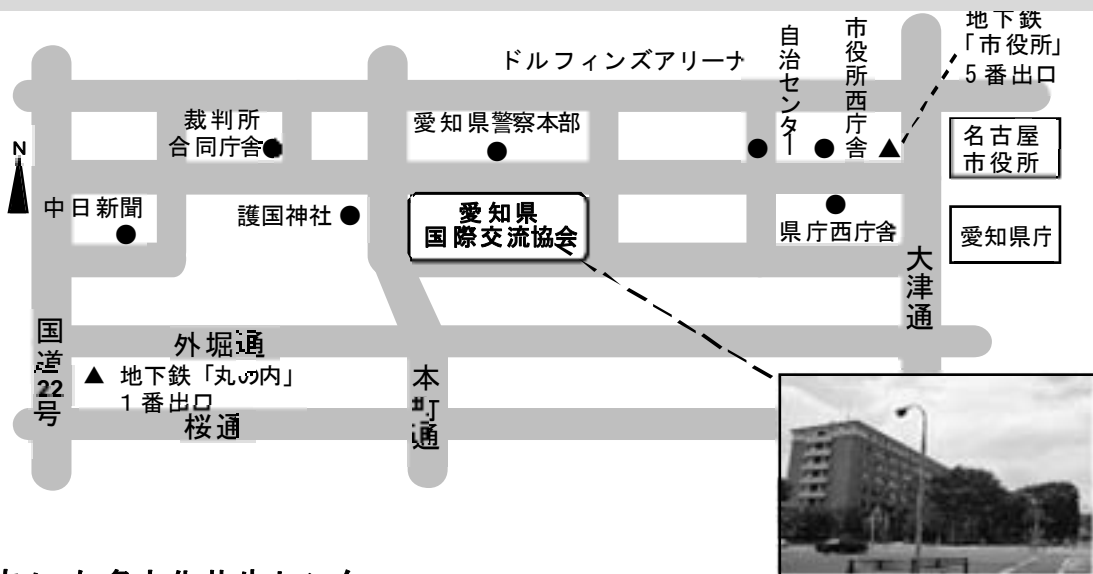
(公財) 愛知県国際交流協会には、多文化共生センター、図書コーナーのほか、登録ボランティア向けの「ボランティアルーム」や登録団体が利用できる「団体交流室」などがあります。また、様々な講座、講演会、イベントなども開催しています。世界各国の情報収集の場として、また交流を深め広げていく場として、ぜひご利用ください。



住所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎1・2階

開館日 月～木・土曜日 10:00～18:00 (ただし、祝日および年末年始(12/29～1/3)を除く)
金曜日 10:00～20:30

交通手段 地下鉄名城線「市役所」5番出口より徒歩5分
または地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」1番出口より徒歩10分



A あいち多文化共生センター

12

① 多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び支援

外国人の生活相談を実施しています。また、複雑な問題に対しては、多文化ソーシャルワーカーが継続した支援を行います。

日本語、ポルトガル語	月～土曜日	10:00～18:00
スペイン語	月・水・金曜日	13:00～18:00
英語	月～土曜日	13:00～18:00
中国語	月曜日	13:00～18:00
フィリピン語/タガログ語	水曜日	13:00～18:00
ベトナム語	土曜日	13:00～18:00
ネパール語	火曜日	13:00～18:00
インドネシア語	土曜日	13:00～18:00
タイ語	水曜日	13:00～18:00



上記の時間帯は、語学スタッフによる対応となります。なお、それ以外の日時(ただし、休館日を除く月～土曜日の午前10時から午後6時まで)においては、電話通訳等によって、上記言語に韓国・朝鮮語及びミャンマー語を加えた12言語で対応します。(ただし、通信状況等によっては対応不可の場合もあります。)



- ② 外国人のための無料弁護士相談 第2・4金曜日 13:00～16:00 (予約制)
ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語は通訳が付きます。
- ③ 在留関係の相談 第3水曜日 13:00～17:00 (予約制)
- ④ 労働関係の相談 第2月曜日 13:00～17:00 (予約制)
- ⑤ 消費生活相談 第4月曜日 13:00～16:30 (予約制)

③④⑤の専門相談対応言語は次の通りです

日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語



問合せ先

電話 052-961-7902 FAX 052-961-8045
Eメール sodan@aia.pref.aichi.jp

B Web サイト (i-net)

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/>

<https://www.facebook.com/112047513537009/>

6言語により、イベント情報や外国人向けの生活情報などを提供しています。

C 図書コーナー

国際交流や外国文化に関する図書や、日本語学習のテキスト、参考書類、外国語で書かれた日本紹介書まで、さまざまな書籍・資料の閲覧・貸出を行っています。また、海外の新聞・雑誌や日本語が学べるDVDなどが閲覧・観賞できるコーナーもあります。

D あいち国際プラザにほん語教室

愛知県国際交流協会主催の「日本語ボランティア入門ゼミナール」及び「日本語ボランティア入門講座」を修了したボランティアが、1999年から協会とともに運営しています。



開催日および時間

火曜日 (午後) 13:30～15:00	
金曜日 (午後) 13:30～15:00	金曜日 (夜) 19:00～20:30
土曜日 (午前) 10:30～12:00	土曜日 (午後) 14:00～15:30



問合せ先

電話 052-961-8746 (交流担当)
ファックス 052-961-8045
Eメール koryu@aia.pref.aichi.jp

E 日本語教育リソースルーム

日本語教育に関するモデル的取り組みの実施及びノウハウや成果の発信等を行っています。



県内の日本語教室

下記のアドレスから県内の日本語教室の一覧表をダウンロードできます。

URL <http://www2.aia.pref.aichi.jp/koryu/resource/class/classtop.html>



問合せ先

電話 052-961-8746 (交流担当)
Eメール koryu@aia.pref.aichi.jp



名称	所在地		電話番号	管轄区域
蒲郡 (出張所)	蒲郡市港町 16-9		0533-67-8609	蒲郡市
半田*	半田市宮路町 200-4		0569-21-0023	半田市、常滑市、知多市、東海市、阿久比町、武豊町、東浦町、美浜町、南知多町
碧南 (出張所)	碧南市浅間町 1-41-4		0566-41-0327	碧南市
一宮*	一宮市八幡 4-8-7		0586-45-2048	一宮市、稲沢市（平和町を除く）
犬山*	犬山市松本町 2-10		0568-61-2185	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
刈谷*	刈谷市若松町 1-46-3		0566-21-5001	刈谷市、高浜市、安城市、大府市、知立市
春日井*	春日井市大手町 2-135		0568-81-5135	春日井市、小牧市
名古屋	名古屋東	名古屋市名東区 平和が丘 1-2	052-774-1115	千種区、昭和区、名東区、天白区、東区、守山区、日進市、長久手市、東郷町
	名古屋南*	名古屋市熱田区 旗屋 2-22-21	052-681-1211	熱田区、南区、港区、緑区、瑞穂区、豊明市
	名古屋中	名古屋市中区錦 2- 14-25 ヤマイチビル	052-855-3740	西区、中村区、中区、中川区、北区、北名古屋市、清須市、豊山町
西尾*	西尾市熊味町小松島 41-1		0563-56-3622	西尾市
岡崎*	岡崎市羽根町字北乾地 50-1		0564-52-8609	岡崎市、幸田町
瀬戸	瀬戸市東長根町 86		0561-82-5123	瀬戸市、尾張旭市
新城	新城市西入船 24-1		0536-22-1160	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊橋*	豊橋市大国町 111		0532-52-7191	豊橋市、田原市
豊川*	豊川市千歳通 1-34		0533-86-3178	豊川市
豊田*	豊田市常盤町 3-25-7		0565-31-1400	豊田市、みよし市
津島*	津島市寺前町 2-3		0567-26-3158	津島市、弥富市、愛西市、あま市、稲沢市平和町、大治町、蟹江町、飛島村

* 対応言語と時間については、J-69（就労）を参照してください。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
半田	〒475-8560 半田市宮路町 200-4 半田地方合同庁舎	労働条件 0569-21-1030 労災保険 0569-55-7392	半田市、常滑市、東海市、知多市、大府市、阿久比町、武豊町、東浦町、美浜町、南知多町
一宮	〒491-0903 一宮市八幡 4-8-7 一宮労働総合庁舎	労働条件 0586-45-0206 労災保険 0586-80-8092	一宮市、稲沢市
刈谷	〒448-0858 刈谷市若松町 1-46-1 刈谷合同庁舎 3階	労働条件 0566-21-4885 労災保険 0566-80-9844	刈谷市、碧南市、安城市、知立市、高浜市
江南	〒483-8162 江南市尾崎町河原 101	0587-54-2443	江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町
名古屋東	〒468-8551 名古屋市天白区中平 5-2101	労働条件: 052-800-0792 労災保険: 052-800-0794	千種区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区、名東区、天白区、豊明市、日進市、東郷町
名古屋北	〒461-8575 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎 3号館	労働条件: 052-961-8653 労災保険: 052-961-8655	東区、北区、中区、守山区、春日井市、小牧市
名古屋南	〒455-8525 名古屋市港区港明 1-10-4	労働条件: 052-651-9207 労災保険: 052-651-9209	中川区、南区、港区



名称	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋西	〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町3-37	労働条件: 052-481-9533 労災保険: 052-481-9534	中村区、西区、清須市、北名古屋市、豊山町
西尾	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜13	0563-57-7161	西尾市
岡崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎5階	労働条件: 0564-52-3161 労災条件: 0564-52-3163	岡崎市、幸田町
瀬戸	〒489-0881 瀬戸市熊野町100	0561-82-2103	瀬戸市、尾張旭市、長久手市
豊橋	〒440-8506 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎6階	労働条件: 0532-54-1192 労災保険: 0532-54-1194	豊橋市、豊川市、蒲都市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
豊田	〒471-0867 豊田市常盤町3-25-2	労働条件: 0565-35-2323 労災保険: 0565-30-7112	豊田市、みよし市
津島	〒496-0042 津島市寺前町3-87-4	0567-26-4155	津島市、あま市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村

4 年金事務所

	名称	所在地	電話番号	管轄区域	
				健康保険・厚生年金保険	国民年金
名古屋	大曾根	〒461-8685 名古屋市中村区東大曾根町28-1	052-935-3344	千種区、東区、北区、守山区、名東区、春日井市、小牧市	千種区、東区、守山区、名東区
	中村	〒453-8653 名古屋市中村区太閤1-19-46	052-453-7200	中村区、津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡	同左
	鶴舞	〒460-0014 名古屋市中区富士見町2-13	052-323-2553	中区	同左
	熱田	〒456-8567 名古屋市中区熱田区伝馬2-3-19	052-671-7263	熱田区、中川区、港区	同左
	笠寺	〒457-8605 名古屋市中区南区柵下町3-21	052-822-2512	瑞穂区、南区、緑区、豊明市	同左
	昭和	〒466-8567 名古屋市中区昭和区桜山町5-99-6 桜山駅前ビル	052-853-1463	昭和区、天白区、日進市、愛知郡	同左
	名古屋西	〒451-8558 名古屋市中区城西1-6-16	052-524-6855	西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡	同左
	名古屋北	〒462-8666 名古屋市中区清水5-6-25	052-912-1213		北区、春日井市、小牧市
名古屋以外	豊橋	〒441-8603 豊橋市菰口町3-96	0532-33-4111	豊橋市、蒲都市、田原市	同左
	岡崎	〒444-8607 岡崎市朝日町3-9	0564-23-2637	岡崎市、額田郡	同左
	一宮	〒491-8503 一宮市新生4-7-13	0586-45-1418	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡	同左
	瀬戸	〒489-8686 瀬戸市共栄通4-6	0561-83-2412	瀬戸市、尾張旭市、長久手市	同左
	半田	〒475-8601 半田市西新町1-1	0569-21-2375	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡	同左
	豊川	〒442-8605 豊川市金屋町32	0533-89-4042	豊川市、新城市、北設楽郡	同左
	刈谷	〒448-8662 刈谷市寿町1-401	0566-21-2110	刈谷市、碧南市、安城市、西尾市、知立市、高浜市	同左
	豊田	〒471-8602 豊田市神明町3-33-2	0565-33-1123	豊田市、みよし市	同左



5 税務署

名称	所在地	電話番号	管轄区域
千種	〒464-8555 名古屋市千種区振甫町3-32	052-721-4181	千種区、名東区
名古屋東	〒461-8621 名古屋市東区泉1-17-8	052-971-8665	東区
名古屋北	〒462-8543 名古屋市北区清水5-6-16	052-911-2471	北区、守山区
名古屋西	〒451-8503 名古屋市西区押切2-7-21	052-521-8251	西区、清須市、北名古屋市、豊山町
名古屋中村	〒453-8686 名古屋市中村区太閤3-4-1	052-451-1441	中村区
名古屋中	〒460-8522 名古屋市中区三の丸3-3-2 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131	中区
昭和	〒467-8510 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1-4	052-881-8171	昭和区、瑞穂区、天白区、日進市、長久手市、東郷町
熱田	〒456-8711 名古屋市熱田区花表町7-17	052-881-1541	熱田区、南区、緑区、豊明市
中川	〒454-8511 名古屋市中川区尾頭橋1-7-19	052-321-1511	中川区、港区
豊橋	〒440-8504 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎	0532-52-6201	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
岡崎	〒444-8552 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎	0564-58-6511	岡崎市、幸田町
一宮	〒491-8502 一宮市栄4-5-7	0586-72-4331	一宮市、稲沢市
尾張瀬戸	〒489-8520 瀬戸市熊野町76-1	0561-82-4111	瀬戸市、尾張旭市
半田	〒475-8686 半田市宮路町50-5	0569-21-3141	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
津島	〒496-8720 津島市良王町2-31-1	0567-26-2161	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
刈谷	〒448-8523 刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎	0566-21-6211	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
豊田	〒471-8521 豊田市常盤町1-105-3 豊田合同庁舎	0565-35-7777	豊田市、みよし市
西尾	〒445-8602 西尾市熊味町南十五夜41-1	0563-57-3111	西尾市
小牧	〒485-8651 小牧市中央1-424	0568-72-2111	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
新城	〒441-1372 新城市字裏野1-1	0536-22-2141	新城市、設楽町、東栄町、豊根村

6 県税事務所

名称	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋東部	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 スカイオアシス栄内	052-953-7847	千種区、東区、中区、名東区
名古屋北部	〒451-8555 名古屋市西区城西1-9-2	052-531-6305	北区、西区、守山区、清須市、北名古屋市、豊山町
名古屋西部	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	052-362-3215	中村区、中川区、港区
名古屋南部	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22	052-682-8924	昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
東尾張	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-65	0568-81-3139	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、大口町、扶桑町
西尾張	〒491-8506 一宮市新生2-21-12	0586-45-3170	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多	〒475-8505 半田市出口町1-36 知多総合庁舎内	0569-89-8176	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎内	0564-27-2712	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
豊田加茂	〒471-8537 豊田市元城町4-45 豊田加茂総合庁舎内	0565-32-7483	豊田市、みよし市
東三河	〒440-8528 豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎内	0532-35-6130	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

12



7 愛知県女性相談センター

相談窓口	所在地	電話番号
愛知県女性相談センター	〒461-0016 名古屋市東区上笠杉町1 (女性総合センター)	052-962-2527
愛知県女性相談センター 尾張駐在室	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 (尾張福祉相談センター)	052-961-7211 内線 2323
愛知県女性相談センター 海部駐在室	〒496-8535 津島市西柳原町1-14 (海部福祉相談センター)	0567-24-2134
愛知県女性相談センター 知多駐在室	〒475-0902 半田市宮路町1-1 (知多福祉相談センター)	0569-31-0121
愛知県女性相談センター 西三河駐在室	〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河福祉相談センター)	0564-27-2719
愛知県女性相談センター 豊田加茂駐在室	〒471-0024 豊田市元城町3-17 (豊田加茂福祉相談センター)	0565-33-0294
愛知県女性相談センター 新城設楽駐在室	〒441-1326 新城市字中野6-1 (新城設楽福祉相談センター)	0536-23-8051
愛知県女性相談センター 東三河駐在室	〒440-0806 豊橋市八町通5-4 (東三河福祉相談センター)	0532-54-5111 内線 301

8 愛知県福祉相談センター

相談窓口	所在地	電話番号
尾張福祉相談センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎7階	052-961-7211 (代表)
海部福祉相談センター	〒496-8535 津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎3階	0567-24-2111 (代表)
知多福祉相談センター	〒475-0902 半田市宮路町1-1	0569-31-0121 (地域福祉課) 0569-22-3939 (児童育成課)
西三河福祉相談センター	〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4 愛知県西三河総合庁舎9階	0564-23-1211 (代表)
豊田加茂福祉相談センター	〒471-0024 豊田市元城町2-68	0565-33-0294 (地域福祉課) 0565-33-2211 (児童育成課)
新城設楽福祉相談センター	〒441-1326 新城市字中野6-1	0536-23-8051 (地域福祉課) 0536-23-7366 (児童育成課)
	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字川原田6-18 新城設楽建設事務所設楽支所1階	0536-63-0070 (地域福祉課 福祉・相談グループ)
東三河福祉相談センター	〒440-0806 豊橋市八町通5-4 愛知県東三河総合庁舎1・2階	0532-54-5111 (代表)

12 9 交通事故に関する相談窓口

◆日：日本語 ◆ポ：ポルトガル語 ◆ス：スペイン語 ◆英：英語 ◆中：中国語 ◆比：フィリピン語/タガログ語

相談窓口	所在地	電話番号	言語	相談日	時間
(公財)愛知県国際交流協会(AIA) 外国人のための弁護士相談	名古屋市	052-961-7902	ポ・ス 英・中・比	第2・4金	13:00~16:00
				予約制	
(公財)名古屋国際センター(NIC) 外国人法律相談	名古屋市	052-581-6111	ポ・ス 英・中	土	10:00~12:30
				予約制(留守電対応)	
愛知県県民相談・情報センター 交通事故相談	名古屋市	052-962-5100	日	月~金	9:00~17:15
愛知県県民相談・情報センター 法律相談(民事全般の相談)	名古屋市	052-962-5100	日	原則第1~4月	14:00~15:00
				予約制	
名古屋法律相談センター(愛知県弁護士会) 交通事故相談	名古屋市	0570-783-110	日	月~土	10:15~16:20
				予約制	
(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター中部	名古屋市	0570-022808 IP電話からは 052-308-3081	日	月~金	9:15~17:00



10 外国人対象相談窓口

◆日:日本語 ◆ポ:ポルトガル語 ◆ス:スペイン語 ◆英:英語 ◆中:中国語 ◆比:フィリピン語/タガログ語
 ◆ベ:ベトナム語 ◆ネ:ネパール語 ◆イ:インドネシア語 ◆タ:タイ語 ◆韓:韓国・朝鮮語 ◆ミ:ミャンマー語

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
一般(公的機関)	(公財)愛知県国際交流協会 多文化共生センター	052-961-7902	名古屋市	ポ・日	月~土	10:00~18:00
				ス	月・水・金	13:00~18:00
				英	月~土	
				中	月	
				比	水	
				ベ	土	
				ネ	火	
				イ	土	
	タ	水				
	(公財)名古屋国際センター 情報カウンター	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス	火~日	10:00~12:00 13:00~17:00
				英	火~日	9:00~19:00
				中	火~金	13:00~17:00
					土・日	10:00~12:00 13:00~17:00
				韓・比	木・土・日	13:00~17:00
				ベ	水・日	
	ネ	水				
	豊橋市 外国人相談	0532-51-2067	豊橋市	ポ・英	月~金	9:00~12:00 13:00~16:00
				比	月・火・水	9:00~12:00 13:00~15:00
	(公財)豊橋市国際交流協会 外国人総合相談窓口 インフォピア	080-3635-0783	豊橋市	ポ	火~木、第1・3・5土と翌日の日、 第2・4土の前日の金と翌週の月 10:00~17:00	
090-1860-0783		英・比		毎日	9:00~17:00	
岡崎市 外国人相談	0564-23-6480	岡崎市	ポ・英	月~金	8:30~17:15	
			比・中	月~金	8:30~16:15	
岡崎市 りぶら国際交流センター	0564-23-3148	岡崎市	ポ・ス	木・土・日	9:15~17:00	
			英	月・火・金~日		
			中	月・火・木~日		
瀬戸市国際センター 外国人相談	0561-83-7719	瀬戸市	ポ	第1水 (祝日は第2水) (第3水は市役所)	10:00~12:00 13:00~17:00 (受付は16時まで)	
			ス	第1・3・5火 (第2・4火は市役所)		
半田国際交流協会 一般相談	0569-26-1929	半田市	英・中	月~金 (第3月・火を除く)	10:00~16:00	
				日	10:00~12:00	
春日井市 外国人相談	0568-85-6620	春日井市	ポ	第2・4水	9:00~12:00 13:00~16:00	
			ス	第3水		
			英・比	第1水		
豊川市 外国人相談	0533-89-2158	豊川市	中	月	9:00~13:00	
			金	13:00~17:00		
			ポ・ス・英・ 中・韓	月~金	8:30~17:15 (タブレット対応)	
			ベ	月~金	9:00~17:15 (タブレット対応)	
			比・ネ・タ・ ヒンディー・ 仏・露	月~金	10:00~17:15 (タブレット対応)	
			イ	月・金	10:00~17:00 (タブレット対応)	
(公財)豊川市国際交流協会 外国人相談	0533-83-1571	豊川市	ス・中・日	月~金	8:30~17:15	
			英	月・火・木・金	9:00~14:00	
碧南市 市民課	0566-95-9880	碧南市	ポ・ス	月	9:00~12:00	
刈谷市 生活相談	0566-62-1058	刈谷市	ポ	月~木	8:30~12:00 13:00~17:00	
			英・比	月・火・木・金		
			中	火~金		

12

日本語
Japonés
Japonés



◆日:日本語 ◆ポ:ポルトガル語 ◆ス:スペイン語 ◆英:英語 ◆中:中国語 ◆比:フィリピン語/タガログ語
 ◆ベ:ベトナム語 ◆ネ:ネパール語 ◆イ:インドネシア語 ◆タ:タイ語 ◆韓:韓国・朝鮮語 ◆ミ:ミャンマー語

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
	豊田市 外国語相談	0565-34-6626	豊田市	ポ・ス・英 (他タブレット通訳対応言語あり)	月～金	8:30～17:15
	(公財) 豊田市国際交流協会 多言語相談窓口 (生活相談)	0565-33-5931	豊田市	ポ	土・日	10:00～16:00
英				火～日	9:00～19:00 (土・日17:00まで)	
中				火	13:00～16:00	
				水～金・日	10:00～16:00	
	(通訳・翻訳)			ポ・ス・英・中など	火～日(対応できない場合あり)	9:00～19:00 (土・日17:00まで)
安城市 外国人相談	市民課相談	0566-71-2299	安城市	ポ・英・中・比・ベ等	月～金	9:00～17:00
	専用番号					8:30～17:15
西尾市 外国人相談		0563-65-2178	西尾市	ポ	月～金	13:00～17:00
					日(年3回)	9:00～12:00
				ベ	月～金	8:30～17:00
				ス・英	第1・3金	13:30～16:30
					日(年3回)	9:00～12:00
蒲郡市 外国人相談		0533-66-1107	蒲郡市	ス・英	月～金	9:15～17:00
犬山市 外国人相談窓口		0568-61-1800(代表)	犬山市	ポ・ス	金	13:00～16:30
				英・中・比	第1金	
江南市国際交流協会 ふくらの家 外国人生活相談		0587-56-7390	江南市	ポ・ス・英・中	月～金	10:00～12:00 13:00～15:00
小牧市 外国人相談		0568-76-1675	小牧市	ポ・ス・英	月～金	9:00～12:00 13:00～17:00
稲沢市 ポルトガル語による相談		0587-32-1125	稲沢市	ポ	第1・3金	9:30～12:30
新城市 外国人相談窓口		0536-23-7696	新城市	ポ	火・木	13:00～15:00
東海市国際交流協会 在住外国人生活相談		0562-32-5339	東海市	英・比	随時(予約制)	
大府市(大府市国際交流協会) 外国語相談	大府市 0562-45-6219 大府市国際交流協会 080-4525-5931	大府市	大府市	ポ	水	13:00～17:00
					第2・4水	13:00～18:00
				英	月～金	13:00～17:00
				中	第2水	
ベ	第4水					
知多市 外国人生活相談	0562-36-2648	知多市	ポ	月	9:00～12:00 13:00～16:00	
				木・金	9:00～12:00	
			ス	火	9:00～12:00 13:00～16:00	
知立市 外国人相談	0566-83-1111	知立市	ポ	月～金 (市役所)	9:30～12:00 13:00～16:00	
				釜・王 (もやいこハウス) ※電話番号なし	金 9:00～12:00 土 10:00～12:00 13:00～15:00	
高浜市 外国人相談	0566-52-1111	高浜市	ポ	月～金	8:30～17:00	
			ベ	月～水	9:00～17:00	
日進市(日進市国際交流協会) 外国人相談窓口		0561-73-1131	日進市	ポ・ス・英・中・韓	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00
(特活) たはら国際交流協会		0531-22-2622	田原市	日(予約により、英・中・比・ベ)	水・金・日	10:00～18:00
北名古屋市国際交流協会 外国人生活相談		0568-22-1111	北名古屋市	日	月～金	8:30～17:15
みよし市 外国人相談窓口	0561-32-8012	みよし市	ポ	月～金	13:00～16:00	
				水・木	9:00～12:00	

一般(公的機関)

12

日本語
Japonés
Japonés



◆日:日本語 ◆ポ:ポルトガル語 ◆ス:スペイン語 ◆英:英語 ◆中:中国語 ◆比:フィリピン語/タガログ語
 ◆ベ:ベトナム語 ◆ネ:ネパール語 ◆イ:インドネシア語 ◆タ:タイ語 ◆韓:韓国・朝鮮語 ◆ミ:ミャンマー語

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間	
一般 (公的機関)	あま市国際交流協会	090-3932-5931	あま市	英・日	月～金	9:00～17:00	
	扶桑町 多文化共生センター 外国人相談	0587-93-1111	扶桑町	日	木	19:00～20:30	
					日	13:30～15:00	
	東浦町 外国人相談窓口	0562-83-3111 (東浦町役場)	東浦町	ポ	月・金	8:30～17:00	
					水	10:30～19:00	
木					8:30～11:00 13:00～17:00		
	0562-83-0318 (県営東浦住宅集会所)		ポ	月～金	13:00～16:00		
			ポ	木	11:00～12:00		
一般 (民間団体)	名古屋カトリック 難民移住移動者委員会 (共の会)	052-953-9480	名古屋市	ス・英・日	月～金	10:00～16:00	
	(特活) NPO在日ブラジル人を支援する会 (サビジャ)	050-6861-6400	東京都	ポ	月～金	予約受付 9:00～16:00	
			静岡県浜松市		月～金	相談時間 9:00～20:00	
			新城市		金 (在浜松ブラジル総領事館)	面談式相談 9:00～13:00	
				第3火 (新城市役所内)	面談式相談 10:00～13:00		
(一社) 社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン	0120-279-338 (ガイダンスのあと2番を押す) Facebook・Messenger 通話 https://www.facebook.com/yorisoi2foreign		ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・イ・タ・韓	年中無休	10:00～22:00		
			英・比・ベ・ネ・イ (他言語は要予約)	金・日	16:00～22:00		
市政・行政相談	(公財) 名古屋国際センター 外国人行政相談	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英・日	火～日	10:00～12:00 13:00～17:00	
				中	火～金	13:00～17:00	
					土・日	10:00～12:00 13:00～17:00	
					韓・比	木・土・日	13:00～17:00
					ベ	水・日	13:00～17:00
	ネ	水	13:00～17:00				
愛知県行政書士会 無料相談会	052-908-7255	名古屋市	日	第2火	10:00～16:00		
豊田市 外国人関連手続き相談	0565-34-6626	豊田市	英・ポ・ス	年4回 (5・8・11・2月の第2月曜日) (事前予約必要)			
在留・ビザ	外国人在留総合インフォメーションセンター	全国共通: 0570-013904 PHS、IP電話、海外からの通話は全国共通: 03-5796-7112	名古屋出入国在留管理局内 (窓口案内のみ。電話での問い合わせは、左の全国共通電話番号へ)	ポ・ス・英・中・比・韓	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15	
	外国人入管手続研究会 (IPAA) 無料電話相談	090-6644-5490	名古屋市	日	随時		
研修・技能実習	外国人技能実習機構 (OTIT) 母国語相談センター	0120-250-168		ベ	月～金	11:00～19:00	
		0120-250-169		中	月・水・金		
		0120-250-192		イ	火・木		
		0120-250-197		比	火・土		
		0120-250-147		英			
		0120-250-198		タ	木・土		
		0120-250-366		カンボジア語	木		
0120-250-302		ミャンマー語	金				



◆日:日本語 ◆ポ:ポルトガル語 ◆ス:スペイン語 ◆英:英語 ◆中:中国語 ◆比:フィリピン語/タガログ語
 ◆ベ:ベトナム語 ◆ネ:ネパール語 ◆イ:インドネシア語 ◆タ:タイ語 ◆韓:韓国・朝鮮語 ◆ミ:ミャンマー語

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
就労	名古屋外国人雇用サービスセンター	052-855-3770	名古屋市	ポ・ス・英・中 比	月～金 月・木・金	9:15～12:00 13:00～17:15
	豊橋外国人職業相談センター	0532-57-1356	豊橋市	ポ・英 ス	月～金 水～金	9:00～12:00 13:00～17:00
	ハローワーク（公共職業安定所）半田	0569-21-0023	半田市	ポ	月～木	9:00～12:00 13:00～16:00
	〃 瀬戸	0561-82-5123	瀬戸市	ポ・ス	火	9:00～12:00 13:00～16:00
	〃 一宮	0586-45-2048	一宮市	ポ	月～金	9:30～12:00 13:00～16:30
	〃 犬山	0568-61-2185	犬山市	ポ・ス	月・火・木	9:00～12:00 13:00～17:00
	〃 刈谷	0566-21-5001	刈谷市	ポ 英	月～金 月・火・木	9:00～12:00 13:00～17:00
	〃 春日井	0568-81-5135	春日井市	ポ 英	月～金 木	9:00～12:00 13:00～17:00
	〃 名古屋南	052-681-1211	名古屋市	ポ 英	月～金 火	9:00～12:00 13:00～17:00
	〃 西尾	0563-56-3622	西尾市	ポ	月・水	9:00～12:00 13:00～17:00
	〃 岡崎	0564-52-8609	岡崎市	ポ・英	月～金	10:00～12:00 13:00～17:00
	〃 豊橋	0532-52-7191	豊橋市	ポ・英 ス	月～金 水～金	9:00～12:00 13:00～17:00
	〃 豊川	0533-86-3178	豊川市	ポ	火～木	9:00～12:00 13:00～17:00
	〃 豊田	0565-31-1400	豊田市	ポ ス	月～金 月・水・金	9:00～12:00 13:00～17:00
	〃 津島	0567-26-3158	津島市	ポ・ス	火・木	9:00～12:00 13:00～17:00
	労働問題	愛知労働局労働基準部監督課 外国人労働者相談コーナー	052-972-0253	名古屋市	ポ 英	火・水・木 火・木
豊橋労働基準監督署		0532-54-1192	豊橋市	ポ	月・火・木	9:30～12:00 13:00～16:00
名古屋西労働基準監督署		052-481-9533	名古屋市	ベ	木	9:30～12:00 13:00～16:00
刈谷労働基準監督署		0566-21-4885	刈谷市	ポ	月・木	9:30～12:00 13:00～16:00
厚生労働省 外国人労働者向け相談ダイヤル		0570-001703	ポ	月～金	年末・ 年始 (12/29 ～1/3) は除く	10:00～12:00 13:00～15:00
		0570-001704	ス	月～金		
		0570-001701	英	月～金		
		0570-001702	中	月～金		
		0570-001705	比	火～金		
		0570-001706	ベ	月～金		
		0570-001708	ネ	火・木		
0570-001707	ミ	月・水				
労働条件相談ほっとライン	0120-290-922	ポ	毎日	平日（月～金） 17:00～22:00 土・日・祝日 9:00～21:00		
	0120-336-230	ス	火・木・金・土			
	0120-004-008	英	毎日			
	0120-150-520	中	毎日			
	0120-400-166	タ	火・水・土			
	0120-558-815	ベ	水・金・土			
	0120-750-880	ネ	水・日			
	0120-662-700	ミ	水・日			
0120-811-610	日	毎日				
名古屋労災職業病研究会（NOSH）	052-837-7420 FAX も同じ	名古屋市	英・日	月～金 （祝日を除く）	10:00～18:00	
人権	名古屋法務局 外国語人権相談ダイヤル	0570-090911	名古屋市	ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・イ・タ・韓	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:00～17:00
国籍	名古屋法務局 国籍課	052-952-8073	名古屋市	日	月～金 （祝日、12/29～1/3を除く）予約制	8:30～17:15

12

労働問題

人権

国籍



◆日:日本語 ◆ポ:ポルトガル語 ◆ス:スペイン語 ◆英:英語 ◆中:中国語 ◆比:フィリピン語/タガログ語
 ◆ベ:ベトナム語 ◆ネ:ネパール語 ◆イ:インドネシア語 ◆タ:タイ語 ◆韓:韓国・朝鮮語 ◆ミ:ミャンマー語

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
法律	(公財)愛知県国際交流協会 多文化共生センター 外国人のための弁護士相談(無料)	052-961-7902	名古屋市	ポ・ス・英・ 中・比	第2・4金 (祝日を除く) 予約制・先着順	13:00~16:00
	(公財)名古屋国際センター 外国人法律相談(無料)	052-581-6111	名古屋市	ポ・ス・英・ 中	土 予約制、留守電対応	10:00~12:30
	愛知県弁護士会 名古屋法律相談センター 外国人法律相談(有料)	052-565-6110	名古屋市	日	木	14:10~16:25
	法テラス 外国人法律相談 (無料)	050-3383-5460	名古屋市	ポ・ス・英・ 中・比・韓・ その他	第1・3木	10:00~12:30
		050-3383-5465	岡崎市		第1・3木	13:00~16:00
予約制 ※外国語による予約(ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・タ・韓) 0570-078377 在留資格を有し、低所得外国人を対象 相談回数制限有						
ブラジル総領事館 法律相談(ブラジル法) (無料)	052-222-1077	名古屋市	ポ	毎月3回 予約不要(先着順)	9:30~12:00	
			相談スケジュールはブラジル総領事館Webサイトに掲載 http://nagoia.itamaraty.gov.br/			
税金	名古屋国税局 電話相談センター (電話での相談のみ)	052-971-2059	名古屋市	英	月~金 (祝日、年末年始を 除く)	8:30~17:00
	日本語での相談は、各税務署(J-64)をご覧ください。					
	(公財)名古屋国際センター 外国人税務相談 セミナー&相談会	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英・ 中	確定申告時期(2~3月に1回) (予約制)	
	(公財)豊橋市国際交流協会 外国人のための税務相談会	0532-55-3671	豊橋市	ポ・ス・英・ 比	確定申告受付開始2週間程度前に2回 (予約制)	
豊川市 外国人納税相談	0533-89-2162	豊川市	ポ	月~金	8:30~17:15	
留学生	(公財)名古屋国際センター 国際留学生会館	052-654-3511	名古屋市	英・日	月・水・金	9:00~20:00
					火・木・土	9:00~17:00
教育	(公財)名古屋国際センター 海外児童生徒教育相談 (予約制)	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英	水・金・日	10:00~12:00 13:00~17:00
				中	日	
				韓・比	水・金	
				ベ	日	13:00~17:00
				ネ	水・日	
日本語教育相談センター	052-961-0418	名古屋市	ポ・ス・中・ 比・韓	月~金	13:00~16:00	
医療	(特活)AMDA国際医療情報センター (電話での相談のみ) 東京オフィス	03-6233-9266	東京都	原則として やさしい 日本語	月~金 (祝日除く)	10:00~15:00
	横浜いのちの電話	0120-66-2488	横浜市	ポ	水	10:00~21:00
				金	19:00~21:00	
		0120-66-2477	ス	土	12:00~21:00	
				水	10:00~21:00	
	(公財)名古屋国際センター 外国人こころの相談	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英・ 中	随時(予約制)	
				英	土	13:00~17:00
	(特活)外国人医療センター(MICA)	052-588-7040	名古屋市	日	火・木・土	13:00~17:00
(祝日を除く) 通訳は常駐していないため、問合せはメールで mica@r6.dion.ne.jp						
(特活)NPO在日ブラジル人を支援する会(サビジャ) 健康相談	050-6861-6400	東京都	ポ	月~金	予約受付 9:00~16:00 相談時間 9:00~20:00	



◆日:日本語 ◆ポ:ポルトガル語 ◆ス:スペイン語 ◆英:英語 ◆中:中国語 ◆比:フィリピン語/タガログ語
 ◆ベ:ベトナム語 ◆ネ:ネパール語 ◆イ:インドネシア語 ◆タ:タイ語 ◆韓:韓国・朝鮮語 ◆ミ:ミャンマー語

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
日系人	(公財) 海外日系人協会 日系人相談センター	045-211-1788	神奈川県 横浜市	ポ・ス・日	月～金 (祝日を除く)	14:00～17:30
	東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター	052-954-4070	名古屋市	中・日	火～日 (年末年始、祝日を除く)	9:15～15:30
難民	(公財) アジア福祉教育財団 難民事業本部	03-3449-7011	東京都	英・ミ・仏・日	月～金	9:30～17:00
		面接相談 名古屋市 (名古屋国際センター内)		英・日	木 (予約制)	10:00～12:00 13:00～16:00
住まい 愛知県営住宅	(特活) かながわ外国人すまい サポートセンター	045-228-1752	神奈川県 横浜市	ポ・ス・英・中 比・ベ・ネ・ タ・韓	月～金 ※曜日によって、対応言語が変わるので 電話でお問い合わせ ください。	10:00～17:00
	名古屋尾張住宅管理事務所	052-973-1791	名古屋市	ポ	月・木 (年末年始、 祝日を除く)	13:00～17:00
				中	第2・4木 (年末年始、 祝日を除く)	13:00～16:00
				ネ	第1・3・5木 (年末年始、 祝日を除く)	
	名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在	0567-24-7330	津島市	所轄区域: 津島市、愛西市		
	名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所	0586-28-5411	一宮市	所轄区域: 一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町		
	名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所	0569-23-2716	所轄区域: 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、武豊町、東浦町			
			半田市	ポ	第1・3水 (年末年始、 祝日を除く)	13:30～16:00
	三河住宅管理事務所	0564-23-1863	所轄区域: 岡崎市、西尾市、幸田町			
			岡崎市	ポ	第1・3・5金 (年末年始、 祝日を除く)	13:30～16:00
三河住宅管理事務所 知立支所	0566-84-5677	所轄区域: 知立市、碧南市、刈谷市、安城市、高浜市				
		知立市	ポ	火 (年末年始、祝日を除く)	13:00～16:00	
三河住宅管理事務所 豊田加茂支所	0565-34-2001	所轄区域: 豊田市、みよし市				
		豊田市	ポ	月・水 (年末年始、 祝日を除く)	10:00～16:00 (12:00～13:00 は休憩)	
三河住宅管理事務所 東三河支所	0532-53-5616	所轄区域: 豊橋市、豊川市、蒲都市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村				
		豊橋市	ポ	火 (年末年始、祝日を除く)	13:00～16:00	
タ	第2・4水 (年末年始、 祝日を除く)					
UR 都市機構中部支社 UR 名古屋営業センター	052-968-3100	名古屋市	ポ	毎日	9:30～18:00	
郵便	日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター 英語受付	0570-046-111 * 国際電話からは不可	英	月～金	8:00～21:00	
				土・日・祝日	9:00～21:00	
金融	ブラジル銀行 東京支店 (電話による送金・ 預金等の相談)	0120-09-5595	東京都	ポ	毎日	24時間
				ス	月～土	7:00～22:00
				英	月～金	9:00～18:00
	0120-09-5585	日	月～金 (銀行休業日 を除く)	9:00～17:00		
	中国銀行 名古屋支店	052-957-2388	名古屋市	中・日	月～金	9:00～17:30
セブン銀行	0120-447-877		英	月～金	9:00～17:00	

12

日本語
Japonés
Japonés



◆日:日本語 ◆ポ:ポルトガル語 ◆ス:スペイン語 ◆英:英語 ◆中:中国語 ◆比:フィリピン語/タガログ語
 ◆ベ:ベトナム語 ◆ネ:ネパール語 ◆イ:インドネシア語 ◆タ:タイ語 ◆韓:韓国・朝鮮語 ◆ミ:ミャンマー語

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
電話・インターネット	NTT 西日本外国語情報センター NTT West Information	0120-064-337		英・その他	月～金 (祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)	9:00～17:00
	KDDI au Support	携帯電話	0077-7-111	日	毎日	9:00～20:00
			0120-977-033	ポ		
			0120-959-473	英		
			0120-959-472	中		
			0120-959-476	比		
			0120-933-952	ベ		
0120-933-961	韓					
固定電話 インターネット	0077-777	日				
	0120-22-0077					
ソフトバンク SoftBank Customer Support	0800-919-0157		英・日	毎日	10:00～19:00(オペレーター対応) 24時間(自動音声サービス)	
NTT ドコモ NTT DOCOMO Customer Support	0120-005-250 (toll free)		ポ・ス・英・中	毎日	9:00～20:00	
観光	名古屋市名古屋駅 観光案内所	052-541-4301	名古屋市	英・日	毎日 (12/29～1/1を除く)	8:30～19:00 (1/2、3は17:00まで)
	名古屋市金山 観光案内所	052-323-0161	名古屋市	英・日	毎日 (12/29～1/1を除く)	8:30～19:00 (1/2、3は17:00まで)
	オアシス21 iセンター	052-963-5252	名古屋市	英・日	毎日 1/1は休業 (臨時休業あり)	10:00～20:00 (12/31は18:00まで)
	日本政府観光局(JNTO) ツーリスト・インフォメーション・センター(TIC) (外国人総合観光案内)	03-3201-3331	東京都	英・中・韓	毎日 (1/1を除く)	9:00～17:00
	公財)名古屋国際センター 情報カウンター	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス	火～日	10:00～12:00 13:00～17:00
				英	火～日	9:00～19:00
中				火～金	13:00～17:00	
				土・日	10:00～12:00 13:00～17:00	
韓・比				木・土・日	13:00～17:00	
ベ				水・日		
ネ	水					

11 大使館・領事館等

A 大使館・領事館の業務

通常、大使館・領事館では、母国民の身体・財産等の保護に関する業務のほか、例えば次のような業務を行っています。詳しくは母国の大使館または領事館にお尋ねください。

- パスポートの発行、再発行、修正、追加
- 委任状、認証状の発給
- 出生、婚姻、死亡、未婚に関する証明書の発給
- 兵役に関すること
- 選挙に関すること
- 外国人に対する各種ビザの発給

B 愛知県内の外国公館

名誉領事館・名誉総領事館は記載していません。

公館名	住所	電話番号
在名古屋大韓民国総領事館	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-19-12	052-586-9221
在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-10-29 白川第8ビル2階	052-222-1077
在名古屋中華人民共和国総領事館	〒461-0005 名古屋市東区東桜2-8-37	052-932-1098
在名古屋ペルー共和国総領事館	〒460-0008 名古屋市中区栄2-2-23 アーク白川公園ビルディング3階	052-209-7851



公館名	住所	電話番号
在名古屋アメリカ合衆国領事館	〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル6階	052-581-4501
在名古屋カナダ領事館	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-17-6 ナカトウ丸の内ビル6階	052-972-0450

C 在日外国大使館等

愛知県を管轄している大使館ならびに総領事館、領事館等を記載しています。なお、名誉総領事館、名誉領事館は記載していません。

アジア

公館名	電話番号	公館名	電話番号
インド大使館	03-3262-2391	東ティモール民主共和国大使館	03-3238-0210
インドネシア共和国大使館	03-3441-4201	フィリピン共和国大使館	03-5562-1600
カンボジア王国大使館	03-5412-8521	在大阪フィリピン共和国総領事館	06-6910-7881
シンガポール共和国大使館	03-3586-9111	ブルネイ・ダルサラーム国大使館	03-3447-7997
スリランカ民主社会主義共和国大使館	03-3440-6911	ベトナム社会主義共和国大使館	03-3466-3311
タイ王国大使館	03-5789-2433	マレーシア大使館	03-3476-3840
大韓民国大使館	03-3452-7611	ミャンマー連邦共和国大使館	03-3441-9291
在名古屋大韓民国総領事館	052-586-9221	モルディブ共和国大使館	03-6234-4315
中華人民共和国大使館	03-3403-3388	モンゴル国大使館	03-3469-2088
在名古屋中華人民共和国総領事館	052-932-1098	ラオス人民民主共和国大使館	03-5411-2291
ネパール連邦民主共和国大使館	03-3713-6241	台北駐日経済文化代表処	03-3280-7811
パキスタン・イスラム共和国大使館	03-5421-7741	台北駐大阪経済文化弁事処	06-6227-8623
バングラデシュ人民共和国大使館	03-3234-5801		

中東

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アフガニスタン・イスラム共和国大使館	03-5574-7611	クウェート国大使館	03-3455-0361
アラブ首長国連邦大使館	03-5489-0804	サウジアラビア王国大使館	03-3589-5241
イエメン共和国大使館	03-3499-7151	シリア・アラブ共和国大使館	03-3586-8977
イスラエル国大使館	03-3264-0911	トルコ共和国大使館	03-6439-5700
イラク共和国大使館	03-5790-5311	バーレーン王国大使館	03-3584-8001
イラン・イスラム共和国大使館	03-3446-8011	ヨルダン・ハシェミット王国大使館	03-5478-7177
オマーン国大使館	03-5468-1088	レバノン共和国大使館	03-5114-9950
カタール国大使館	03-5475-0611		

大洋州

公館名	電話番号	公館名	電話番号
オーストラリア大使館	03-5232-4111	パラオ共和国大使館	03-5797-7480
サモア独立国大使館	03-6228-3692	フィジー共和国大使館	03-3587-2038
トンガ王国大使館	03-6441-2481	マーシャル諸島共和国大使館	03-6432-0557
ニュージーランド大使館	03-3467-2271	ミクロネシア連邦大使館	03-3585-5456
パプアニューギニア大使館	03-3710-7001		

北米

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アメリカ合衆国大使館	03-3224-5000	カナダ大使館	03-5412-6200
在名古屋アメリカ合衆国領事館	052-581-4501	在名古屋カナダ領事館	052-972-0450

中南米

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アルゼンチン共和国大使館	03-5420-7101	ハイチ共和国大使館	03-3486-7096
ウルグアイ東方共和国大使館	03-3486-1888	在東京ハイチ共和国総領事館	03-3486-7096
エクアドル共和国大使館	03-3499-2800	パナマ共和国大使館	03-3505-3661
エルサルバドル共和国大使館	03-3499-4461	在東京パナマ共和国総領事館	03-3585-3661
キューバ共和国大使館	03-5570-3182	パラグアイ共和国大使館	03-3265-5271
グアテマラ共和国大使館	03-3400-1830	ブラジル連邦共和国大使館	03-3404-5211
コスタリカ共和国大使館	03-3486-1812	在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	052-222-1077
コロンビア共和国大使館	03-3440-6451	ベネズエラ・ボリバル共和国大使館	03-3409-1501



公館名	電話番号	公館名	電話番号
ジャマイカ大使館	03-3435-1861	ベリーズ大使館	03-5365-3407
チリ共和国大使館	03-3452-7561	ペルー共和国大使館	03-3406-4243
在東京チリ共和国総領事館	03-3452-1425	在名古屋ペルー共和国総領事館	052-209-7851
ドミニカ共和国大使館	03-3499-6020	ボリビア多民族国大使館	03-3499-5441
在東京ドミニカ共和国総領事館	03-3499-6010	ホンジュラス共和国大使館	03-3409-1150
ニカラグア共和国大使館	03-3499-0400	メキシコ合衆国大使館	03-3581-1131

欧州

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アイスランド共和国大使館	03-3447-1944	タジキスタン共和国大使館	03-6721-7455
アイルランド大使館	03-3263-0695	チェコ共和国大使館	03-3400-8122
アゼルバイジャン共和国大使館	03-5486-4744	デンマーク王国大使館	03-3496-3001
アルバニア共和国大使館	03-3543-6861	ドイツ連邦共和国大使館	03-5791-7700
アルメニア共和国大使館	03-6277-7453	在大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館	06-6440-5070
イタリア大使館	03-3453-5291	トルクメニスタン大使館	03-5766-1150
在大阪イタリア総領事館	06-4706-5820	ノルウェー王国大使館	03-6408-8100
ウクライナ大使館	03-5474-9770	ローマ法王庁大使館	03-3263-6851
ウズベキスタン共和国大使館	03-6277-2166	ハンガリー大使館	03-5730-7120
英国大使館	03-5211-1100	フィンランド大使館	03-5447-6000
エストニア共和国大使館	03-5412-7281	フランス大使館	03-5798-6000
オーストリア共和国大使館	03-3451-8281	在京都フランス総領事館	075-761-2988
オランダ王国大使館	03-5776-5400	ブルガリア共和国大使館	03-3465-1021
在大阪オランダ王国総領事館	06-6484-6000	ベルラーン共和国大使館	03-3448-1623
カザフスタン共和国大使館	03-3589-1821	ベルギー王国大使館	03-3262-0191
北マケドニア共和国大使館	03-6868-7110	在東京ベルギー王国総領事館	03-3262-0191
ギリシャ大使館	03-3403-0871	ポーランド共和国大使館	03-5794-7020
キルギス共和国大使館	03-6453-8277	ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館	03-5422-8231
クロアチア共和国大使館	03-5469-3014	ポルトガル大使館	03-5212-7322
コソボ共和国大使館	03-6809-2577	モルドバ共和国大使館	03-5225-1622
サンマリノ共和国大使館	03-5414-7745	ラトビア共和国大使館	03-3467-6888
ジョージア大使館	03-5575-6091	リトアニア共和国大使館	03-3408-5091
スイス大使館	03-5449-8400	ルーマニア大使館	03-3479-0311
スウェーデン王国大使館	03-5562-5050	ルクセンブルク大公国大使館	03-3265-9621
スペイン大使館	03-3583-8531	ロシア連邦大使館	03-3583-4224
スロバキア共和国大使館	03-3451-2200	在大阪ロシア連邦総領事館	06-6848-3451
スロベニア共和国大使館	03-5468-6275	欧州連合代表部	03-5422-6001
セルビア共和国大使館	03-3447-3571		

アフリカ

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アルジェリア民主人民共和国大使館	03-3711-2661	タンザニア連合共和国大使館	03-3425-4531
アンゴラ共和国大使館	03-5430-7879	チュニジア共和国大使館	03-3511-6622
ウガンダ共和国大使館	03-3462-7107	トーゴ共和国大使館	03-6421-1064
エジプト・アラブ共和国大使館	03-3770-8022	ナイジェリア連邦共和国大使館	03-5425-8011
エチオピア連邦民主共和国大使館	03-5420-6860	ナミビア共和国大使館	03-6426-5460
エリトリア国大使館	03-5791-1815	ブルキナファソ大使館	03-3485-1930
ガーナ共和国大使館	03-5410-8631	ベナン共和国大使館	03-6268-9360
ガボン共和国大使館	03-5430-9171	ボツワナ共和国大使館	03-5440-5676
カメルーン共和国大使館	03-5430-4985	マダガスカル共和国大使館	03-3446-7252
ギニア共和国大使館	03-3770-4640	マラウイ共和国大使館	03-3449-3010
ケニア共和国大使館	03-3723-4006	マリ共和国大使館	03-5447-6881
コートジボワール共和国大使館	03-5454-1401	南アフリカ共和国大使館	03-3265-3366
コンゴ共和国大使館	03-6427-7858	モザンビーク共和国大使館	03-5760-6271
コンゴ民主共和国大使館	03-6456-4394	モーリタニア・イスラム共和国大使館	03-6712-2147
ザンビア共和国大使館	03-3491-0121	モロッコ王国大使館	03-5485-7171
ジブチ共和国大使館	03-5704-0682	リビア大使館	03-3477-0701
ジンバブエ共和国大使館	03-3280-0331	リベリア共和国大使館	03-3441-7720
スーダン共和国大使館	03-5729-6170	ルワンダ共和国大使館	03-5752-4255
セネガル共和国大使館	03-3464-8451	レソト王国大使館	03-3584-7455



各地方の市区町村

Municípios de Aichi / Municipios de Aichi

尾張地方 (名古屋)

■名古屋市 (熱田区、千種区、東区、北区、名東区、緑区、南区、港区、瑞穂区、守山区、中川区、中村区、中区、西区、昭和区、天白区)

尾張地方 (尾張)

■一宮市 ■瀬戸市 ■春日井市 ■犬山市 ■江南市
 ■小牧市 ■稲沢市 ■尾張旭市 ■岩倉市 ■豊明市
 ■日進市 ■清須市 ■北名古屋市 ■長久手市
 ■愛知郡 (■東郷町) ■西春日井郡 (■豊山町)
 ■丹羽郡 (■大口町 ■扶桑町)

尾張地方 (海部)

■津島市 ■愛西市 ■弥富市 ■あま市
 ■海部郡 (■大治町 ■蟹江町 ■飛島村)

尾張地方 (知多)

■半田市 ■常滑市 ■東海市 ■大府市 ■知多市
 ■知多郡 (■阿久比町 ■武豊町 ■東浦町 ■美浜町 ■南知多町)

三河地方 (西三河)

■岡崎市 ■碧南市 ■刈谷市 ■豊田市 ■安城市
 ■西尾市 ■知立市 ■高浜市 ■みよし市
 ■額田郡 (■幸田町)

三河地方 (東三河)

■豊橋市 ■豊川市 ■蒲郡市 ■新城市 ■田原市
 ■北設楽郡 (■設楽町 ■東栄町 ■豊根村)

Owari (Nagoya)

■Nagoya-shi (Atsuta-ku, Chikusa-ku, Higashi-ku, Kita-ku, Meitō-ku, Midori-ku, Minami-ku, Minato-ku, Mizuho-ku, Moriyama-ku, Nakagawa-ku, Nakamura-ku, Naka-ku, Nishi-ku, Shōwa-ku, Tenpaku-ku)

Owari (Owari)

■Ichinomiya-shi ■Seto-shi ■Kasugai-shi ■Inuyama-shi ■Kōnan-shi
 ■Komaki-shi ■Inazawa-shi ■Owariasahi-shi ■Iwakura-shi ■Toyoake-shi
 ■Nisshin-shi ■Kiyosu-shi ■Kitanagoya-shi ■Nagakute-shi
 ■Aichi-gun (■Tōgō-chō) ■Nishikasugai-gun (■Toyoyama-chō)
 ■Niwa-gun (■Ōguchi-chō ■Fusō-chō)

Owari (Ama)

■Tsushima-shi ■Aisai-shi ■Yatomi-shi ■Ama-shi
 ■Ama-gun (■Ōharu-chō ■Kanie-chō ■Tobishima-mura)

Owari (Chita)

■Handa-shi ■Tokoname-shi ■Tōkai-shi ■Ōbu-shi ■Chita-shi
 ■Chita-gun (■Agui-chō ■Taketocho-chō ■Higashiura-chō ■Mihama-chō ■Minamichita-chō)

Mikawa (Nishi Mikawa)

■Okazaki-shi ■Hekinan-shi ■Kariya-shi ■Toyota-shi ■Anjō-shi
 ■Nishio-shi ■Chiryū-shi ■Takahama-shi ■Miyoshi-shi
 ■Nukata-gun (■Kōta-chō)

Mikawa (Higashi Mikawa)

■Toyohashi-shi ■Toyokawa-shi ■Gamagōri-shi ■Shinshiro-shi ■Tahara-shi
 ■Kitashitara-gun (■Shitara-chō ■Tōei-chō ■Toyone-mura)

和 曆 西 曆 对 照 表

大正 1 (Taishō)	1912	9	1934	34	1959	59	1984	19	2007	
2	1913	10	1935	35	1960	60	1985	20	2008	
3	1914	11	1936	36	1961	61	1986	21	2009	
4	1915	12	1937	37	1962	62	1987	22	2010	
5	1916	13	1938	38	1963	63	1988	23	2011	
6	1917	14	1939	39	1964	64	平成 1 (Heisei)	24	2012	
7	1918	15	1940	40	1965	65		25	2013	
8	1919	16	1941	41	1966	66	2	26	2014	
9	1920	17	1942	42	1967	67		1990	27	2015
10	1921	18	1943	43	1968	68	3	1991	28	2016
11	1922	19	1944	44	1969	69	4	1992	29	2017
12	1923	20	1945	45	1970	70	5	1993	30	2018
13	1924	21	1946	46	1971	71	6	1994	31	2019
14	1925	22	1947	47	1972	72	7	1995	令和 1 (Reiwa)	2020
15	1926	23	1948	48	1973	73	8	1996		
昭和 1 (Shōwa)	1926	24	1949	49	1974	74	9	1997		
2	1927	25	1950	50	1975	75	10	1998	2	
3	1928	26	1951	51	1976	76	11	1999		
4	1929	27	1952	52	1977	77	12	2000		
5	1930	28	1953	53	1978	78	13	2001		
6	1931	29	1954	54	1979	79	14	2002		
7	1932	30	1955	55	1980	80	15	2003		
8	1933	31	1956	56	1981	81	16	2004		
		32	1957	57	1982	82	17	2005		
		33	1958	58	1983	83	18	2006		



愛知生活便利帳 2020 (日本語・ポルトガル語・スペイン語)

令和 2 年 3 月発行
編集・発行
 公益財団法人愛知県国際交流協会
 〒460-0001
 名古屋市中区三の丸 2-6-1
 愛知県三の丸庁舎内
 電話 052-961-7902
 ファックス 052-961-8045
 Eメール sodan@aia.pref.aichi.jp
 URL http://www2.aia.pref.aichi.jp/

印刷
 安藤印刷株式会社

Guia Prático de Aichi 2020 (japonês, português, espanhol)

Março de 2020
Edição e publicação:
Associação Internacional de Aichi
 460-0001
 Nagoya-shi Naka-ku Sannomaru 2-6-1
 Aichi-ken Sannomaru Chōsha
 TEL 052-961-7902
 FAX 052-961-8045
 E-mail sodan@aia.pref.aichi.jp
 URL http://www2.aia.pref.aichi.jp/

Impressão:
 Ando Printing

Guía Práctica de Aichi 2020 (japonés, portugués, español)

Marzo de 2020
Edita y publica
Asociación Internacional de Aichi
 460-0001
 Nagoya-shi Naka-ku Sannomaru 2-6-1
 Aichi-ken Sannomaru Chōsha
 TEL 052-961-7902
 FAX 052-961-8045
 E-mail sodan@aia.pref.aichi.jp
 URL http://www2.aia.pref.aichi.jp/

Impresión:
 Ando Printing